

一般廃棄物処理基本計画

平成 30 年 3 月

群馬県 みなかみ町

目次

第1章 計画策定の基本的考え方	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
1 他計画との関係（関係法令）	2
2 計画目標年次	3
3 計画の範囲	3
第2章 みなかみ町の概要	5
第1節 自然特性	5
1 位置・地形	5
第2節 社会特性	6
1 年齢別人口分布	6
2 産業	7
3 土地利用	7
4 観光入込客	8
5 収集人口	9
第3節 基本計画	10
第3章 ごみ処理基本計画	11
第1節 ごみ処理行政の動向	11
1 関係法令	11
2 国・県の動向	13
第2節 ごみ処理の現状及び課題	16
1 ごみ処理体制	16
2 ごみ処理の実績	23
3 ごみ処理の評価	35
4 ごみ処理の課題	39
第3節 ごみ処理基本計画	40
1 基本目標	40
2 基本方針	41
3 基本目標達成のための役割	42
4 ごみ処理の将来予測	44
5 ごみ処理基本計画の取組み施策	50
6 ごみ処理計画	66
7 その他	72
第4章 生活排水処理基本計画	73
第1節 生活排水処理の現状	73
1 生活排水処理の現状	73
2 施設整備状況	75

3	処理形態別人口の推移.....	79
4	し尿・浄化槽汚泥量の推移.....	80
5	生活排水処理の課題.....	81
第2節 生活排水処理基本計画.....		82
1	基本目標.....	82
2	基本方針.....	83
3	生活排水処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥量の将来予測.....	84
4	生活排水処理計画の取組み施策.....	86
5	し尿・汚泥等処理計画.....	89
6	その他関連事項.....	93
資料編		
資料 1	ごみ排出量等の推計結果.....	95
資料 2	生活排水処理等の推計結果.....	101

第1章 計画策定の基本的考え方

第1節 計画策定の趣旨

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定として、市町村は当該地域の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないとされています。

一般廃棄物処理基本計画は、一般廃棄物の減量・資源化や適正処理に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針を定めるものであり、概ね5年ごとに改定するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合は見直すことが適切であるとされています。

みなかみ町（以下、「本町」という。）では、平成22年7月に「みなかみ町一般廃棄物処理基本計画（以下、「現計画」という。）」を策定し、平成31年度までを計画期間として、ごみ減量・資源化に関する取組みを推進してきました。

現計画は、平成26年度に中間目標年度を迎え、計画の見直し時期となっていることから、国や群馬県の動向を踏まえ、本町の総合計画等の各種計画と十分に整合を図ったうえで、新たな「みなかみ町一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」という。）に見直します。

なお、本計画の見直しに際しては、「ごみ処理基本計画策定指針の改定について」（平成28年9月15日付環廃対発1609152号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づく生活排水処理基本計画策定に当たっての指針について」（平成2年10月8日付衛環第200号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課）に準じることとします。

第2節 計画の位置づけ

1 他計画との関係（関係法令）

本計画の位置づけを図 1-2-1 に示します。

本計画は、国や群馬県の上位計画や「第2次みなかみ町総合計画」（改定中）との調整を図りながら、本町の循環型社会形成の推進と低炭素社会の実現に配慮し、中長期的な視点で計画を見直します。

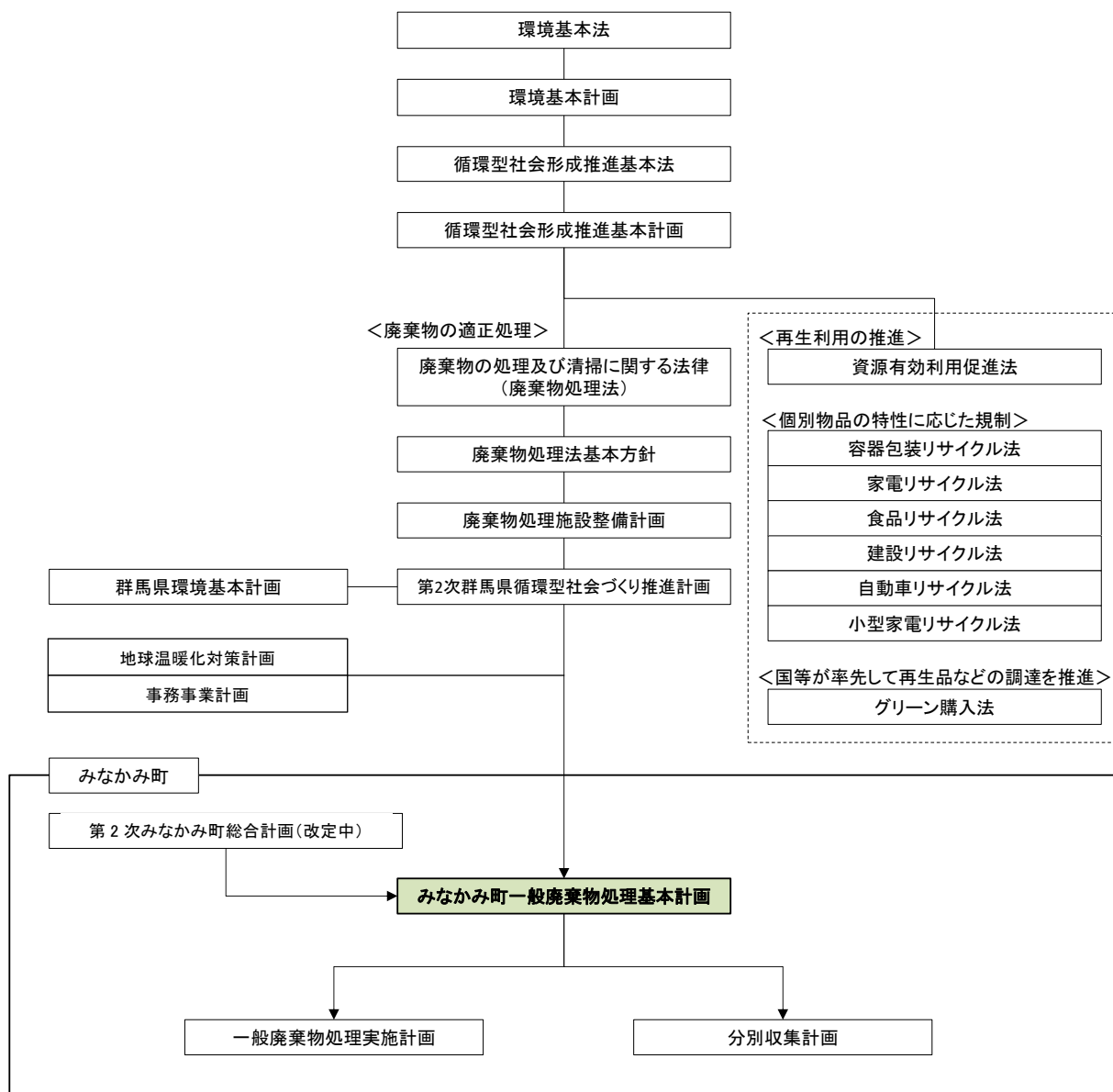


図 1-2-1 計画の位置づけ

2 計画目標年次

本計画の目標年次及び計画期間は、以下に示すとおりです。

平成 22 年 7 月に策定した一般廃棄物処理基本計画では、平成 22 年度から平成 31 年度までを計画期間とし、おおむね 5 年ごと、又は制度の改正や廃棄物処理を取り巻く情勢が変化した場合等に見直しを行うこととしています。

本計画では、平成 29 年度を計画策定期間とし、平成 30 年度を初年度として、5 年後の平成 34 年度を中期目標年、10 年後の平成 39 年度を計画目標年とします。

表 1-2-1 各計画と本計画の目標年度

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	
現計画 H22年7月 策定	計画期間																		
本計画 H30年3月 改訂									計画 策定期間	計画期間									
										◎	→		◎	→					◎
									計画 初年度			中期 目標年						計画 目標年	

3 計画の範囲

計画対象区域は本町の行政区域全域とし、計画対象物は本町で発生する一般廃棄物（ごみ及び生活排水）とします。

第2章 みなかみ町の概要

第1節 自然特性

1 位置・地形

本町は、群馬県の最北端に位置し、北は谷川連峰を境に新潟県の湯沢町や南魚沼市、魚沼市と隣接し、東は沼田市や片品村、川場村、西は吾妻郡高山村と中之条町とに隣接しています。また、首都 東京と新潟市との中間約 150km の位置にあり、JR 上越線や上越新幹線、関越自動車道、国道 17 号線が走り、首都圏からのアクセスに恵まれています。

なお、本町は平成 17 年 10 月 1 日に旧月夜野町、旧水上町、旧新治村の合併によりみなかみ町として新たに発足しました。合併後の面積は 781.08km²、平成 28 年 10 月 1 日現在の人口は 18,970 人となっています。

地形は、町の大部分が山地であり、上信越高原国立公園を擁する広大な森林を有しています。標高は 300m から 2,000m 級の山岳にまでわたり、北にそびえ立つ谷川連峰の山々には谷川岳をはじめとする多くの山岳観光資源があり、山麓には水上温泉郷や猿ヶ京三国温泉郷、上牧温泉など、多数の温泉地が存在します。

本町を含む群馬県と新潟県の境界の山稜一帯は中央分水嶺となっており、山岳地域では冬期の大量の積雪の影響などにより、急峻な岩壁や露岩地に加え、雪食凹地、氾濫原、河岸段丘など特徴的な地形や、周氷河地形などの豪雪地特有の地形を形成しています。

平成 29 年 6 月には、これらの特殊な地形・地質が「みなかみユネスコエコパーク」として正式登録されたことから、今後は一層の観光振興を推進していくこととしています。



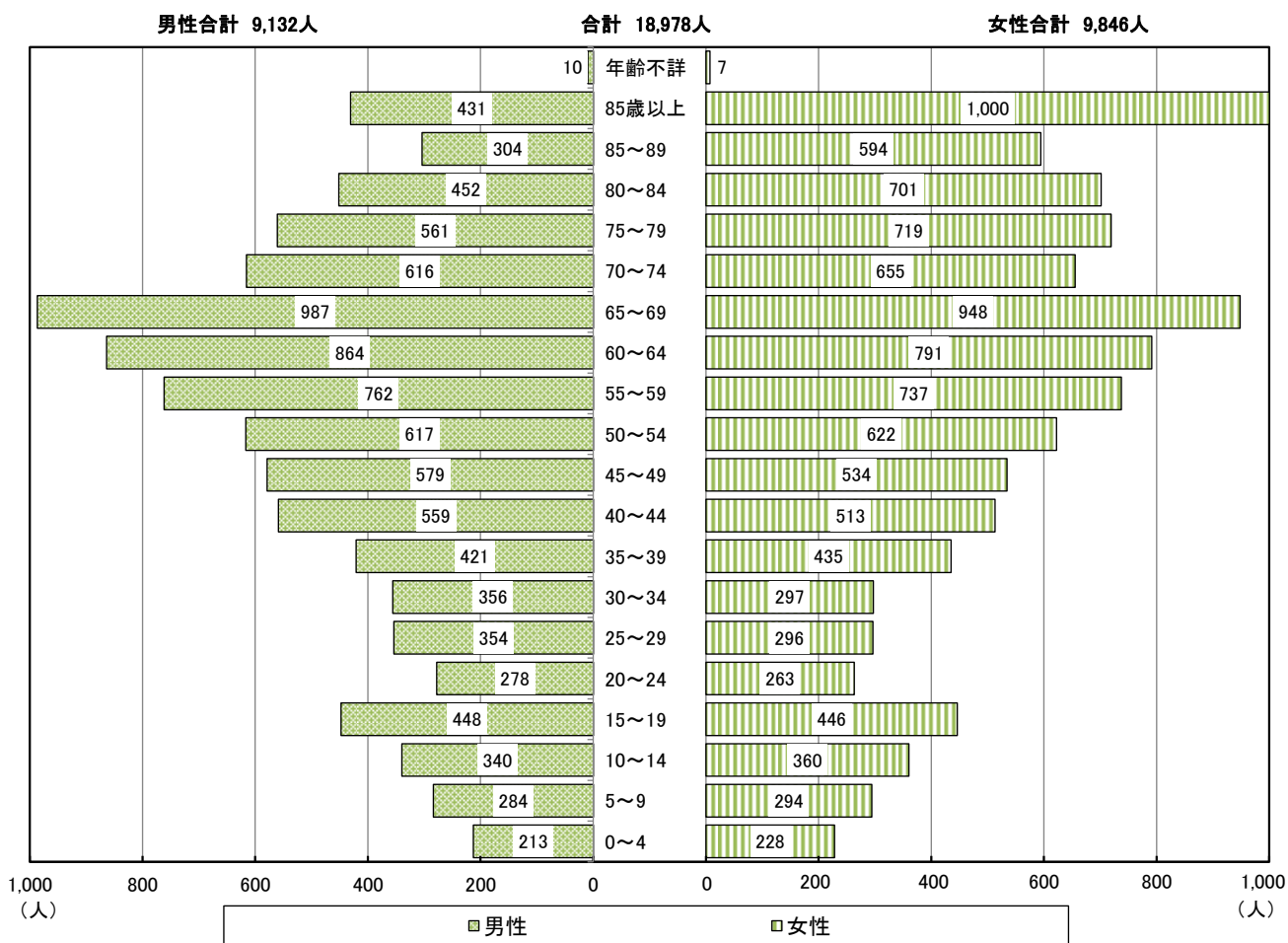
図 2-1-1 本町の位置図

第2節 社会特性

1 年齢別人口分布

本町の平成28年10月1日現在における年齢別人口分布は、図2-2-1に示すとおりです。

男女別年齢別構成では、男性では65～69歳が最も多く、女性では85歳以上が最も多くなっています。



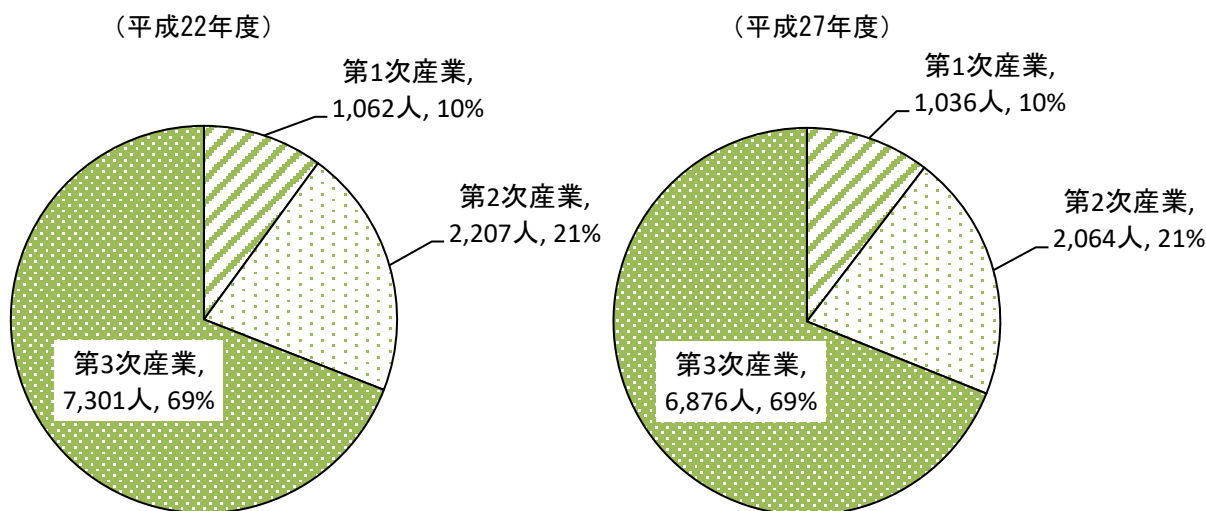
(資料：住民基本台帳、平成28年10月1日現在)

図 2-2-1 人口ピラミッド

2 産業

平成 22 年と平成 27 年の産業別就業人口（大分類）の調査結果は、図 2-2-2 に示すとおりです。

就業者の総数は、平成 22 年の 10,570 人から平成 27 年の 9,967 人と減少しており、全産業分類で減少しています。



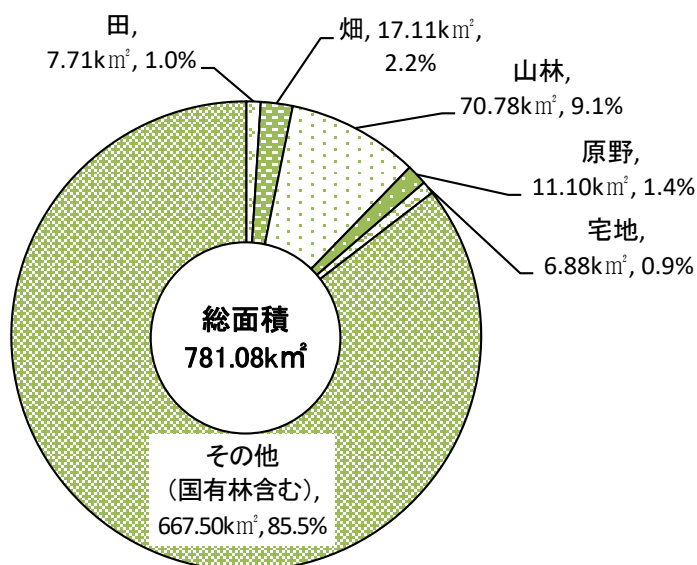
（資料：国勢調査（分類不能の産業を除く））

図 2-2-2 産業別人口（大分類）

3 土地利用

本町の土地利用の状況は、図 2-2-3 に示すとおりです。

平成 28 年度の土地利用状況では、本町の総面積 781.08k m²のうち、その他（国有林を含む）面積が町全体の 85.5%と最も多く、次いで山林の 9.1%、畑の 2.2%、原野の 1.4%、田の 1.0%、宅地の 0.9%という状況となっています。



（資料：みなかみ町町勢要覧2016 資料編（平成28年1月1日現在））

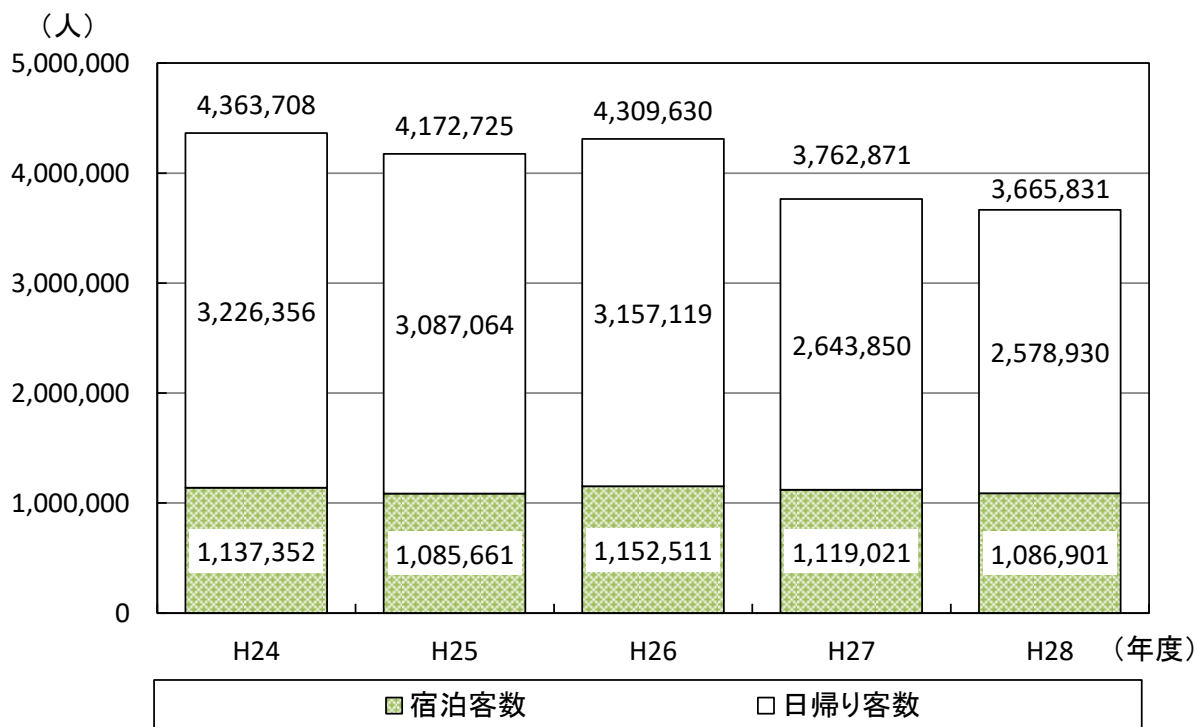
図 2-2-3 土地利用状況

4 観光入込客

過去5年間における本町の観光入込客の推移は、図 2-2-4 に示すとおりです。

宿泊客数は平成24年度から28年度までほぼ横ばいで推移していますが、日帰り客数は平成26年度以降減少傾向となっています。

平成28年度の観光入込客数は、約367万人となっています。



(資料：平成24年度から平成27年度までの実績値は「みなかみ町町勢要覧2016 資料編」、平成28年度実績値は「みなかみ町入り込み客数」より)

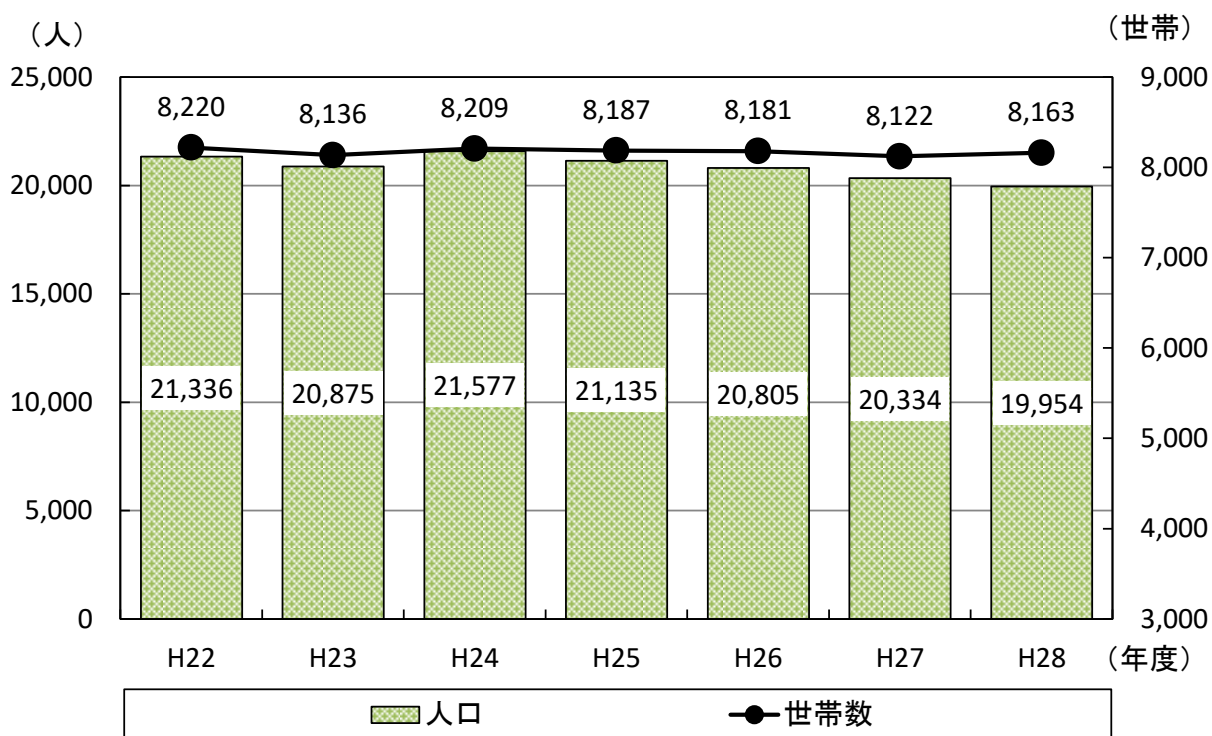
図 2-2-4 観光人口の推移

5 収集人口

平成 22 年度から平成 28 年度までの収集人口及び世帯数の推移は、図 2-2-5 に示すとおりです。

収集人口は、平成 24 年度から年々減少し、平成 28 年度には 19,954 人となっています。

世帯数は、平成 24 年度から平成 27 年度までは減少傾向にありましたが、平成 28 年度には増加に転じ、8,163 世帯となっています。



(資料：住民基本台帳、各年度10月1日現在、外国人登録者数含む)

図 2-2-5 人口・世帯の推移

第3節 基本計画

本町では、「第2次みなかみ町総合計画」（改定中）において、町のあるべきすがたについて定めています。

その中で示されている町の基本理念や一般廃棄物処理に関する施策は、表 2-3-1 に示すとおりです。

表 2-3-1 第2次みなかみ町総合計画における計画内容

区分	概要
計画期間	平成30年度～平成34年度
基本理念	水と森・歴史と文化に息づく 利根川源流のまち みなかみ
将来人口	平成34年度:16,477人
一般廃棄物処理の方針・施策	<p>【ごみ処理】</p> <p>(1)施策名 :循環型社会づくりの推進</p> <p>(2)施策の目的:ごみを適正に分別し、減量と資源化を積極的に行い、環境への負荷を軽減させる。</p> <p>(3)基本事業名:</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ごみ減量の推進 ○ごみの資源化の推進 <p>≪目標値≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの総排出量:5,966g(平成28年度)⇒5,606g(平成34年度) ・1人1日あたりの排出量:819g(平成28年度)⇒825g(平成34年度) ・ごみの資源化率:57.7%(平成28年度)⇒58.1%(平成34年度) <p>【生活排水処理】</p> <p>(1)施策名 :生活環境の保全</p> <p>(2)施策の目的:環境への負荷を低減させ、良好な状態に保持される。</p> <p>(3)基本事業名:</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活排水の適正処理 <p>≪目標値≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚水処理人口普及率:77.2%(平成28年度)⇒83.2%平成34年度) ・下水道普及率:47.6%(平成28年度)⇒48.8%平成34年度)

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理行政の動向

1 関係法令

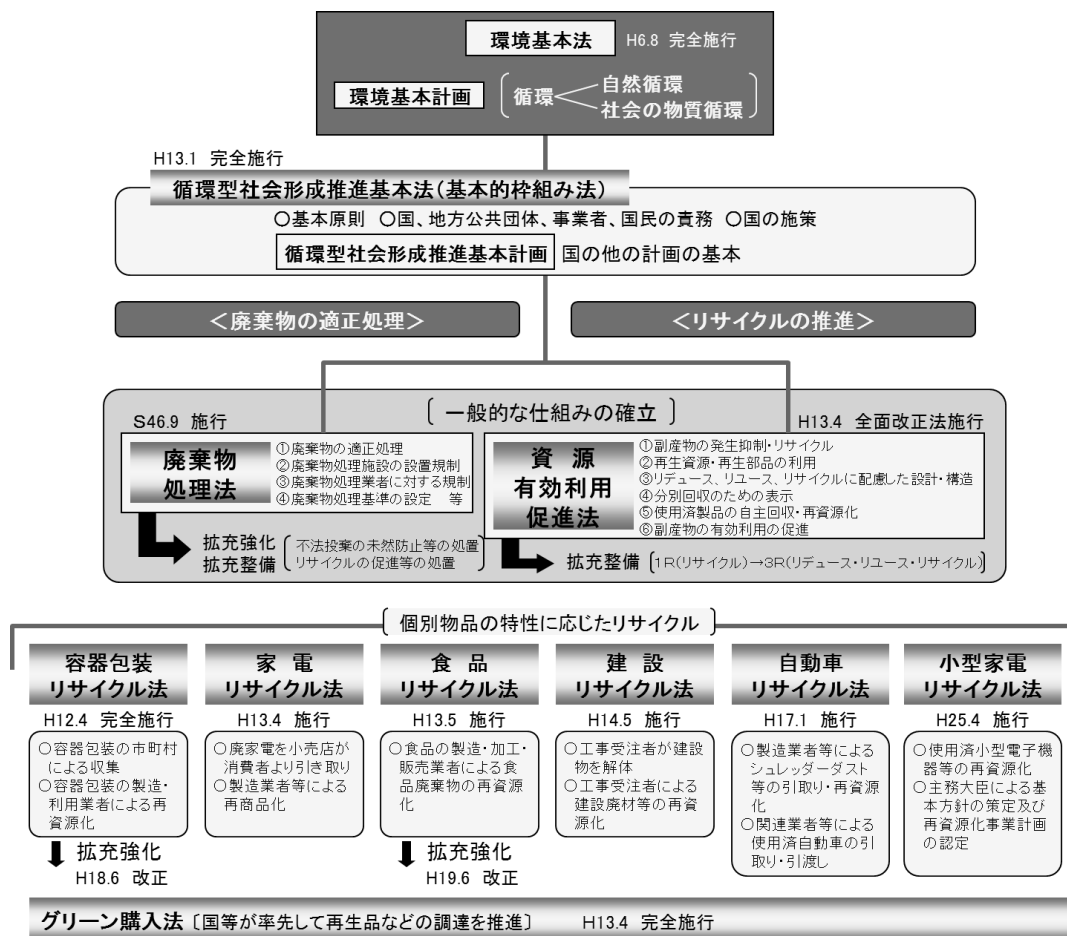
1) 関係法令の概要と体系

国が法整備を進める循環型社会形成推進のための詳細な法体系は、図 3-1-1 に示すとおりです。

平成 13 年 1 月に「循環型社会形成推進基本法」が完全施行され、「廃棄物の適正処理」と「リサイクルの推進」の 2 つの方針に対応した「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」と「資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)」が位置づけられています。

また、各種廃棄物について個別物品の特性に応じたリサイクルを行うため、各種リサイクル法(「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」、「食品リサイクル法」、「建設リサイクル法」、「自動車リサイクル法」及び「小型家電リサイクル法」)が施行されています。

さらに、「再生品等の供給面の取組」に加え、「需要面からの取組が重要である」という観点から、循環型社会形成推進基本法の個別法のひとつとして「国等による環境物品等の調達に関する法律(グリーン購入法)」が制定され、平成 13 年 4 月に完全施行されています。



(資料: 経済産業省「資源循環ハンドブック 2017」を基に作成)

図 3-1-1 循環型社会形成のための法体系図

関係法の概要は、表 3-1-1 に示すとおりです。

表 3-1-1 関連法の概要

年月	関連法	概要
H 6. 8	環境基本法完全施行 (環境全般)	本法律では、基本となる理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民と、あらゆる主体の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めています。
H12. 4	容器包装リサイクル法完全施行	一般家庭から排出されるごみの容積比で6割、重量比で2～3割を占める容器包装廃棄物のリサイクルを進めるため、消費者には分別排出、市町村には分別収集、製造事業者にはリサイクルの責任を明確化しています。
H13. 1	循環型社会形成推進基本法完全施行 (循環型社会形成)	廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備と相まって、循環型社会の形成に向け実効ある取組みの推進を図るための基本的な枠組みを定めています。
H13. 4	家電リサイクル法完全施行(家電品)	平成 13 年4月以降、エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶・プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機を特定家庭用機器として位置付けており、製造メーカーには再商品化を、小売業者には消費者からの引取及び製造メーカーへの引き渡しを、排出者にはリサイクル料金及び運搬費の負担を義務付け、家電製品のリサイクルを推進しています。
	資源有効利用促進法完全施行(各種製品、パソコン等)	10 業種・69 品目(一般廃棄物及び産業廃棄物の約5割をカバー)を対象業種・対象製品として位置付け、事業者に対して3R(リデュース、リユース、リサイクル)の取組みを求めており、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装については平成 13 年4月より、事業者に対し、識別表示が義務付けられています。
	グリーン購入法完全施行 (自治体の調達品)	国等の公的部門による環境物品等の調達の推進、環境物品等の情報提供の推進及び環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の形成を図ることを目的としています。
H13. 5	食品リサイクル法完全施行(食品残さ)	食品廃棄物について、発生抑制と最終処分量の削減を図るため、飼料や肥料等の原材料として再生利用するなど、食品関連事業者(製造、流通、外食等)による食品循環資源の再生利用等を促進しています。
H14. 5	建設リサイクル法完全施行(建設廃棄物)	建築物を解体する際に廃棄物(コンクリート、アスファルト、木材)を分別し再資源化することを解体業者に義務付けています。
H17. 1	自動車リサイクル法完全施行(自動車)	循環型社会を形成するため、自動車のリサイクルについて最終所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者の役割を定めた法律で、これにより最終所有者には、リサイクル料金(フロン類、エアバッグ類、シュレツダーダストのリサイクル)を負担することが義務付けられています。
H25. 4	小型家電リサイクル法(小型家電)	デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等(計 96 品目)の再資源化を促進するため、主務大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めています。

2 国・県の動向

1) 国の方針、県の計画等

廃棄物の処理に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)に基づき、ごみの適正処理、処分に重点を置いた事業が行われてきましたが、廃棄物処理法の改正、環境及びリサイクル関連法の施行に伴い、環境負荷の軽減、資源循環の促進に重点を置いた事業が求められるようになりました。

廃棄物処理・資源化に関する国の方針・県の計画等の経過は、表 3-1-2 に示すとおりです。

表 3-1-2 廃棄物処理・資源化に関する国の方針・県の計画等の経過

年月	関連する計画等
平成11年3月	群馬県ごみ処理施設適正化計画(群馬県)
平成13年5月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(国)
平成14年3月	第1次群馬県廃棄物処理計画策定(群馬県)
平成15年3月	第二次循環型社会形成推進基本計画(国)
平成17年4月	循環型社会形成推進交付金制度の導入(国)
平成17年5月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正(国)
平成18年6月	第2次群馬県廃棄物処理計画策定(群馬県)
平成20年1月	一般廃棄物処理マスタープラン(県広域化計画)(群馬県)
平成20年3月	循環型社会形成推進基本計画改定(国)
平成25年6月	ごみ処理基本計画策定指針(国)
平成23年3月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正(国)
平成23年3月	循環型社会づくり推進計画(群馬県)
平成25年5月	廃棄物処理施設整備計画
〃	第三次循環型社会形成推進基本計画改定(国)
平成25年6月	ごみ処理基本計画策定指針改定(国)
平成26年3月	災害廃棄物対策指針策定(国)
平成28年1月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正(国)
平成28年3月	第二次群馬県循環型社会づくり推進計画(群馬県)
平成29年3月	群馬県災害廃棄物処理計画(群馬県)

2) みなかみ町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

本条例は、廃掃法に基づき、廃棄物の排出の抑制、再利用の促進、適正な処理及び清掃に関し、必要な事項を定めるものとして、平成5年9月に施行されました。

本計画の策定、変更は本条例に基づきます。

3) 国、県の達成目標

(1) 国の減量目標等

国は、平成 25 年 5 月策定の「第三次循環型社会形成推進基本計画」及び平成 28 年 1 月策定の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(「廃棄物処理法の基本方針」)の中で、一般廃棄物の減量化目標を設定しています。

また、平成 25 年 5 月には廃棄物処理法に基づく「廃棄物処理施設整備計画」が閣議決定され、計画期間に係る廃棄物処理施設整備事業の実施目標及び概要が定められています。

国の減量化目標等は、表 3-1-3 から表 3-1-5 に示すとおりです。

表 3-1-3 国の減量化等の目標 (第三次循環型社会形成推進基本計画)

区分	第三次循環型社会形成推進基本計画	
	平成 12 年度	平成 32 年度
排出削減	●ごみ総排出量(g/人・日)を 25%削減	
	約 1,185g	約 890g
	●資源ごみ、集団回収量を除いた家庭系ごみ量(g/人・日)を 25%削減	
	約 660g	約 500g
リサイクル率	—	
	—	
最終処分量	—	
	●事業系ごみ量(t/年)を 35%削減	
	約 1,799 万 t	約 1,170 万 t

表 3-1-4 国の減量化等の目標 (廃棄物処理法の基本方針)

区分	廃棄物処理法の基本方針	
	平成 24 年度	平成 32 年度
排出削減	●ごみ総排出量※(t)を約 12%削減 ※ごみ総排出量: 収集ごみ量+直接搬入ごみ量+集団回収量	
	●資源ごみ、集団回収量を除いた家庭系ごみ量(g/人・日)を約 500g ※第三次循環型社会形成推進基本計画の目標値と整合	
リサイクル率	約 27%	
最終処分量	14%削減	
その他目標	<p>■廃棄物エネルギー利用の観点からの目標について 焼却された一般廃棄物量のうち発電設備の設置された焼却施設で処理されるものの割合を約 69%に増加</p> <p>■1人1日当たりの家庭系ごみ排出量に係る目標量 「平成 12 年度比約 25%減」(=1人1日当たり約 500g)</p> <p>■減量化の目標量の達成に資する取組目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭系食品ロスの発生量を把握している市町村数: 43 市町村(平成 25 年度)→200 市町村(平成 30 年度) ・家電リサイクル法上の小売業者の引取義務外品の回収体制を構築している市町村の割合: 約 59%(平成 25 年度)→100%(平成 30 年度) ・使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合: 約 43%(平成 25 年度)→80%(平成 30 年度) 	

表 3-1-5 国の廃棄物処理施設の整備目標（廃棄物処理施設整備計画）

区分	廃棄物処理施設整備計画	
	平成 24 年度	平成 29 年度
排出削減	—	
リサイクル率	26%	
最終処分場の整備目標	一般廃棄物最終処分場の残余年数 平成 24 年度の水準(20 年分)を維持する。	
ごみ焼却施設の整備目標	■期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値 16%(平成 24 年度見込み)→21%(平成 29 年度)	

(2) 群馬県の減量目標等

群馬県では、平成 28 年 3 月に「第二次群馬県循環型社会づくり推進計画」を策定し、国の減量化目標と同様に目標値が定められています。数値目標は、表 3-1-6 に示すとおりです。

同計画では、循環型社会実現のために各主体に求められる役割や県の施策等を明確に示すとともに、前計画策定後に国において策定された「第三次循環型社会形成推進基本計画（平成 25 年 5 月）」を踏まえ、循環させる資源の「量」に着目した取組に加え、資源の性質を活かす「質」の高い資源の循環的な利用を実現する循環型社会づくりを目指しています。

表 3-1-6 群馬県の減量化等の目標（第二次群馬県循環型社会づくり推進計画）

区分	第二次群馬県循環型社会づくり推進計画	
	平成 20 年度	平成 31 年度
排出削減	●県民 1 人 1 日当たりのごみ排出量(g/人・日) <u>913g 以下まで削減（約 13%削減）</u> (※平成 25 年度実績 1,050g)	
	●県民 1 人 1 日当たりの生活系可燃ごみの排出量(g/人・日) <u>464g 以下まで削減（約 20%削減）</u> (※平成 25 年度実績 583g)	
リサイクル率	●再生利用率(%) <u>25%以上（約 9.4 ポイント増加）</u> (※平成 25 年度実績 15.6%)	
最終処分量	●最終処分量(千 t) <u>79 千 t 以下まで削減（約 11%削減）</u> (※平成 25 年度実績 89 千 t)	

(資料：群馬県「第二次群馬県循環型社会づくり推進計画」)

第2節 ごみ処理の現状及び課題

1 ごみ処理体制

1) 対象とする廃棄物

本計画は、町内で発生する一般廃棄物（ごみ及び生活排水）を対象とします。

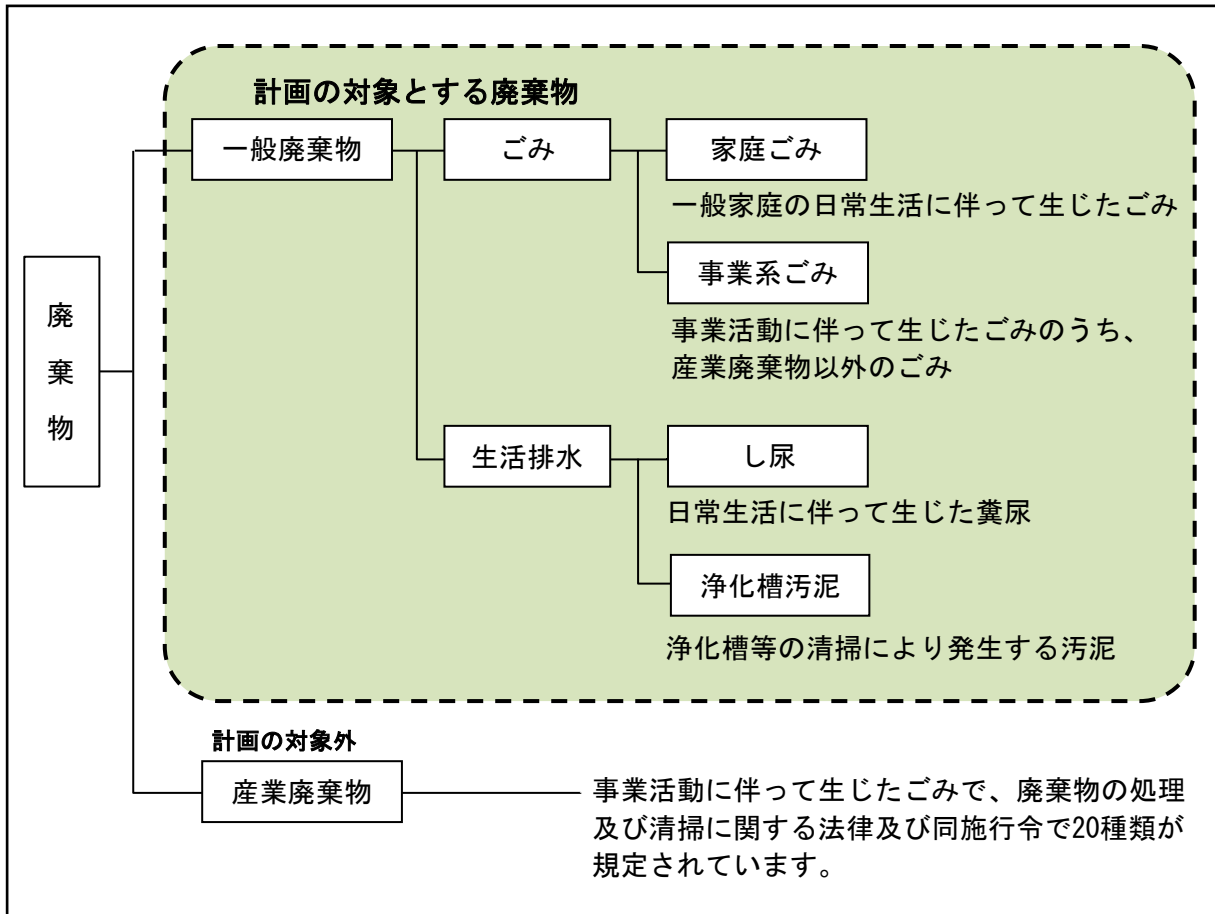


図 3-2-1 計画の対象とする廃棄物

2) ごみ処理フロー

本町のごみ処理フローは、図 3-2-2 に示すとおりです。

本町では、燃やせるごみ（可燃ごみ）は奥利根アメニティパークで固形燃料として処理を行っており、生ごみは資源リサイクルセンターにて堆肥化を行っています。

燃やせないごみ（不燃ごみ）、資源ごみ、粗大ごみについては、リサイクルプラザで選別・梱包・破碎・保管を行っています。

リサイクルプラザ処理後の可燃性残渣は、外部委託により焼却処理され、埋立処分または資源化されています。

固形燃料処理後の燃料化残渣及びリサイクルプラザ処理後の処理不適物・不燃性残渣は、最終処分場に搬送され、埋立処分されています。

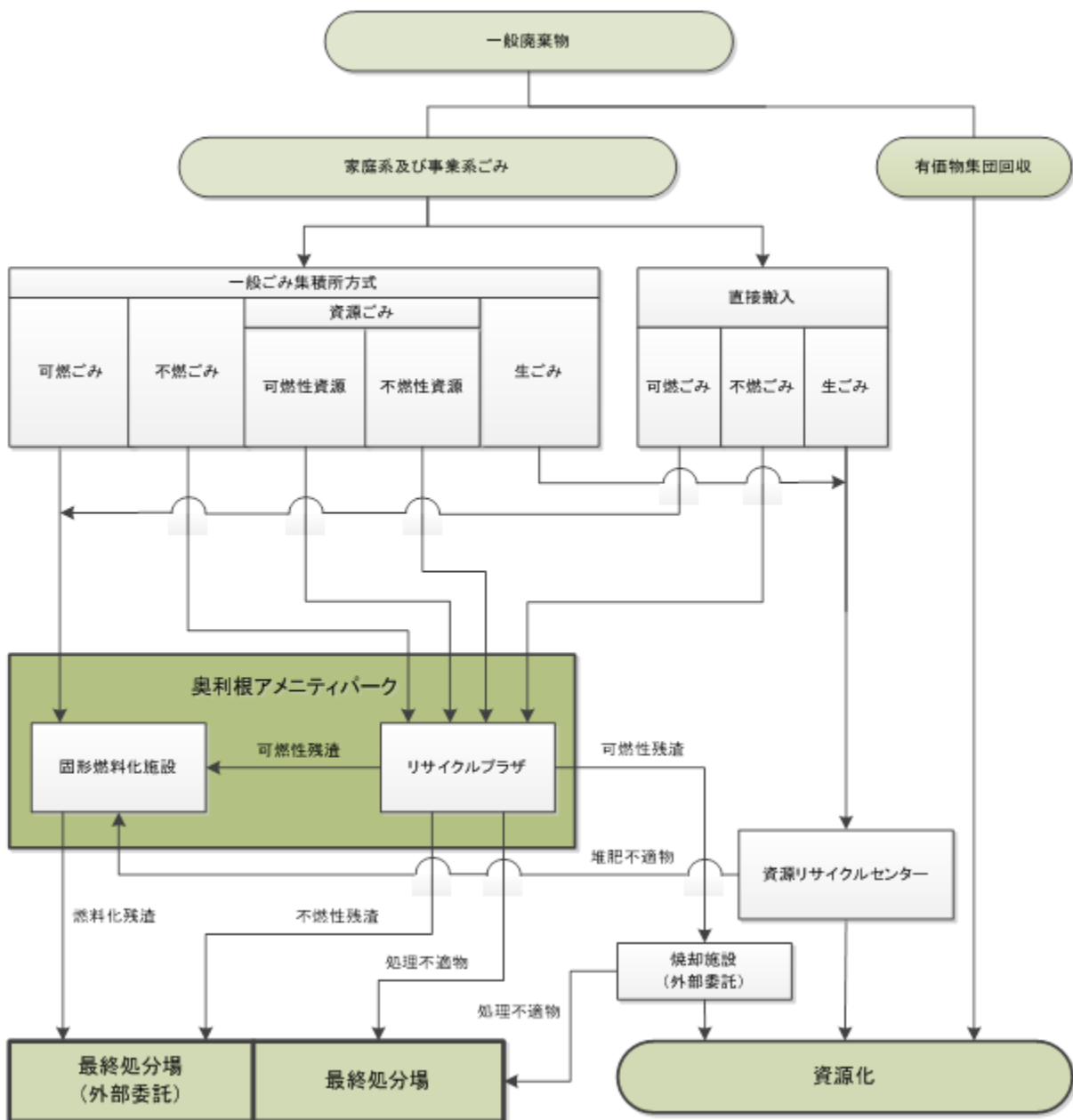


図 3-2-2 ごみ処理フロー

3) 分別区分

家庭系ごみの分別区分は、表 3-2-1 に示すとおりです。

表 3-2-1 家庭系ごみの分別区分

分別区分			ごみの種類	
資源 ごみ	可燃性 資源	古紙類	新聞	新聞紙(折込、広告・チラシ含む)
			ダンボール	ダンボール
			紙パック	識別マークが付いているもの
			本、雑誌、雑紙	雑誌、包装紙、ボール紙製箱、厚紙、包装紙、その他の紙
		ペットボトル		ペットボトルの識別マークが付いているもの
	不燃性 資源	缶類	アルミ缶	ビール缶、酒類、ジュース類等
			スチール缶	缶詰、菓子缶、ジュース類、カセットボンベ、スプレー缶等
		びん類	無色	酢、めんつゆなどのびん
			茶色	ドリンクびん 調味料のびん
			その他の色	酒類のびん
生ごみ			調理くず、食べ残し、未利用食品、その他の厨芥類	
燃やせるごみ ※燃やせるごみは固形燃料に処理され、リサイクルされています。			貝類、植物、紙くず、割りばし、アルミホイル、布類、衣類、プラスチック類、ゴム製品、ラップ類、くつ、かばん等	
燃やせないごみ		不燃物	陶磁器類、ガラス、鏡、コップ等	
		金属類	なべ、やかん、包丁、フライパン、さびた缶類、傘の骨組み、小型電化製品等	
粗大ごみ			家具・机・椅子、カーペット、布団、ストーブ、自転車、電子レンジ、オイル缶、ガソリンカン、ポリタンク等	
その他	電池		乾電池等	
	蛍光灯、電球		蛍光灯、白熱電球	

4) 排出方法

家庭系ごみの排出方法は、表 3-2-2 に示すとおりです。

表 3-2-2 家庭系ごみの排出方法

分別区分			排出方法	排出容器	
資源ごみ	可燃性資源	古紙類	新聞	ひもで縛る	—
			ダンボール	ひもで縛る	—
			紙パック	水洗いし、切り開いて乾かす	—
			本、雑誌、雑紙	ひもで縛る	—
		ペットボトル		キャップ・ラベルを取って水洗いする	資源ごみ指定袋
	不燃性資源	缶類	アルミ缶	水洗いする	資源ごみ指定袋
			スチール缶	水洗いする スプレー缶は穴を開ける	資源ごみ指定袋
		びん類	無色	水洗いする	資源ごみ指定袋
			茶色	水洗いする	資源ごみ指定袋
			その他の色	水洗いする	資源ごみ指定袋
生ごみ			生ごみは水を切り、乾燥させる	生ごみ指定袋	
燃やせるごみ			中身は使い切って入れる	燃やせるごみ指定袋	
燃やせないごみ		不燃物	割れたガラス等は紙で包む	燃やせないごみ指定袋	
		金属類	資源ごみとして排出する缶類と別にする	燃やせないごみ指定袋	
粗大ごみ			① 清掃センターに直接搬入する。 ② 一般廃棄物収集運搬業許可業者に引取りを依頼する。		
その他	乾電池類		基本的に筒型の乾電池	透明のビニール袋	
	蛍光灯、電球		割らずに出す	透明のビニール袋または購入時の箱	

5) 収集・運搬

ごみの収集・運搬の状況は、表 3-2-3 に示すとおりです。

収集・運搬は、町全域を対象として、民間委託により行っています。

表 3-2-3 収集・運搬の状況

分別区分			収集方式	収集回数	
資源 ごみ	可燃性資源	古紙類	新聞	ステーション方式	月 2 回
			ダンボール		
			紙パック		
			本、雑誌、雑紙		
	ペットボトル				
	不燃性資源	缶類	アルミ缶		
			スチール缶		
		びん類	無色		
			茶色		
			その他の色		
生ごみ			ステーション方式	週 2 回	
燃やせるごみ			ステーション方式	週 2 回	
燃やせないごみ	不燃物		ステーション方式	月 2 回	
	金属類				
その他	乾電池類		ステーション方式	月 2 回	
	蛍光灯、電球				

6) 中間処理

中間処理の状況は、表 3-2-4 に示すとおりです。

表 3-2-4 中間処理の状況

分別区分				中間処理の概要
資源 ごみ	可燃性 資源	古紙類	新聞	リサイクルプラザで一時保管し、直接資源化
			ダンボール	
			紙パック	
			本、雑誌、雑紙	
		ペットボトル		
	不燃性 資源	缶類	アルミ缶	リサイクルプラザで選別、圧縮・梱包後、一時保管し、資源化
			スチール缶	
		びん類	無色	
			茶色	
			その他の色	
生ごみ				資源リサイクルセンターで堆肥化し、資源化
燃やせるごみ				固形燃料化施設で固形燃料(RDF)化し、資源化
燃やせないごみ		不燃物	最終処分場で埋立処分	
		金属類	民間事業者処理を委託し、資源化	
その他	乾電池類			専門の処理業者に委託し、資源化
	蛍光灯、電球			

オリ根アメニティパークの施設概要は、表 3-2-5 から表 3-2-8 に示すとおりです。燃やせるごみ、プラスチック類は固形燃料化施設にて固形燃料（RDF）化し、施設内利用しています。

① 燃料化施設

表 3-2-5 燃料化施設の概要

施設名称 内容	オリ根アメニティパーク 固形燃料化施設
処理能力	40t/日(16h)
稼動開始	平成 10 年 3 月
処理方式	破碎・乾燥・成形処理
処理対象物	可燃ごみ, プラスチック類

② 固形燃料利用施設

表 3-2-6 固形燃料利用施設の概要

施設名称 内容	オリ根アメニティパーク 固形燃料利用施設
処理能力	RDF 焚ボイラー : 20t/日(16h)
	灰溶融 : 3t/日(16h)
	発電 : 550kW(最大)
稼動開始	平成 10 年 3 月(平成 19 年度から休止中)
処理方式	ストーカ式(可動)准連続運転
処理対象物	固形化燃料

③ 粗大ごみ処理施設

表 3-2-7 粗大ごみ処理施設の概要

施設名称 内容	オリ根アメニティパーク リサイクルプラザ
処理能力	13t/日(5h)
稼動開始	平成 10 年 3 月
処理方式	破碎・選別処理
処理対象物	粗大ごみ, 不燃ごみ, 資源ごみ

④ ごみ堆肥化施設

表 3-2-8 資源リサイクルセンターの概要

施設名称 内容	みなかみ町資源リサイクルセンター
処理能力	21t/日
稼動開始	平成 16 年
処理方式	堆肥化
処理対象物	家庭系及び事業系生ごみ, その他

2 ごみ処理の実績

1) ごみ排出等の実績

(1) ごみ排出量

本町のごみ排出量^{※1}の推移は、図 3-2-3 に示すとおりです。ごみ排出量は、年々緩やかな減少傾向にあり、平成 28 年度では 5,966t となっています。

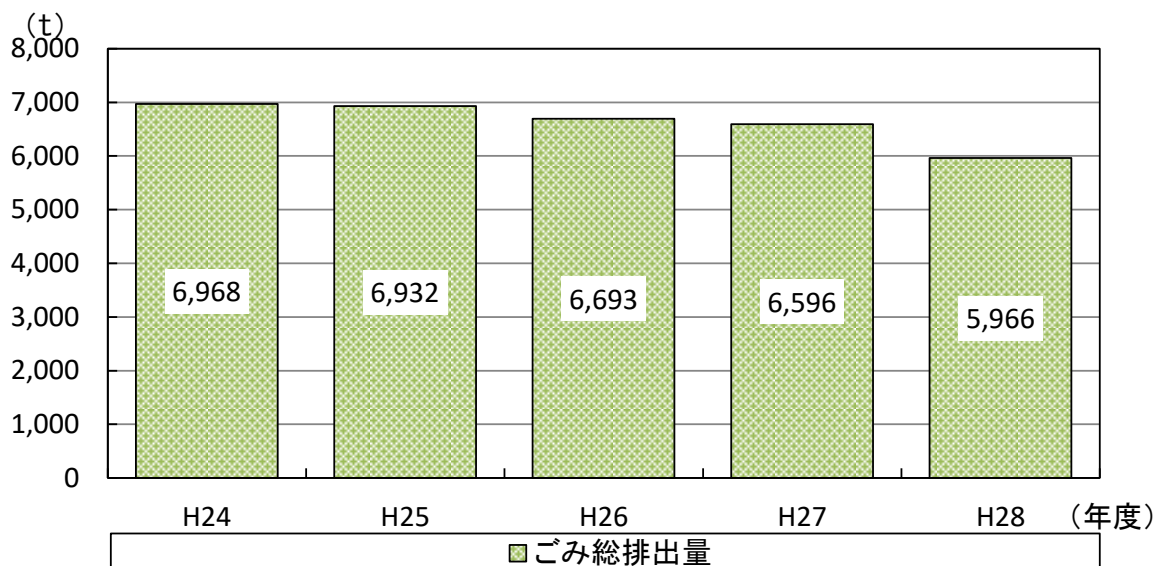


図 3-2-3 ごみ排出量の推移

(2) 家庭系ごみ及び事業系ごみ排出量の推移

家庭系ごみ及び事業系ごみ排出量の推移は、図 3-2-4 に示すとおりです。家庭系は減少傾向にありますが、事業系は増加傾向となっています。平成 28 年度ではそれぞれ 4,538t、1,428t と、平成 24 年度と比較してそれぞれ約 25%減、56%増となっています。

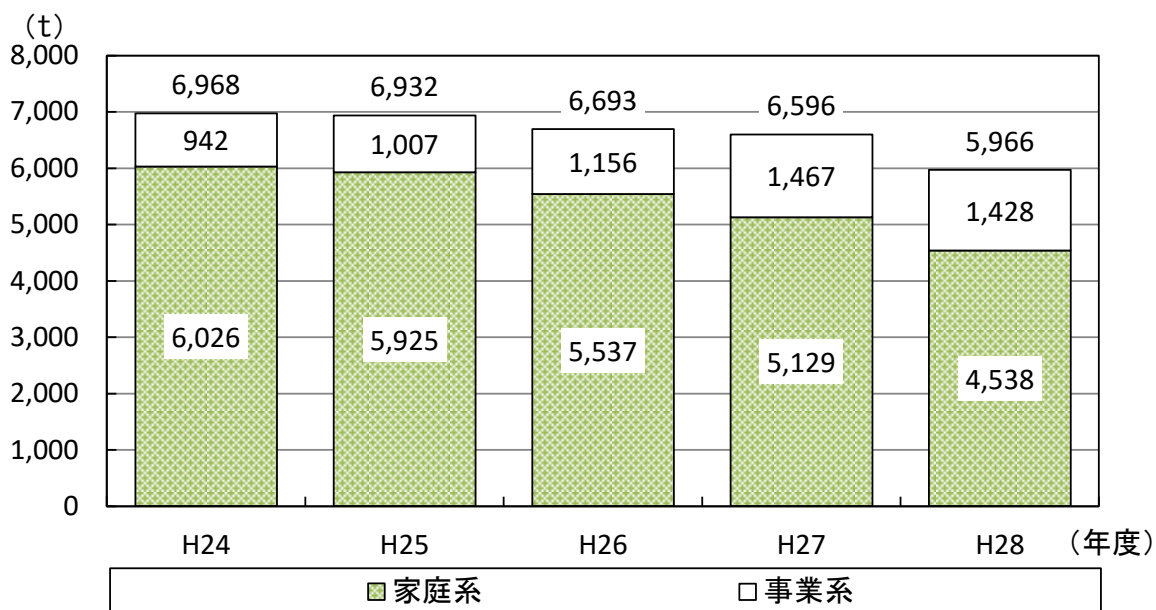
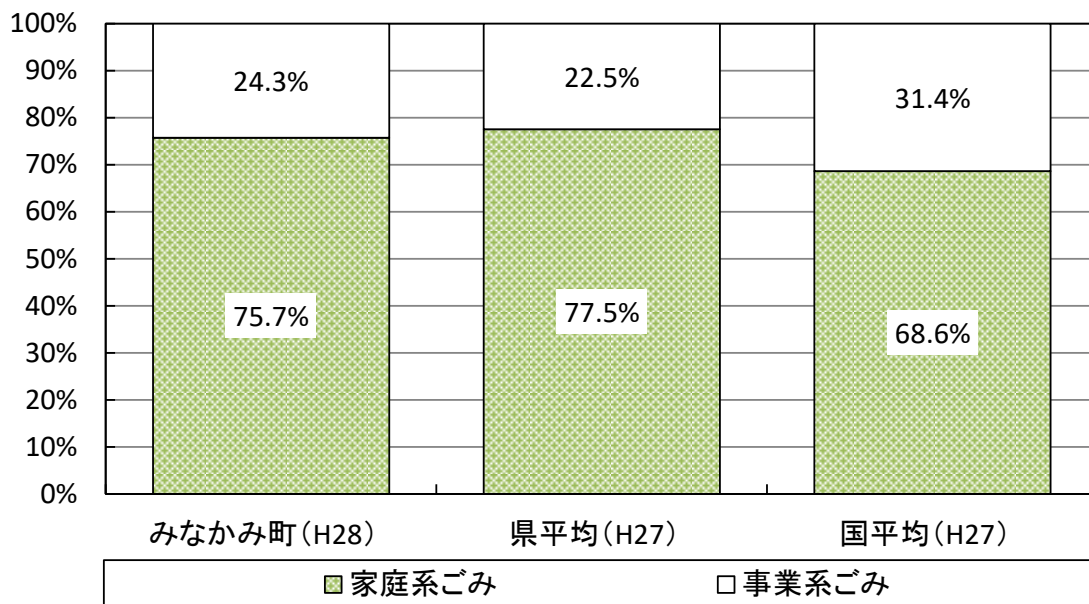


図 3-2-4 家庭系ごみ及び事業系ごみ排出量の推移

※1 ごみ排出量 (t) = 家庭系ごみ排出量 (集団回収量を含む) + 事業系ごみ排出量

家庭系ごみ及び事業系ごみ排出量の構成比は、図 3-2-5 に示すとおりです。県平均と比較して家庭系ごみが約 2 ポイント低く、事業系ごみは約 2 ポイント高くなっています。国平均と比較すると家庭系ごみが約 7 ポイント高く、事業系ごみは約 7 ポイント低くなっています。



(資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査」)

図 3-2-5 家庭系ごみ及び事業系ごみ排出量の構成比

(3) 1人1日あたりごみ排出量

1人1日あたりごみ排出量(以下、「原単位※2」という。)は、図 3-2-6 に示すとおりです。平成 28 年度には 819g/人・日となっています。

(g/人・日)

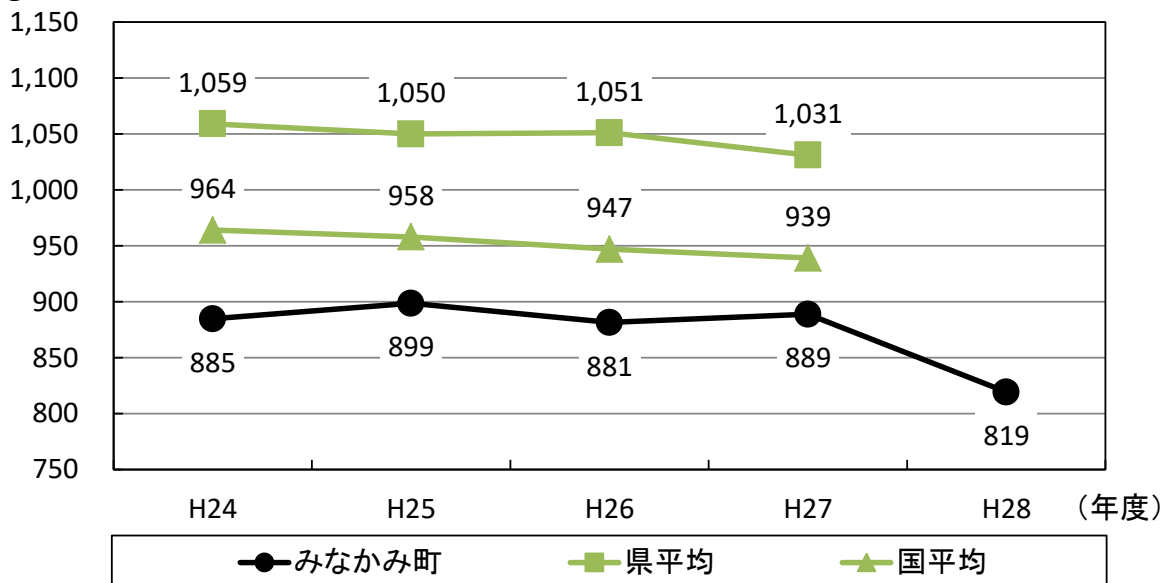


図 3-2-6 1人1日あたりごみ排出量の国平均、県平均との比較

※2 原単位(g/人・日) = ごみ排出量(t) ÷ 行政区域内人口(人) ÷ 365日 × 1,000,000

(4) 種類別ごみ排出量

種類別ごみ排出量の推移は、表 3-2-9 及び図 3-2-7 に示すとおりです。

燃やせるごみと燃やせないごみ、資源ごみ（収集分、集団回収分）、その他（し渣）は年々減少傾向を示していますが、粗大ごみや事業系ごみは増加傾向を示しています。

また、種類別ごみ排出量の内訳をみると、燃やせるごみが最も多く、次いで事業系ごみ、資源ごみ（収集分、集団回収分）、粗大ごみ、燃やせないごみ、その他（し渣）の順となっています。

表 3-2-9 種類別ごみ排出量の推移

年度		H24	H25	H26	H27	H28
燃やせるごみ	t	4,456	4,337	3,984	3,584	3,264
燃やせないごみ	t	298	321	301	299	232
資源ごみ(収集分、集団回収分)	t	1,106	1,029	1,007	932	690
その他(し渣)	t	15	13	16	16	14
粗大ごみ	t	151	225	229	298	338
事業系ごみ	t	942	1,007	1,156	1,467	1,428
合計	t	6,968	6,932	6,693	6,596	5,966

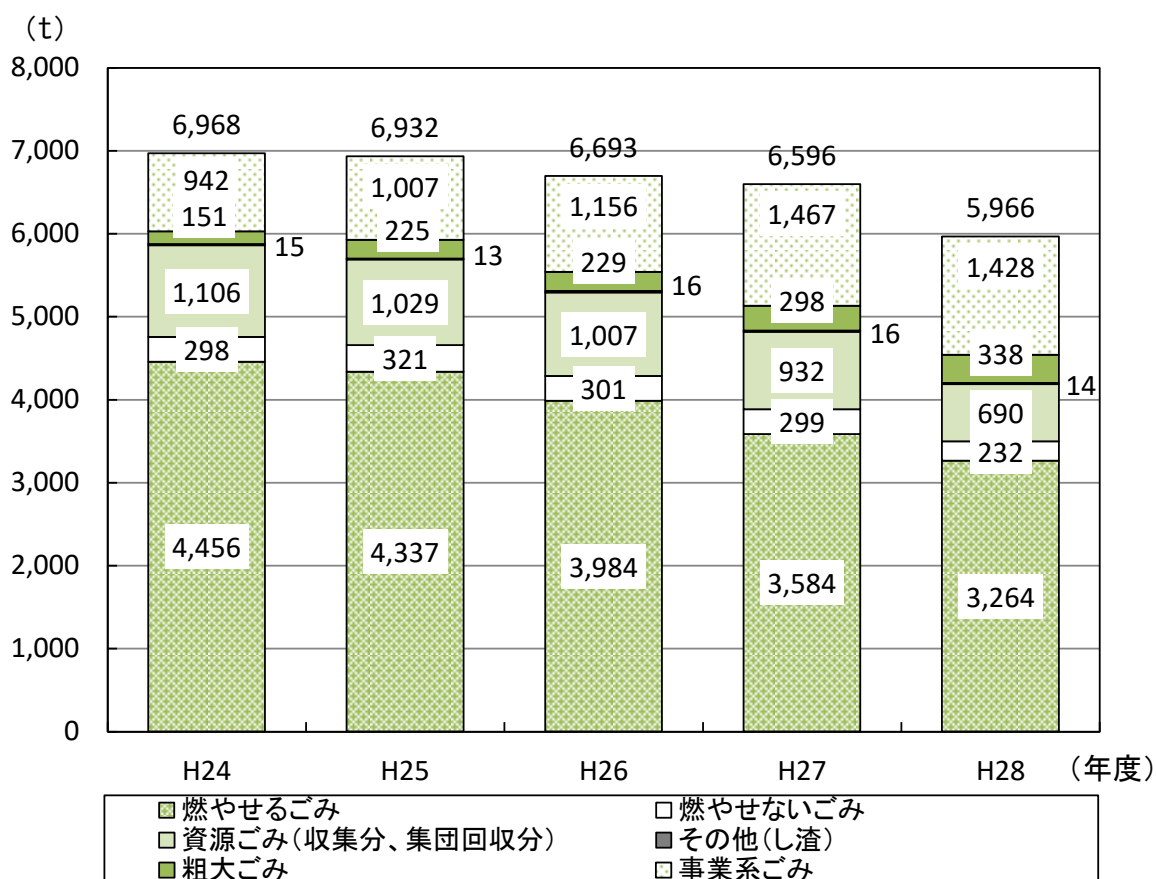


図 3-2-7 種類別ごみ排出量の推移

2) ごみ減量化・資源化の実績

(1) ごみ減量化・資源化の取組状況

① 広報・啓発活動

みなかみ町ごみ分別の手引きである「ごみの正しい分け方と出し方」やごみ収集カレンダーの配布、広報紙及びホームページ等への掲載を行い、ごみの発生抑制・資源化のための広報・啓発活動を行っています。

② 過剰包装の抑制、マイバッグの普及

簡易包装協力店の設置や小売店での包装の簡素化を推進しています。

マイバッグ持参の普及、包装の有料化、使い捨て袋の抑制等を推進しています。

③ 資源リサイクル事業

本町では、集団回収を通じてリサイクルの大切さや環境意識の啓発、地域交流の促進を図る目的で、町民が集団で家庭の資源ごみ（古紙、カン、ペットボトル）を回収し、直接、奥利根アメニティパークへ搬入した場合、資源ごみの搬入量により奨励金を交付しています。

対象団体は、行政区、老人クラブ、婦人会、PTA、サークル等の非営利団体となっており、奨励金額は1kg当たり8円となっています。

平成28年度の助成団体数は20団体、補助金額は642千円となっています。リサイクル奨励の助成の実績は、表3-2-10に示すとおりです。

表 3-2-10 集団回収の助成の実績

年度		H24	H25	H26	H27	H28
区分						
助成団体数	団体	8	10	15	15	20
補助金額	千円	290	274	472	572	642

④ 生ごみの減量化

家庭から廃棄される生ごみの減量化・再資源化の推進を図ることを目的として、家庭用の生ごみ処理容器や電動式処理機を購入する方に対して、補助金を交付しています。

対象者は、みなかみ町の住民（事業所内での使用及び事業系生ごみ処理を目的とする場合を除く）です。生ごみ処理容器等の購入補助金の概要と助成の実績は、表3-2-11及び表3-2-12に示すとおりです。

表 3-2-11 生ごみ処理容器等購入補助金の概要

対象品目	補助金等
微生物の利用 または 電動式生ごみ処理機	<ul style="list-style-type: none"> ・本体価格(消費税込み)の5分の4に相当する額(100円未満切り捨て)(限度額5万円) ・1世帯1基を限度とし、買換えは補助金の交付を過去5年間受けていないこと。 ・申請時には、滞納(未納)状況確認書、領収書、品質保証書の写しが必要

表 3-2-12 生ごみ処理容器等の助成の実績

年度		H24	H25	H26	H27	H28
区分						
設置基数	基	46	51	47	44	29
H21年からの累積基数	基	162	213	260	304	333
補助金額	円	205,200	208,500	398,800	258,000	196,800

⑤ ごみ収集の状況

(ア) 指定袋制度

本町では、平成17年10月から指定袋制を導入し、ごみ分別の徹底、処理経費の認識を図っています。指定袋の種類は、表3-2-13に示すとおりです。

表 3-2-13 指定袋の種類

区分	仕様		手数料
燃やせるごみ	黄色大	45L相当	70円
	黄色中	30L相当	40円
	黄色小	20L相当	25円
燃やせないごみ	透明大	45L相当	70円
	透明中	30L相当	40円
	透明小	20L相当	25円
資源ごみ	緑大	45L相当	40円
	緑中	30L相当	20円
	緑小	20L相当	10円

(イ) 生ごみ分別収集と資源化

平成 28 年 10 月から生ごみ袋及び資源促進利用袋の交付を開始し、生ごみの分別収集と資源化の促進に努めています。

配布については、世帯人数に応じて「みなかみ町ごみ袋引換券」を用いてみなかみ町本庁等で受け取ることができます。

生ごみ袋及び資源促進利用袋の種類は、表 3-2-14 に示すとおりです。

表 3-2-14 生ごみ袋及び資源促進利用袋の種類

区分		生ごみ袋	資源促進利用袋
世帯数	1～2人世帯	赤色 小 : 40～80枚	みどり色 大 : 5枚
	3～4人世帯	赤色 小 : 120～160枚	みどり色 大 : 10枚
	5～6人世帯	赤色 小 : 200～240枚	みどり色 大 : 15枚
	7人以上の世帯	赤色 小 : 260枚	みどり色 大 : 20枚
ごみの種類		生ごみ	カン・びん・ペットボトル

(ウ) ひとり暮らし高齢者世帯の分別収集

群馬県が実施したひとり暮らし高齢者基礎調査において確認された世帯に対し、福祉ごみ袋を配布しています。

配布は年 1 回、1 世帯当たり 80 枚を限度としており、排出できるものは燃やせるごみを対象としています。

(エ) ボランティア活動団体の支援

美しいふるさとづくりを推進し、ごみの一斉清掃活動を実施するボランティア活動団体等を支援するため、ボランティアごみ袋を配布しています。

排出できるものは、燃やせるごみ及び燃やせないごみを対象としています。

⑥ ごみ分別の強化

本町では、平成 29 年 1 月からごみの分別方法を手軽に検索したり、資源やごみの収集日をメールでお知らせする機能がついた資源・ごみ分別アプリ「さんあーる」の配信を行っています。

町民が自身の住んでいる地区の資源やごみの分別方法、収集日等をそれぞれ設定し確認できる機能を活用することで、適正な分別収集の促進を図っています。

(2) ごみ減量・再生利用の実績

① 資源化量の推移

本町の資源化量の推移は、表 3-2-15 及び図 3-2-8 に示すとおりです。平成 24 年度以降、減少傾向を示しており、平成 28 年度の資源化量は 3,442t となっています。

表 3-2-15 資源化量の推移

区分		年度	H24	H25	H26	H27	H28
資源ごみ(収集分) (直接資源化量)		t	835	746	714	632	406
紙類	t	761	743	712	630	404	
紙パック	t	3	3	2	2	2	
金属類	t	1	0	0	0	0	
布類	t	53	0	0	0	0	
その他	t	17	0	0	0	0	
資源ごみ(収集分) (中間処理後再生利用量)		t	3,230	3,315	3,036	3,152	2,955
集団回収		t	36	36	57	72	81
紙類	t	32	33	51	64	67	
金属類	t	2	2	3	4	7	
ペットボトル類	t	2	1	3	4	7	
合計		t	4,101	4,097	3,807	3,856	3,442

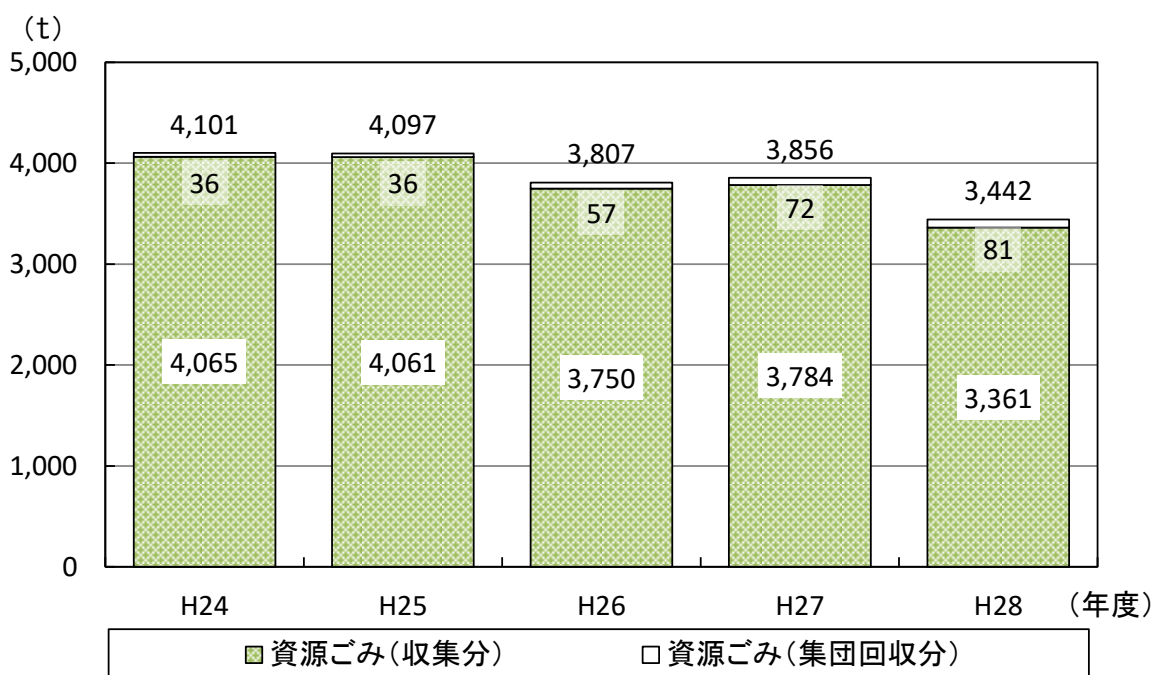


図 3-2-8 資源化量の推移

② リサイクル率の推移

本町のリサイクル率^{※3}と国平均、県平均との比較は、表 3-2-16 及び図 3-2-9 に示すとおりです。平成 24 年度以降、ほぼ横ばいで推移しており、平成 28 年度では 57.7%となっています。また、国及び県の平均を比較すると、平成 27 年度では国平均の 20.4%を 38.1 ポイント、県平均の 15.4%を 43.1 ポイント上回っています。

表 3-2-16 リサイクル率の国平均、県平均との比較

区分		年度	H24	H25	H26	H27	H28
みなかみ町	%		58.9%	59.1%	56.9%	58.5%	57.7%
県平均	%		15.3%	15.6%	15.6%	15.4%	
国平均	%		20.5%	20.6%	20.6%	20.4%	

(資料：国及び県のリサイクル率は環境省「一般廃棄物処理実態調査」より)

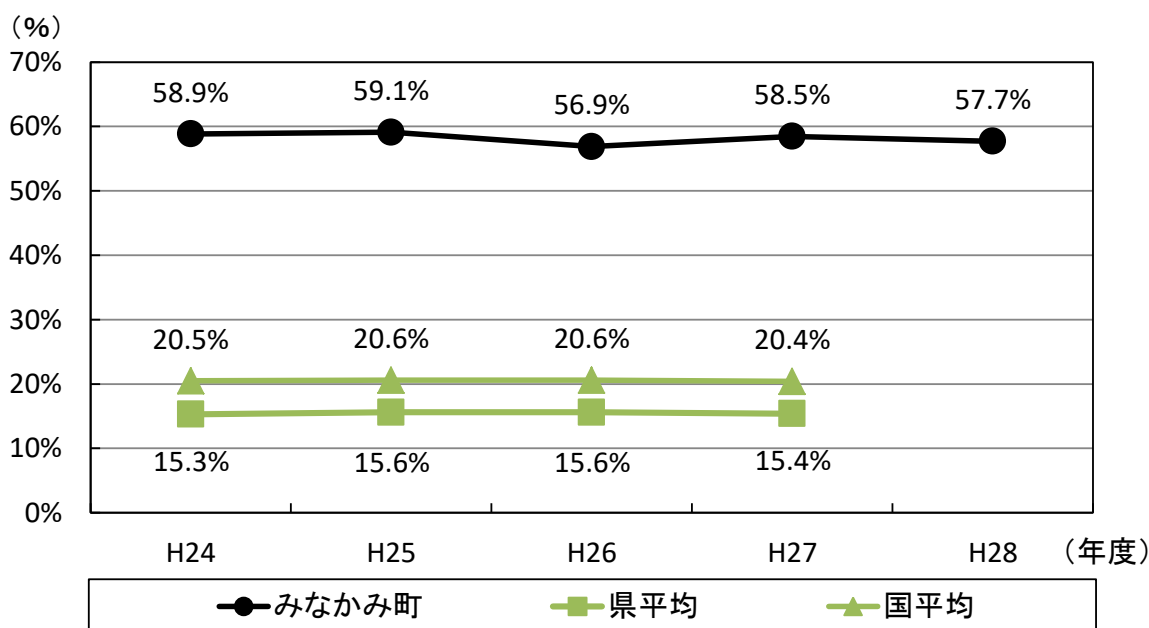


図 3-2-9 リサイクル率の国平均、県平均との比較

※3 リサイクル率 (%) = 資源化量 (t) ÷ ごみ排出量 (t) × 100

3) 収集・運搬の実績

本町のごみの収集・運搬量の推移は、表 3-2-17 及び図 3-2-10 に示すとおりです。
平成 24 年度以降、年々増加傾向を示しており、平成 28 年度の収集量は 4,857t、
直接搬入量は 1,028t で合計 5,885t となっています。

表 3-2-17 収集・運搬量の推移

区分		年度	H24	H25	H26	H27	H28
収集量	t		5,919	5,852	5,600	5,390	4,857
燃やせるごみ	t		4,840	4,772	4,575	4,409	4,056
燃やせないごみ	t		148	159	141	175	169
資源ごみ	t		931	921	884	797	551
粗大ごみ	t		0	0	0	9	81
直接搬入量	t		1,013	1,044	1,036	1,134	1,028
燃やせるごみ	t		363	332	330	347	365
燃やせないごみ	t		229	264	268	255	184
資源ごみ	t		174	116	101	110	102
その他	t		15	13	16	16	14
粗大ごみ	t		232	319	321	406	363
搬入量合計	t		6,932	6,896	6,636	6,524	5,885
燃やせるごみ	t		5,203	5,104	4,905	4,756	4,421
燃やせないごみ	t		377	423	409	430	353
資源ごみ	t		1,105	1,037	985	907	653
その他	t		15	13	16	16	14
粗大ごみ	t		232	319	321	415	444

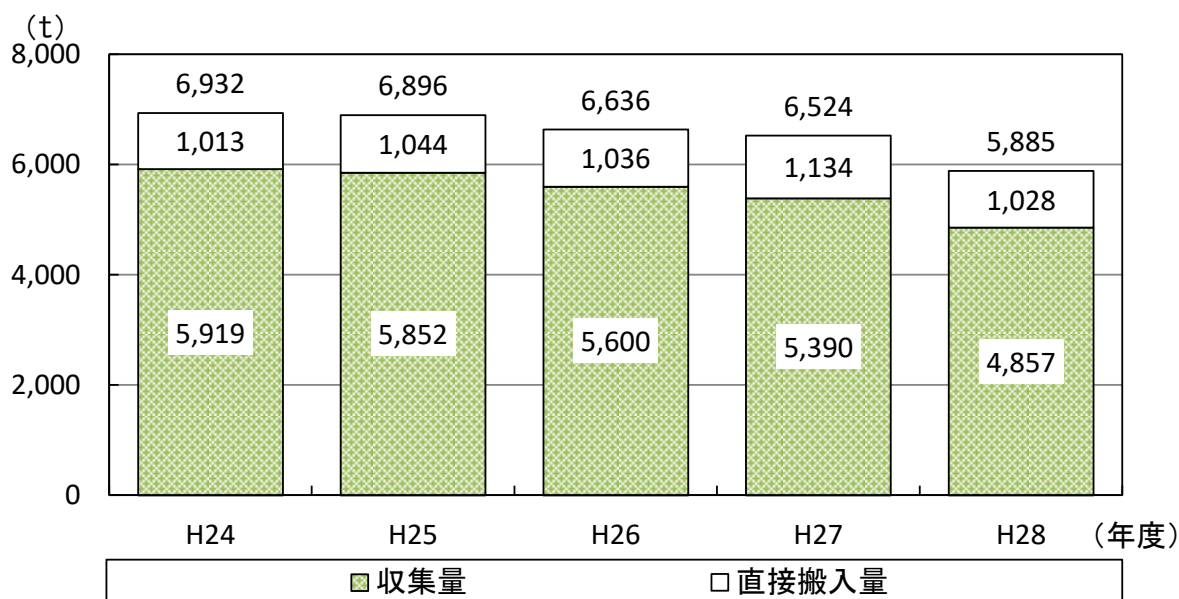


図 3-2-10 収集・運搬量の推移

4) 中間処理の実績

(1) 中間処理量

本町の中間処理量の推移は、表 3-2-18 及び図 3-2-11 に示すとおりです。平成 24 年度以降、減少傾向を示しており、平成 28 年度では 5,479t となっています。

表 3-2-18 中間処理量の推移

区分		年度	H24	H25	H26	H27	H28
固形燃料化施設	t		5,218	5,117	4,921	4,772	4,435
燃やせるごみ,その他	t		5,218	5,117	4,921	4,772	4,435
粗大ごみ処理施設	t		879	1,033	1,001	1,120	1,044
収集不燃ごみ	t		148	159	141	175	169
直接搬入不燃ごみ	t		229	264	268	255	184
資源ごみ	t		270	291	271	275	247
粗大ごみ	t		232	319	321	415	444
合計	t		6,097	6,150	5,922	5,892	5,479

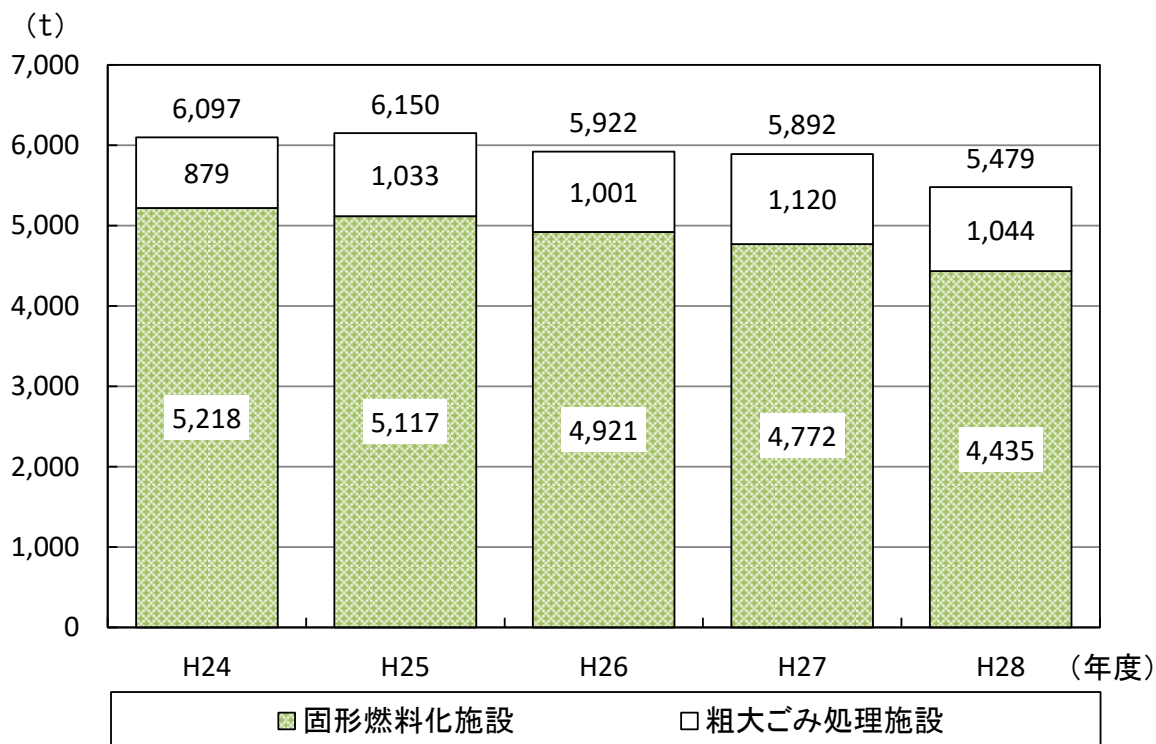


図 3-2-11 中間処理量の推移

5) 最終処分の実績

本町の最終処分量（埋立等）の推移は、表 3-2-19 及び図 3-2-12 に示すとおりです。平成 26 年度以降は増加傾向を示しており、平成 28 年度では 234t となっています。

表 3-2-19 最終処分量の推移

区分		年度	H24	H25	H26	H27	H28
最終処分量	t		176	170	179	218	234
直接埋立	t		174	168	176	215	231
固形燃料化施設	t		19	21	37	34	33
粗大ごみ処理施設	t		155	147	139	181	198
焼却残渣	t		2	2	3	3	3

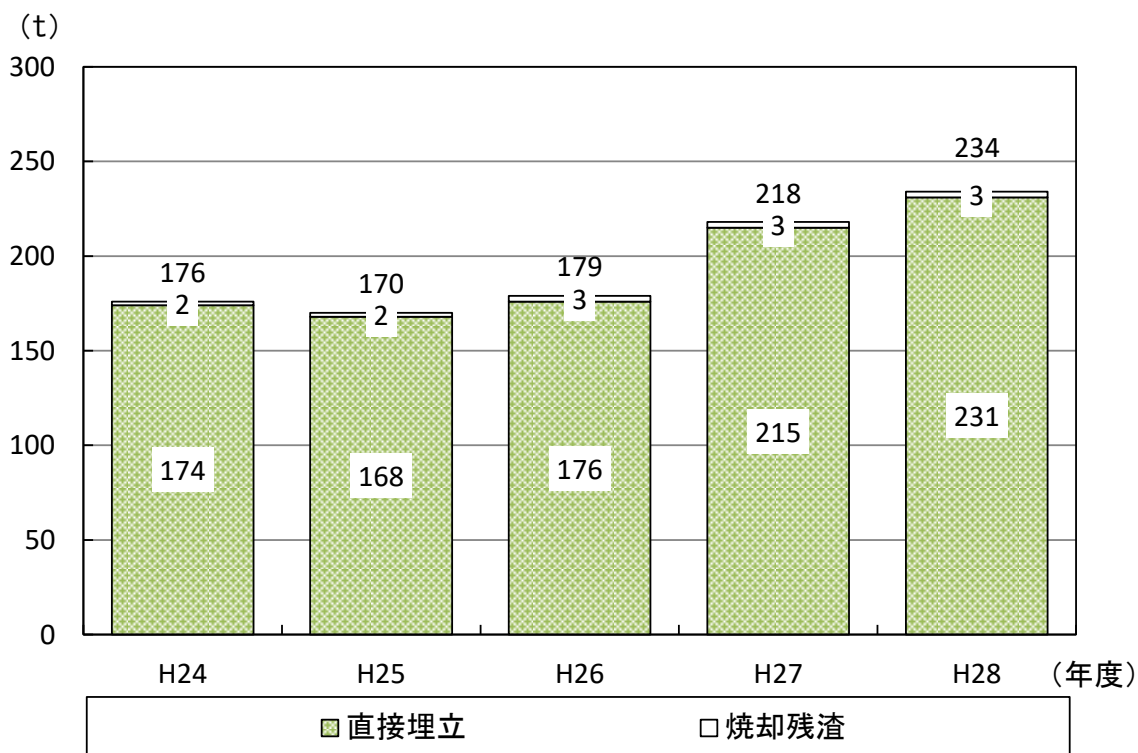


図 3-2-12 最終処分量の推移

6) ごみ質分析結果

燃やせるごみの種類組成（乾燥重量比）の推移は、表 3-2-20 図 3-2-13 に示すとおりです。

本町の燃やせるごみ进行处理している固形燃料化施設では、年 2 回燃やせるごみのごみ質調査を行っています。

ごみの種類組成における平成 24 年度～平成 28 年度までの平均値は、紙・布類が約 47%、プラスチック類が約 29%、厨芥類が約 20%、不燃物類・その他が約 3%、木・竹・わら類の草木系廃棄物が約 1%を占めています。

表 3-2-20 燃やせるごみの種類組成

年度		H24	H25	H26	H27	H28	平均
紙・布類	%	51.0	42.0	57.4	46.4	40.4	47.4
プラスチック類	%	28.8	27.2	25.3	32.3	29.8	28.7
木・竹・わら類	%	0.9	2.7	0.9	1.2	1.3	1.4
厨芥類	%	16.0	25.6	15.0	18.0	25.4	20.0
不燃物類・その他	%	3.3	2.6	1.6	2.2	3.2	2.5

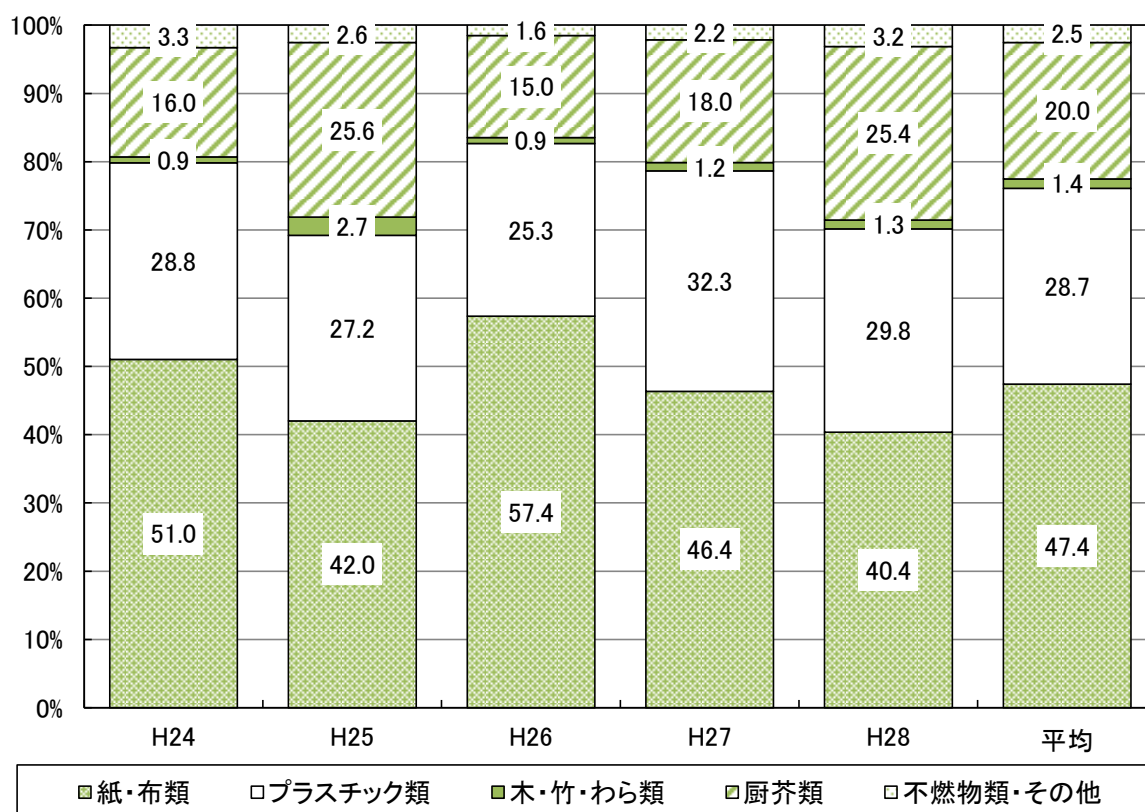


図 3-2-13 燃やせるごみの種類組成

3 ごみ処理の評価

1) 類似団体との比較

ごみ処理状況について類似自治体^{※6}と比較・分析した結果は、表 3-2-21 及び図 3-2-14 に示すとおりです。なお、比較分析を行う評価システムは、環境省が公表している「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用い、使用データは環境省「平成 27 年度廃棄物処理事業実態調査」に基づきます。

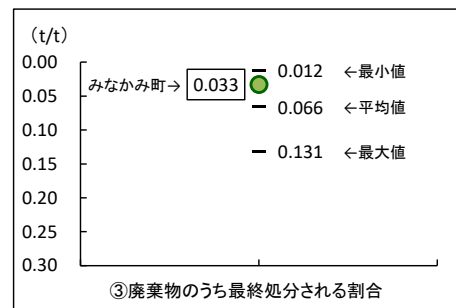
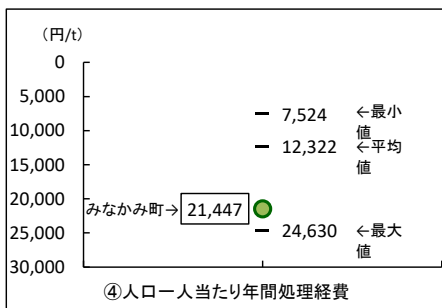
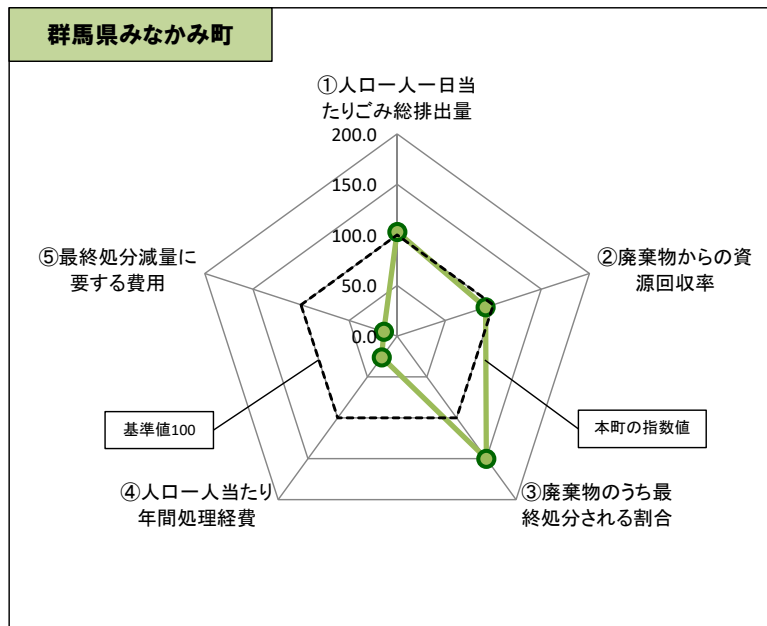
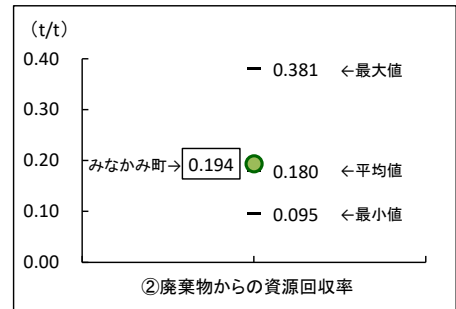
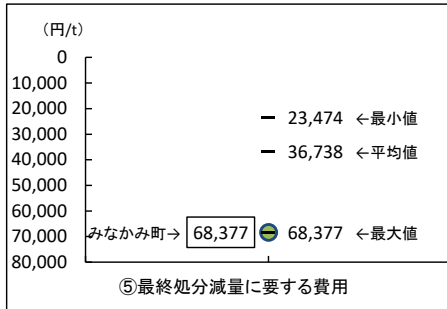
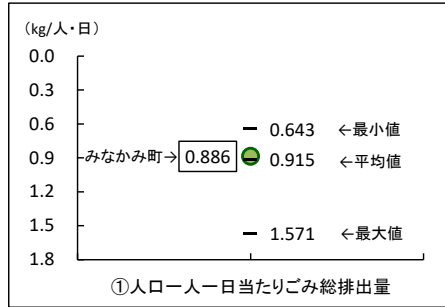
類似自治体は、財政比較分析表において全国の自治体を類型別に分類したもののうち、群馬県及び隣接する県の 15 町村を対象としています。

比較結果として示したレーダーチャートは、複数の指標の大きさを一見して比較することを意図したグラフであり、偏差値・指数が高くなるほど外側に広がり、外側に行くほど良好な水準にあることを示しています。

表 3-2-21 類似自治体等の比較

都道府県	コード	市町村名	人口	人口一人一日 当たりごみ総 排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの 資源回収率 (RDF・セメント 原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち 最終処分され る割合 (t/t)	人口一人 当たり年間 処理経費 (円/人・年)	最終処分 減量に要する 費用 (円/t)
群馬県	10449	群馬県みなかみ町	20,334	0.886	0.194	0.033	21,447	68,377
福島県	07447	福島県会津美里町	21,536	0.991	0.138	0.131	10,707	32,184
栃木県	09364	栃木県野木町	25,802	0.762	0.158	0.034	7,524	23,649
栃木県	09386	栃木県高根沢町	29,932	0.643	0.200	0.086	8,940	31,878
栃木県	09407	栃木県那須町	26,203	1.144	0.146	0.115	19,109	50,015
群馬県	10345	群馬県吉岡町	20,673	0.980	0.095	0.112	8,222	23,474
埼玉県	11343	埼玉県小川町	31,784	0.802	0.300	0.044	13,495	46,742
埼玉県	11385	埼玉県上里町	31,418	0.974	0.149	0.037	8,582	23,672
埼玉県	11442	埼玉県宮代町	33,539	0.834	0.381	0.012	10,081	29,671
埼玉県	11465	埼玉県松伏町	30,366	0.858	0.119	0.103	9,415	27,480
千葉県	12322	千葉県酒々井町	21,238	0.974	0.123	0.031	8,774	25,009
千葉県	12329	千葉県栄町	21,557	0.789	0.211	0.037	10,887	38,452
千葉県	12410	千葉県横芝光町	24,811	0.695	0.121	0.074	9,095	36,734
長野県	20321	長野県軽井沢町	20,212	1.571	0.171	0.070	24,630	46,070
長野県	20361	長野県下諏訪町	20,944	0.820	0.189	0.072	13,926	47,670
平均			25,357	0.915	0.180	0.066	12,322	36,738
最大			33,539	1.571	0.381	0.131	24,630	68,377
最小			20,212	0.643	0.095	0.012	7,524	23,474
標準偏差			4,699.94	0.215	0.072	0.036	5,107	12,443
当該市町村実績			20,334	0.886	0.194	0.033	21,447	68,377
指数値			119.8	103.1	92.0	150.0	25.9	13.9

※6 類似自治体：財政比較分析表において全国の自治体を類型別に分類したもの。
ただし、本計画では群馬県及び隣接する県に限る。



注) レーダーチャートの点線は平均値を表し、偏差値・指数が外側に広がるほど良好な水準にあることを示しています。

図 3-2-14 類似自治体との比較 (平成 27 年度)

比較分析結果からの主な相違点は、下記のとおりです。

① 人口一人一日当たりごみ総排出量

$$\diamond \text{算出式} = \text{ごみ総排出量 (t)} \div 365(\text{or } 366) \div \text{計画収集人口 (人)} \times 10^3$$

本町の実単位は 866g/人・日となっており、類似自治体の実単位の平均値 915g/人・日よりも 49g/人・日下回っています。

② 廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)

$$\diamond \text{算出式} = \text{資源化量} \div \text{ごみ総排出量}$$

本町のご廃棄物からの資源回収率は 0.194t/t となっており、類似自治体の平均値 0.180t/t よりも 0.014t/t 上回っています。

③ 廃棄物のうち最終処分される割合

$$\diamond \text{算出式} = \text{最終処分量} \div \text{ごみ総排出量}$$

本町の廃棄物のうち最終処分される割合は 0.033t/t となっており、類似自治体の平均値 0.066t/t よりも 0.033t/t 下回っています。

④ 人口一人当たり年間処理経費

$$\diamond \text{算出式} = \text{処理及び維持管理費} \div \text{計画収集人口}$$

本町の人口一人当たり年間処理経費は 21,447 円となっており、類似自治体の平均値 12,322 円よりも 9,125 円高額となっています。

⑤ 最終処分減量に要する費用

$$\diamond \text{算出式} = (\text{処理及び維持管理費} - \text{最終処分費} - \text{調査研究費}) \div (\text{ごみ総排出量} - \text{最終処分量})$$

本町の最終処分減量に要する費用は 68,377 円となっており、類似自治体の平均値 36,738 円よりも 31,639 円高くなっています。

これらの結果から、本町はごみ処理に係る費用は類似自治体より高額と見られますが、その分、高水準での資源化がなされ、類似自治体より高い資源回収率となっています。

2) 目標値の達成状況

本町では前計画で掲げている基本目標のもと、目標達成に向けごみ減量・資源化の施策を推進してきました。

目標の達成状況は、表 3-2-22 に示すとおりです。

減量化目標の原単位と資源化目標のリサイクル率はともに、基準年度の値と比較すると下がっており、目標達成に向けたごみ減量・資源化に一層取り組んでいく必要があります。

表 3-2-22 目標の達成状況

		実績		現計画	
		基準年度 平成24年度	最新年度 平成28年度	中間目標 平成26年度	目標年度 平成31年度
人口	人	21,577	19,954	20,805	18,441
【減量化目標】 原単位	g/人・日	886	819	821	775
【資源化目標】 リサイクル率	%	59%	58%	設定なし	設定なし

【前回計画での目標設定項目及び目標値】

		実績 基準年度 平成21年度	現計画			
			中間目標 平成26年度	対基準年度 削減率		目標年度 平成31年度
1人1日あたり総排出量	g/人・日	912	821	10%	775	15%
1人1日あたり生活系ごみ排出量	g/人・日	610	488	20%	458	25%
事業系ごみ総排出量	t	2,139	1,925	10%	1,818	15%

4 ごみ処理の課題

●課題1 ごみの発生量を抑制する

これまでのごみの発生抑制に係る取り組みの成果として、平成28年度の原単位819g/人・日は、国（H27：939g/人・日）、県（H27：1,031g/人・日）を下回っており、さらに類似自治体の平均値915g/人・日（H27）をも下回っています。

しかしながら、平成24年度から平成27年度までのごみ排出量及び原単位は、横ばい傾向にありました。今後も原単位の削減に向けて、ごみの発生抑制に係る取り組みを継続・強化していくことが重要です。

ごみの発生抑制は、町民、事業者が主体的に行動することが不可欠であることから、情報提供や学習機会を増やし、意識啓発を推進することが課題です。

●課題2 資源化を推進する

平成28年度の資源化率57.7%は、国平均（H27：20.4%）、県平均（H27：15.4%）、類似自治体平均（H27：18.0%）を上回っていますが、近年に横ばい傾向にあります。

排出段階における分別及び排出ルールを徹底し、資源化率の向上を図ることが課題です。

●課題3 事業者によるごみの発生抑制を推進する

事業系ごみは、排出者責任で処理・資源化することが原則であることから、今後も事業系ごみに対する発生抑制・減量化の取り組みを推進し、更なる削減を図ることが課題です。

●課題4 収集・運搬を効率的・効果的に行う

燃やせるごみ、燃やせないごみには、資源化できるものが多く含まれており、資源化の推進、適正処理を図るために、ごみの分別を徹底することが課題です。

また、ごみ排出量の変化、分別区分の変更等、状況に応じた柔軟な収集体制の構築が必要です。

●課題5 安全で安定した処理を行う

燃やせるごみについては、奥根アメニティパークで固形燃料（RDF）化していますが、安全かつ安定した処理を継続するために、本町において可能な限り排出量を抑制し、ごみ質の安定化を図ることが課題です。

また、資源ごみの処理に関しては、経済性・効率性を考慮し、民間事業者への委託処理を継続するとともに、処理体制の充実を図ることが必要です。

●課題6 適正な処理処分を継続する

燃やせないごみについては、可能な限り資源を回収し、リサイクル率の向上、処分量の削減を図るとともに、最終処分場の延命を図ることが課題です。

第3節 ごみ処理基本計画

1 基本目標

1) 関係法令の概要と体系

地球環境の将来を見据えて一人ひとりが環境を意識し、人と地球にやさしい生活様式を取り入れ、地域においてごみの発生抑制や再利用、リサイクルなどに努め循環型社会を構築するため、ごみ処理における基本的な目標を次のとおりとします。

《 ごみ処理計画の基本目標 》

- 目標 1：資源が循環して活用されるまち
- 目標 2：ごみの排出者責任が町民・事業者に浸透しているまち
- 目標 3：町民・事業者・行政が協働で取組むまち
- 目標 4：広域処理・処分体制が充実したまち
- 目標 5：町民がリサイクルに取組みやすいまち
- 目標 6：生活環境が保全されているまち

2 基本方針

基本目標を達成していくための取組みの中心となる基本方針を次のとおりとします。

方針1：町民・事業者・行政の協働によるごみ減量化・資源化の推進

対応する課題：課題1 課題2 課題3

ごみの減量化・資源化を最優先事項とし、町民は環境に配慮した生活様式に移行し、事業者は自己処理の原則や拡大生産者責任を踏まえた事業活動を行います。

町は町民・事業者の取組みを促すための施策の実施など、三者の協働による取組みを推進していきます。

方針2：循環型社会基盤の整備・充実

対応する課題：課題4 課題5 課題6

ごみは混ぜると資源にできませんが、紙類、缶類、びん類、ペットボトル、生ごみ等、種類ごとに分けることによって、それぞれの素材ごとに様々な形でリサイクルされます。

分別を徹底し効率的・効果的に資源が循環する社会を町民・事業者・行政で創造します。

また、ごみの減量化・資源化を促進し、環境に配慮した安全で適正な処理体制の整備に努めます。

3 基本目標達成のための役割

基本方針を進めるためには、町民・事業者・行政はそれぞれの立場において、それぞれの役割を果たすことが重要となります。

町民・事業者・行政のそれぞれの役割は次のとおりです。

町民の役割

町民一人ひとりが、ごみを排出する当事者であるという責任と自覚を持って、ごみの発生抑制・資源化への取組みの中心的な役割を担っていく必要があります。

大量生産・大量消費・大量廃棄に根ざしたライフスタイルを見直し、暮らしの中でごみの発生抑制・再使用を実践していくことが求められます。

町民は、住民団体が行っているリサイクル活動、資源の分別や集団回収、民間事業者が行っている店頭回収など、身近なところで実施されているリサイクル活動に参加したり、環境に配慮した購買を心がけるなど、すぐにできること、実行できそうなことから取組んでいきます。

そうした積み重ねが、ごみの減量化の効果につながります。

事業者の役割

事業者は、自らごみを適正に処理・処分することが原則であることを自覚するとともに、資源化できるものは、分別し再使用、再生利用していく必要があります。

環境にやさしく資源循環に配慮した商品開発、使い終わった後の容器などの回収ルートや資源化システムの整備などに取組みます。

併せて、商品の販売に際しては、環境負荷の低減や資源の浪費を抑制する商品を多く取り揃え、不用になった商品の資源化方法をPRしたり、過剰包装の抑制や店頭回収の実施など、町民がごみの発生抑制やリサイクルに自然に取り組める仕組みをつくっていきます。

また、事業活動の中で廃棄物の有効活用を進め、事業者同士でリサイクルの環を広げる等ごみを発生させない社会づくりを目指します。

行政の役割

町は、自ら率先してグリーン購入、再使用、再生利用に努めます。

町民や事業者に対しては、環境に関する情報や学習機会の提供を推進するとともに、自発的なごみの発生抑制や資源化活動をしている町民や事業者などに対する支援を行い、連携を強化します。

ごみの発生抑制・資源化を推進するため、これまで実施してきた各種施策の周知徹底と事業の充実を図り、分別区分・収集体制の見直しや、新たな施策を取り入れます。

また、ごみの適正処理を推進するために、近隣自治体との広域的な処理を視野に入れ検討します。

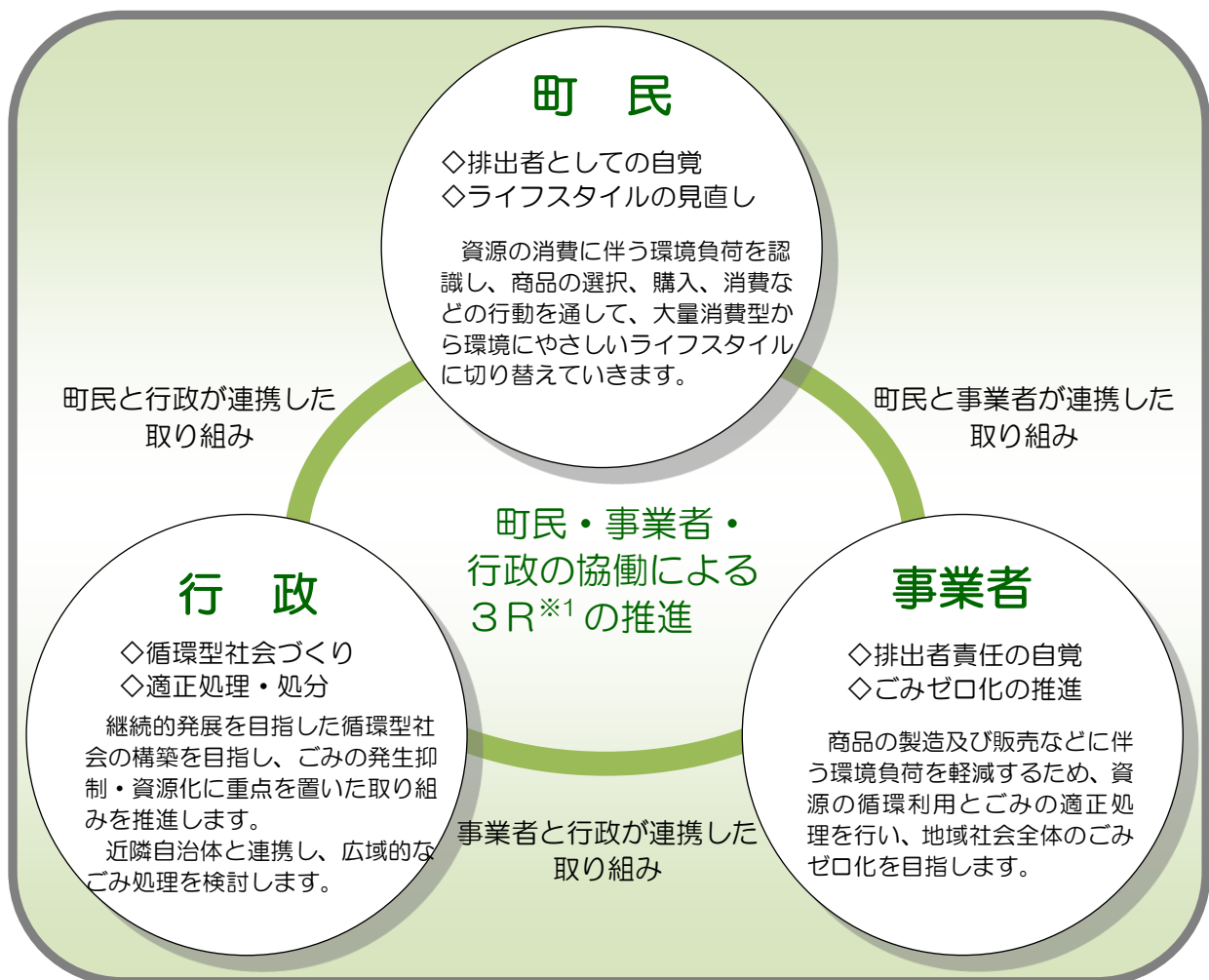


図 3-3-1 町民・事業者・行政の役割

※1 3R：Reduce(リデュース：減らす)、Reuse(リユース：再使用)、Recycle(リサイクル：再資源化)の頭文字をとったもの

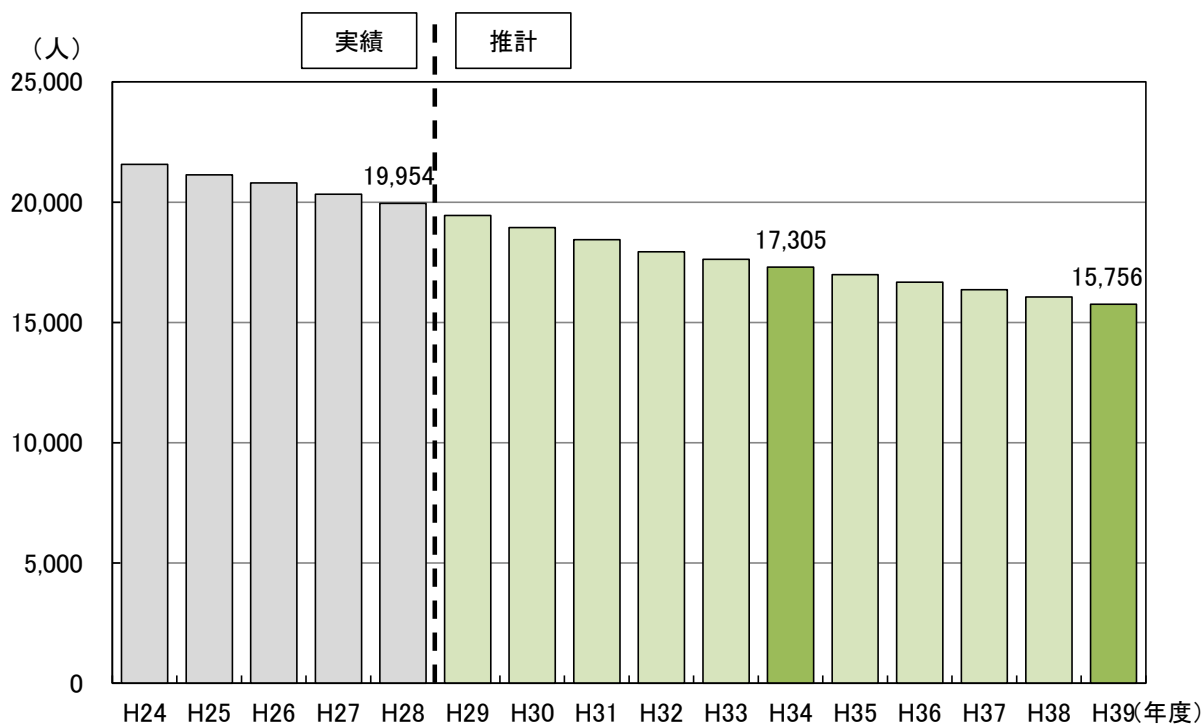
4 ごみ処理の将来予測

1) 将来人口の予測

本町の将来人口の予測は、図 3-3-2 に示すとおりです。将来人口とは、将来の計画収集人口（総人口）を示します。

総人口は、本計画目標年次である 10 年後の平成 39 年には約 15,800 人となり、平成 28 年の 19,554 人より約 4,200 人（約 21%）減少すると予測されます。

なお、この推計は国立社会保障・人口問題研究所の将来人口予測に準拠しています。



（資料：国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』（平成25年3月推計））

注1) ごみ処理基本計画の平成28年度までの人口実績値は、生活排水処理計画の人口実績値と異なる。

注2) 平成29年度から平成33年度の計画値は、平成28年度と平成34年度の実績値と計画値を直線的に補間して算出しています。

注3) 平成35年度から平成38年度の計画値は、平成34年度と平成39年度の計画値を直線的に補間して算出しています。

図 3-3-2 将来人口の推計結果

2) 国及び県の目標値、現計画の目標値達成状況

本計画の平成34年度中期目標値と国及び群馬県の目標値と比較した結果は、表3-3-1に示すとおりです。

国の目標値は、ごみ総排出量及びリサイクル率では目標を達成できる見込みですが、1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源ごみと集団回収量を含まない）及び最終処分量については目標達成が厳しい見込みです。

一方、群馬県の目標値は、リサイクル率では目標達成可能が見込まれますが、他の項目については達成が厳しい状況です。

表 3-3-1 国・県の目標値との比較結果（平成34年度予測値）

国目標値 (廃棄物処理法の基本方針)		基準年度 平成24年度	中期目標 平成34年度	国目標値 (換算値)	評価	削減率
ごみ総排出量	t	6,968	5,938	6,132	○	12%
1人1日当たり 家庭系ごみ排出量	g/人・日	606	529	500	×	
リサイクル率	%	58.9	65.1	27	○	
最終処分量	t	176	199	151	×	14%

県目標値 (第二次群馬県循環型社会づくり推進計画)		基準年度 平成24年度	中期目標 平成34年度	県目標値 (換算値)	評価	削減率
1人1日当たりの ごみ排出量	g/人・日	948	934	825	×	13%
1人1日当たり 生活系可燃ごみ排出量	g/人・日	503	470	403	×	20%
リサイクル率	%	59.1	65.1	25	○	
最終処分量	t	214	199	190	×	11%

注：廃棄物処理法の基本指針に基づく国の目標値において、1人1日当たり家庭系ごみ排出量は資源物及び集団回収量を含まない指標です。

3) ごみ処理基本計画目標値設定の考え方

本計画では、町民・事業者・行政が発生抑制や分別排出、資源化等を推進しながらそれぞれの役割を果たすことにより、本町の減量化・資源化の目標を次のとおり定めます。

数値目標の設定に当たっては、国及び県の目標値、現計画の目標値達成状況を踏まえて検討することが考えられますが、上位計画のみなかみ町第2次総合計画を考慮した数値目標に加え、平成28年10月から開始した生ごみ分別収集・資源化事業による影響も考慮した数値目標を設定し、段階的な数値目標の達成を目指していきます。

(1) ごみの減量化・資源化の目標設定

STEP.1 みなかみ町第2次総合計画を考慮した数値目標

みなかみ町第2次総合計画で定めている一般廃棄物処理の目標値（平成34年度）の達成に向け、家庭や事業所から排出されるごみの減量を図るため、3R（発生・排

出抑制、再使用、資源化)の推進による減量化、ごみ分別意識の啓発・定着化に取り組んだ場合を想定します。

STEP.2 生ごみ分別収集・資源化事業拡大を考慮した数値目標

平成28年10月から家庭(及び一部事業所)から燃やせるごみとして排出される生ごみの一部を分別収集し、資源リサイクルセンターにて資源化(堆肥)する事業に取り組んでいます。

今後、生ごみ分別収集・資源化事業の拡大を考慮した場合の数値目標を想定します。

生ごみの分別収集・資源化事業の拡大に伴い、水分を多く含む生ごみ分別収集量分が燃やせるごみから削減され、固形燃料施設の燃焼効率の改善につながります。また、生ごみを堆肥として資源化することで、資源化率の向上に寄与することになります。

表 3-3-2 減量化・資源化の数値目標(予測値)

【STEP.1】

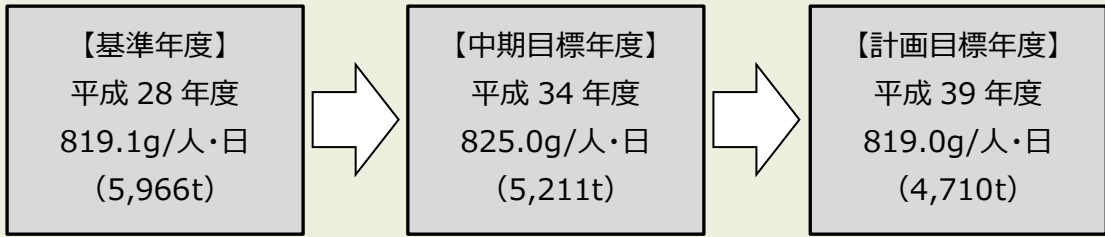
区分		年度	平成28年度 (基準年度)	平成34年度 (中期目標)	平成39年度 (計画目標)
人口	人		19,954	17,305	15,756
総排出量	t		5,966	5,211	4,710
1人1日当たりごみ排出量	g/人・日		819.1	825.0	819.0
資源化量	t		3,442	3,028	2,736
資源化率	%		57.7%	58.1%	58.1%

【STEP.2】

区分		年度	平成28年度 (基準年度)	平成34年度 (中期目標)	平成39年度 (計画目標)
人口	人		19,954	17,305	15,756
総排出量	t		6,182	5,938	5,364
1人1日当たりごみ排出量	g/人・日		848.8	934.1	926.7
資源化量	t		3,597	3,865	3,495
資源化率	%		58.2%	65.1%	65.2%

① 減量化目標（1人1日当たりごみ排出量）

【STEP.1】みなかみ町第2次総合計画を考慮した数値目標

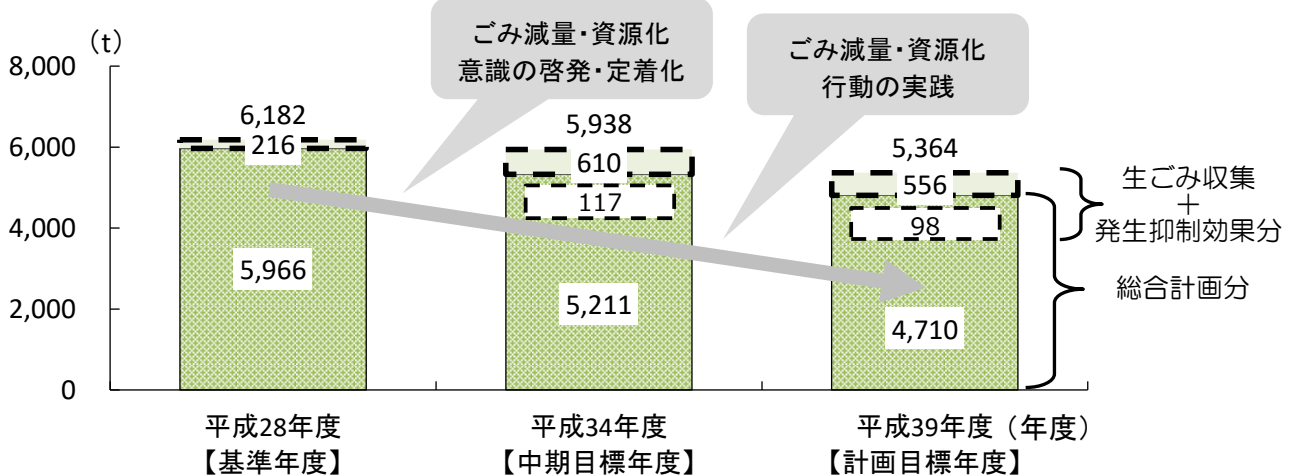


【STEP.2】生ごみ分別収集・資源化事業拡大を考慮した数値目標

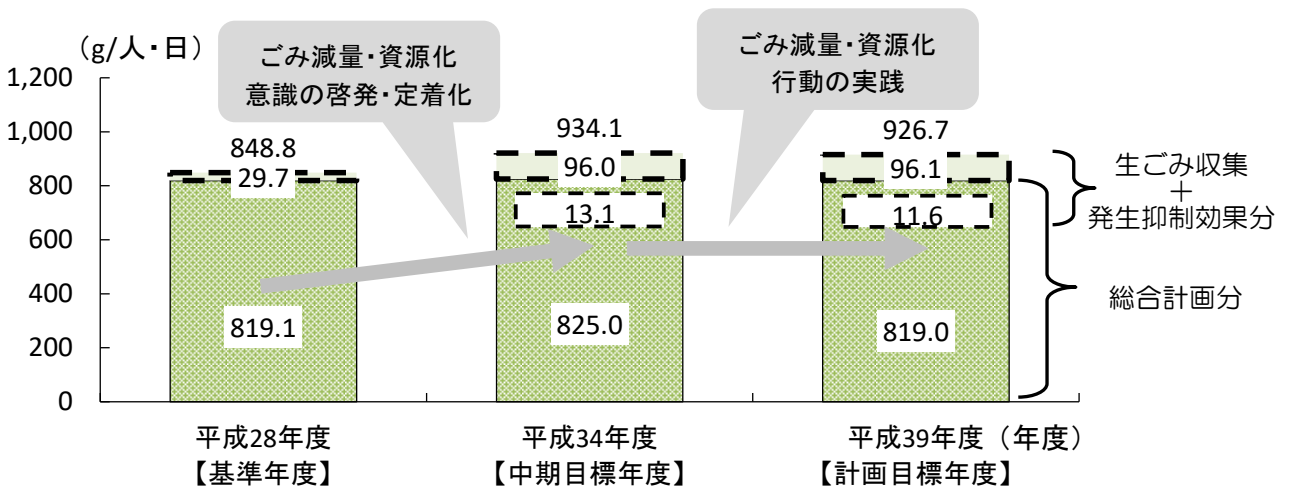


※1人1日当たりごみ排出量（g/人・日）＝ごみ総排出量（t）÷総人口÷365×10⁶
 ※カッコ（ ）内の数値はごみ総排出量を示す。

○ごみ総排出量の推移イメージ



○1人1日当たりごみ排出量（原単位）の推移イメージ



② 資源化目標（資源化率）

【STEP.1】みなかみ町第2次総合計画を考慮した数値目標

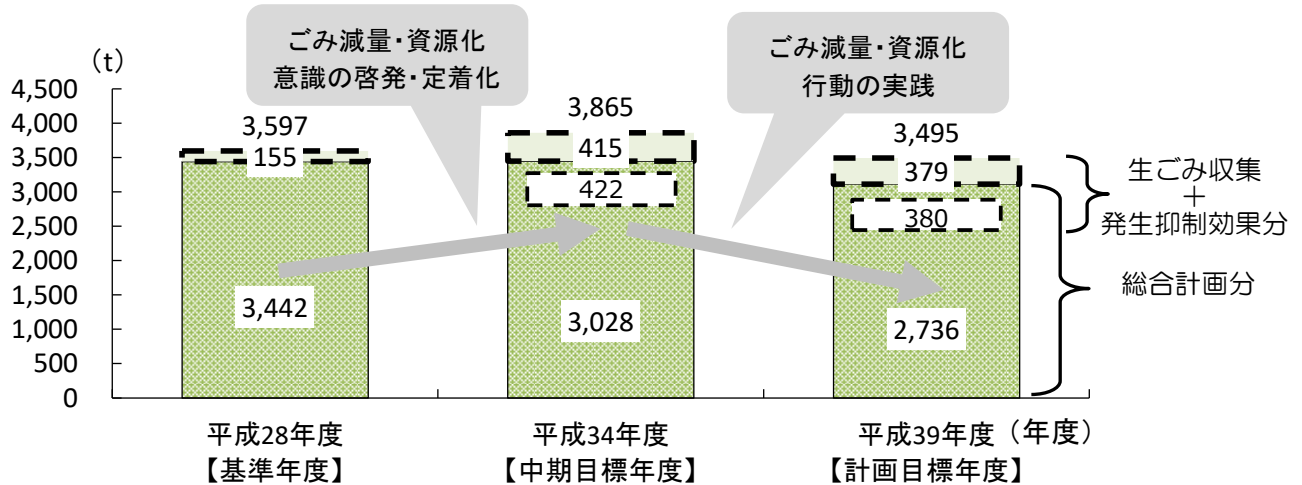


【STEP.2】生ごみ分別収集・資源化事業拡大を考慮した数値目標

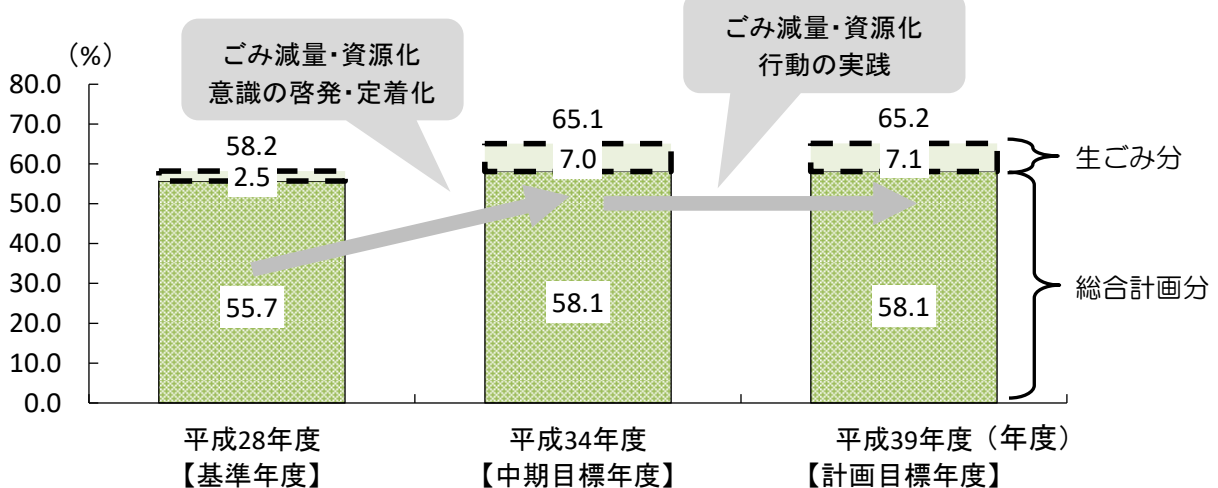


※資源化率（%）＝資源化量（t）÷ごみ排出量（t）×100
 ※カッコ（ ）内の数値は資源化量を示す。

○資源化量の推移イメージ



○資源化率の推移イメージ



4) 達成目標の設定

本計画では、町民・事業者・行政が発生抑制や分別排出、資源化等を推進しながらそれぞれの役割を果たすことにより、次に示す数値目標の達成を目指します。

(1) 減量化目標

《減量化目標》

平成 28 年度における原単位 848.8g/人・日を
平成 39 年度までに 926.7g/人・日以下（約 9%増） とすることを目指します。
※平成 39 年度は生ごみの分別収集を考慮した数値目標を示します。

(2) 資源化目標

《資源化目標》

平成 28 年度におけるリサイクル率 58.2%を
平成 39 年度までに 65.2%以上（約 7 ポイント増） とすることを目指します。
※平成 39 年度は生ごみの分別収集を考慮した数値目標を示します。

5 ごみ処理基本計画の取組み施策

本町のごみ処理の課題を踏まえ、本計画において取組む施策の体系は、図 3-3-3 に示すとおりです。

本計画において、重点的に取組む項目と個別の施策を示します。

基本理念

「水と森・歴史と文化に息づく 利根川源流のまち みなかみ」

ごみ処理の課題

- 課題1
ごみの発生量を抑制する
- 課題2
資源化を推進する
- 課題3
事業者によるごみの発生抑制を推進する
- 課題4
収集・運搬を効率的・効果的に行う
- 課題5
安全で安定した処理を行う
- 課題6
適正な処理・処分を継続する

基本目標

- 目標1
資源が循環して活用されるまち
- 目標2
ごみの排出者責任が町民・事業者に浸透しているまち
- 目標3
町民・事業者・行政が協働で取組むまち
- 目標4
広域処理・処分体制が充実したまち
- 目標5
町民がリサイクルに取組みやすいまち
- 目標6
生活環境が保全されているまち

基本方針

- 方針1
町民・事業者・行政の協働による
ごみ減量化・資源化の促進
- 方針2
循環型社会基盤の整備・充実

目標達成に向けた取組み

取組み項目	重点施策	取組み番号	取組みの内容	
行政における方策		取組 1	教育・啓発活動の充実	
		◎ 取組 2	多量排出事業者に対する減量化指導の徹底	
		取組 3	飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制	
		取組 4	リユース食器の利用促進	
		取組 5	グリーン購入の推進	
		◎ 取組 6	生ごみの減量・資源化の推進	
		取組 7	RDFの利用促進	
		取組 8	共同住宅管理者などへの指導	
		取組 9	有料化制度の効果分析	
町民における方策		◎ 取組 1	資源の分別収集等の活用	
		◎ 取組 2	紙類の再資源化の推進	
		◎ 取組 3	生ごみ堆肥化の推進	
		取組 4	マイバッグ等の利用	
		取組 5	使い捨て品の使用抑制、再生品の使用推進	
事業者における方策		取組 1	発生源における排出抑制	
		取組 2	過剰包装の自粛	
		取組 3	流通包装廃棄物の抑制	
		取組 4	使い捨て容器の使用抑制	
		取組 5	製品の長寿命化	
		取組 6	店頭回収等の実施	
		取組 7	事業者間の協力	
基本的な事項	◎	取組 1	分別の徹底	
		取組 2	収集・運搬主体	
		◎ 取組 1	新たな分別区分の検討	
			取組 2	収集形態の継続
			取組 3	収集回数の検討
			取組 4	高齢化に対応する収集・運搬体制の検討
		取組 5	収集・運搬車両の見直し	
		◎ 取組 1	排出者責任の徹底	
			取組 2	許可業者による収集と自己搬入
		中間処理		取組 1
取組 1	廃棄物処理施設の整備検討			
取組 2	環境負荷・環境汚染対策			
資源化の推進		取組 1	民間活用の推進	
		取組 2	資源化の拡充	
計処最 画分終		取組 1	埋立量の削減	
その他の事項		取組 1	処理体制の維持	
		取組 2	ガレキ対策	
		取組 3	仮置場の確保	
	取組 1	ごみ処理広域化計画への対応		
	取組 1	環境保全団体等の活用		
		取組 2	環境美化の推進	
取組 1	適正な処理・処分の指導強化			
取組 1	不法投棄対策の推進			

目標

- 減量化の目標**
指標：原単位
平成39年度までに **9%増加**
平成28年度 848.8g/人・日
▼
平成39年度 **926.7g/人・日**
- 資源化の目標**
指標：資源化率
平成39年度までに **7ポイント上昇**
平成28年度 58.2%
▼
平成39年度 **65.2%**
- ごみ排出量の見込み
平成28年度実績 6,182t
▼
平成39年度見込み **5,364t**

図 3-3-3 取組み施策の体系

1) 発生抑制・資源化計画

町民・事業者・行政が連携して行動することにより、3R（Reduce(リデュース：減らす)、Reuse(リユース：再使用)、Recycle(リサイクル：再資源化))を推進します。主体ごとの取組みの体系は、表 3-3-3 に示すとおりです。

表 3-3-3 取組みの体系（発生抑制・資源化計画）

取組み項目	重点 施策	取組み 番号	取組みの内容
発生抑制・資源化計画	行政における方策	取組 1	教育・啓発活動の充実
		◎ 取組 2	多量排出事業者に対する減量化指導の徹底
		取組 3	飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制
		取組 4	リユース食器の利用促進
		取組 5	グリーン購入の推進
		◎ 取組 6	生ごみの減量・資源化の推進
		取組 7	RDFの利用促進
		取組 8	共同住宅管理者などへの指導
		取組 9	有料化制度の効果分析
	町民における方策	◎ 取組 1	資源の分別収集等の活用
		◎ 取組 2	紙類の再資源化の推進
		◎ 取組 3	生ごみ堆肥化の推進
		取組 4	マイバッグ等の利用
		取組 5	使い捨て品の使用抑制、再生品の使用推進
	事業者における方策	取組 1	発生源における排出抑制
		取組 2	過剰包装の自粛
		取組 3	流通包装廃棄物の抑制
		取組 4	使い捨て容器の使用抑制
		取組 5	製品の長寿命化
		取組 6	店頭回収等の実施
		取組 7	事業者間の協力

(1) 行政における方策

取組 1：教育・啓発活動の充実

① 学校における環境学習

環境を守り、資源を大切にすることを育み、効果的な行動を促すために町内の小・中学校、保育園、幼稚園を対象に講師派遣による出前講座などを実施します。これにより、ごみと資源の正しい分別やリサイクルの大切さなどを学習する機会を提供し、ごみに関する環境学習を推進します。

○講師派遣による出前講座の実施

○副読本の作成、配布等

② 学習機会の創造

町民が気軽に参加し、環境保全や資源循環に対する知識と行動を習得してもらうために、各種の学習機会を設けます。

○生ごみ堆肥化、リユース、リペア^{※1}の方法などに関する講演会の開催等

③ 情報提供

町民・事業者に率先して発生抑制・資源化の行動を起こしてもらえるよう、循環型社会を形成するための取組みに関する情報等を広報、ホームページ、説明会等を介して提供します。

○みなかみ町内のNPO、住民団体の主体的な資源回収活動の紹介等

④ 地域における活動の活性化

地域ごとの特性を踏まえた行動の促進及び拡大を図るため、地域における活動の情報収集及び情報提供を推進し、町民が実践しやすいものから取り組んでもらえるようにします。

○集団回収、不用品交換、バザー、フリーマーケットの開催情報の提供

○環境保健協会との連携による地域主体の循環型社会を形成

○地域における活動の核となる住民の育成等

⑤ 事業者の発生抑制・資源化

事業者が自らの責任を自覚し、過剰包装・流通包装廃棄物の抑制、店頭回収の実施、再生品の利用・販売等を積極的に取り組むよう働きかけます。

事業所を戸別に訪問し、啓発用パンフレットの配布、指導、協力の要請等を行いごみの発生抑制を促進します。

また、町民との協働による取組み、事業者間の再生資源の流通等に関しては、情報提供や協議・検討の場の提供などにより活動を支援します。

○事業者向け減量化・資源化マニュアルの作成・配布、立ち入り調査等

取組2：多量排出事業者に対する減量化指導の徹底【重点施策】

事業用大規模建築物の所有者又は占有者に対して、減量化・資源化等計画の策定及び提出を求め、計画の履行を促し、実施状況を監視するとともに、必要な助言・指導を行うことができるよう制度の検討を行います。

○減量化・資源化計画の策定を条例で規定する等

※1 リペア：修理、補修

取組 3：飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制

民間事業者による店頭回収等の普及により、町民と事業者による資源化システムの構築を促進します。

また、マイバッグ運動を展開し、レジ袋等の削減を推進します。

○事業者と町が共同で店頭回収をPRする等

取組 4：リユース食器の利用促進

マイカップ・マイ箸等のリユース食器の利用を推進します。

○スーパー、コンビニ、飲食店等と共同でキャンペーンを展開する等

取組 5：グリーン購入の推進

再生品等の供給面に加えて需要面からの取組みが重要であることから、町は率先して環境物品等の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図ります。

○グリーン購入、資源分別回収等による率先行動

取組 6：生ごみの減量・資源化の推進【重点施策】

① 生ごみ分別・収集の徹底

平成28年10月から開始した生ごみの分別収集・資源化事業の拡大に伴い、ごみの排出段階から燃やせるごみに含まれる生ごみ分を削減・分別収集し、生ごみ堆肥化による資源化を促進します。

○生ごみ分別収集の一層拡大

② 生ごみ処理機の利用促進

燃やせるごみに含まれる厨芥類は約8割が水分であるため、水分を減らすことでごみの減量化を図ることが可能なことから、家庭における生ごみの削減方法や工夫について広報やホームページに掲載し、町民への周知を図ります。

みなかみ町生ごみ処理容器等購入補助金交付制度の周知と活用を促進します。

○生ごみ処理機購入者の活用事例の紹介等

③ 食のリサイクル事業の拡充

関東のある自治体の間では、小中学校の給食から生じた生ごみで作った一次堆肥を他の自治体へ運搬し、この堆肥を利用して栽培した野菜や果物を元の自治体へ還元する事業を行っています。こうした事業の特性を活かして、生ごみ堆肥化により生成される堆肥を町内の農家に還元し循環するシステムについて調査・研究することを検討します。

○JA、農家等との共同研究等

取組 7：RDFの利用促進【重点施策】

燃やせるごみを回収し、固形燃料（RDF）化事業の継続を図ります。

取組 8：共同住宅管理者などへの指導

共同住宅等に関しては、ごみの分別や排出ルールが守られないケースがあり、共同住宅等の管理者、経営者に対し、共同住宅から発生する廃棄物の管理徹底を求めます。

また、資源ごみに関しては、分別し資源化するよう指導します。

○共同住宅等の管理者・経営者に対する指導、協力要請等

取組 9：有料化制度の効果分析

ごみの発生抑制・資源化の行動、分別の徹底を促進するために実施している指定袋の有料化制度について、効果や町民の意向等を調査・研究し、制度の見直しや充実を図ります。

○有料化制度の効果分析、他自治体の事例調査等

(2) 町民における方策

取組 1：資源の分別収集等の活用【重点施策】

資源物の分別とリサイクルを推進するため、町内会や子ども会等の住民団体が中心となって行っている資源の集団回収を積極的に活用します。

集団資源回収に取組む実施団体に対して、「資源集団回収奨励金」として、奥利根アメニティパークへの搬入量1kg当たり8円の奨励金を交付する現行制度の継続に努めます。

取組 2：紙類の再資源化の推進【重点施策】

可燃ごみに含まれている再生可能な紙類のリサイクルや分別について、広報誌やホームページなどを通して町民に広く周知し、資源化を啓発します。

紙類のリサイクルを推進している先進地の実態を調査し、本町への適用について検討します。

取組 3：生ごみ堆肥化の推進【重点施策】

生ごみは家庭から出るごみの約4割を占めることから、町民は燃やせるごみの減量化を図るため、生ごみ処理機やコンポスト等を活用した、生ごみの堆肥化を推進します。

みなかみ町生ごみ処理容器等購入補助金交付制度の活用により、水切り器具等の普及の啓蒙促進を進めます。

取組 4：マイバッグ等の利用

町民は、買い物時にマイバッグを使用し、過剰包装を断ることにより、包装材の消費を抑制します。

また、マイボトル、マイ箸等を携行し、使い捨て容器の使用を抑制します。

取組 5：使い捨て品の使用抑制、再生品の使用推進

町民は、ごみの発生抑制と再生資源の利用を促進するために、使い捨て商品の使用抑制と再生品の選択・使用に努めます。

また、グリーンコンシューマー^{※3}を心がけ、環境に配慮した購買を行い、短期的に必要なものはレンタルやリースを活用します。

※3 グリーンコンシューマー：買い物をする時に、環境に配慮した製品を選んで購入する消費者のこと

(3) 事業者における方策

取組 1：発生源における排出抑制

事業者は、排出者責任や拡大生産者責任を認識し、ごみの発生抑制・資源化を推進します。

取組 2：過剰包装の自粛

事業者は、過剰包装を自粛し、再使用・再生利用できる素材、形状の包装を採用するとともに、回収・資源化のルートを構築し、包装廃棄物の発生抑制を推進します。

取組 3：流通包装廃棄物の抑制

事業者は、包装素材の統一化、緩衝材の使用抑制、包装資材の再使用等により、流通包装廃棄物の発生を抑制します。

取組 4：使い捨て容器の使用抑制

事業者は、使い捨て容器の採用を抑制するとともに、繰り返し使用できる容器の採用及び自主回収、資源化ルートを構築します。

取組 5：製品の長寿命化

事業者は、製品の耐用年数の長期化、アフターサービスの充実・低コスト化等、製品を長期にわたって利用できるサービスの提供を行います。

取組 6：店頭回収等の実施

事業者は、店舗や事業所の空きスペースを町民との協働による店頭回収や古紙回収等の活動拠点として活用します。

取組 7：事業者間の協力

事業者は、事業者間での不用資材や再生資源等の相互利用を促進するためのネットワークづくりを推進します。

2) 収集・運搬計画

町民、事業者がルールを守ってごみを排出し、行政が衛生的に迅速に収集・運搬することにより、資源化及び適正処理を推進します。

町が行う取組みの体系は、表 3-3-4 に示すとおりです。

表 3-3-4 取組みの体系（収集・運搬計画）

取組み項目		重点 施策	取組み 番号	取組みの内容
収集・ 運搬 計画	基本的な事項	◎	取組 1	分別の徹底
			取組 2	収集・運搬主体
	家庭系ごみの収集・運搬計画	◎	取組 1	新たな分別区分の検討
			取組 2	収集形態の継続
			取組 3	収集回数検討
			取組 4	高齢化に対応する収集・運搬体制の検討
			取組 5	収集・運搬車両の見直し
	事業系ごみの収集・運搬計画		取組 1	排出者責任の徹底
			取組 2	許可業者による収集と自己搬入

(1) 基本的な事項

取組 1：分別の徹底【重点施策】

町民に対して、みなかみ町ごみ分別収集の手引きである「ごみの正しい分け方と出し方」等に従って分別を徹底するよう周知を図ります。

環境保全団体等と連携し、分別状況が良くないステーションの指導を強化します。

分別排出されたごみについては、資源化及び適正処理・処分が図れるよう迅速かつ衛生的に収集・運搬します。

取組 2：収集・運搬主体

家庭系ごみは委託収集、事業系ごみは許可業者による収集又は直接搬入を原則とします。

(2) 家庭系ごみの収集・運搬計画

取組 1：新たな分別区分の検討【重点施策】

現状の分別区分を継続するとともに、地域におけるリサイクルの可能性を考慮して新たな分別品目の検討を行います。

特に、プラスチック容器包装類の分別については、排出方法や収集体制などについて検討を進めていきます。

取組 2：収集形態の継続

収集の効率性などを踏まえ、ステーション方式及び拠点回収方式による収集を継続します。

燃やせるごみ、燃やせないごみ、生ごみ、資源ごみについては、指定袋制を継続します。

取組 3：収集回数の検討

ごみの種類毎の収集回数は、本計画に基づく取組みの効果（ごみ発生抑制、資源化の程度）を踏まえ、今後、収集方法及び収集回数を検討します。

取組 4：高齢化に対応する収集・運搬体制の検討

本町では、平成28年10月時点において全人口に占める老年人口の割合が約37%となっています。

今後も高齢化が進むことが予想されることから、ごみ出しの困難な世帯やひとり暮らし世帯を対象とした収集体制のあり方について調査・研究します。

取組 5：収集・運搬車両の見直し

収集・運搬車両の排気ガスに含まれる温室効果ガス等の低減を図るため、新規導入にあたっては低公害車の利用を推進します。

(3) 事業系ごみの収集・運搬計画

取組 1：排出者責任の徹底

事業系ごみは、事業者自らが処理・処分を行うことを原則とします。

取組 2：許可業者による収集と自己搬入

事業者が一般廃棄物を排出する場合には、家庭系ごみの分別区分、排出ルールに従うとともに、許可業者に収集を依頼するか、自ら処理施設に直接搬入します。

収集・運搬業の許可については、今後の社会経済状況の変動や事業系一般廃棄物処理量の推移を見極めたくうえで、必要に応じ検討を行うこととします。

3) 中間処理計画

分別収集したごみの資源化を優先し、民間活用等によりごみの種類ごとに適正かつ効率的な処理を推進します。取組みの体系は、表 3-3-5 に示すとおりです。

表 3-3-5 取組みの体系（中間処理計画）

取組み項目		重点 施策	取組み 番号	取組みの内容
中 間 処 理 計 画	適正処理の推進		取組 1	適正処理の推進
	施設の健全な運営		取組 1	廃棄物処理施設の整備検討
			取組 2	環境負荷・環境汚染対策
	資源化の推進		取組 1	民間活用の推進
		取組 2	資源化の拡充	

(1) 適正処理の推進

取組 1：適正処理の推進

分別収集したごみは中間処理し、資源化を優先的に行い、資源の循環が図りやすい処理体制を推進します。

- (1) 古紙類（新聞、ダンボール、紙パック、本、雑誌、雑紙）
リサイクルプラザで一時保管し、直接資源化します。
- (2) ペットボトル
民間事業者処理に委託し、資源化します。
- (3) 缶類（アルミ缶、スチール缶）
リサイクルプラザで一時保管し、直接資源化します。
- (4) びん類（無色、茶色、その他の色）
リサイクルプラザで一時保管し、直接資源化します。
- (5) 生ごみ
資源リサイクルセンターで堆肥化し、資源化します。
- (6) 燃やせるごみ
固形燃料化施設で固形燃料（RDF）化します。
- (7) 燃やせないごみ（不燃物、金属類）
不燃物は、民間事業者処理に委託し、埋立処分します。
金属類は、民間事業者処理に委託し、資源化します。
- (8) 乾電池類
専門の処理業者へ引渡し資源化します。
- (9) 蛍光灯、電球
専門の処理業者に処理、資源化を委託します。

(2) 施設の健全な運営

取組 1：廃棄物処理施設の整備検討

本町から出る燃やせるごみは、奥利根アメニティパークにて固形燃料（RDF）化しています。また、燃やせないごみ（不燃物）は民間事業者に処分を委託しています。

今後も固形燃料化施設や資源化施設の補修期間を設けて、維持管理や整備拡充に努め、設備の交換・改良時には省エネ機器を導入するなどして、これらの施設が長期に渡って利用できるようにします。

また、広域化を踏まえた新たな施設整備の検討を行っていきます。

取組 2：環境負荷・環境汚染対策

地球温暖化防止の観点から、温室効果ガスの排出などによる環境への負荷を軽減するため、適正な稼働体制、稼働日数を保ち、状況に応じた運転管理の見直しを行います。

また、公害防止対策を継続し、ダイオキシン類などの環境汚染物質や重金属類の排出、騒音、振動、悪臭などの発生を抑制します。

(3) 資源化の推進

取組 1：民間活用の推進

リサイクルに関して優れた技術やノウハウを有する民間事業者について、安全性、効率性、経済性、信頼性等を確認した上で積極的に採用し、町の資源化事業を活性化していきます。

取組 2：資源化の拡充

資源分別回収量の増加、新たな分別回収品目の設定に備え、民間活用、広域処理の可能性などを検討し資源化の拡充を図ります。

4) 最終処分計画

残渣類の安全、安定した最終処分を行います。取組みの体系は、表 3-3-6 に示すとおりです。

表 3-3-6 取組みの体系（最終処分計画）

取組み項目	重点 施策	取組み 番号	取組みの内容
計処最 画分終 最終処分対策		取組 1	埋立量の削減

(1) 最終処分対策

取組 1：埋立量の削減

本町には最終処分場がなく、奥利根アメニティパークの各処理施設から発生する残渣類は民間事業者に処分を委託していることから、できる限り再資源化に努めなければなりません。

ごみの発生抑制・資源化に係る取組みや資源ごみの分別の徹底により、埋立量を削減し、最終処分場の残余年数の延長を図ります。

5) その他の事項

その他関連する事項に関する取組みの体系は、表 3-3-7 に示すとおりです。

表 3-3-7 取組みの体系（その他の事項）

	取組み項目	重点 施策	取組み 番号	取組みの内容
その 他 の 事 項	災害廃棄物の処理・処分		取組 1	処理体制の維持
			取組 2	ガレキ対策
			取組 3	仮置場の確保
	ごみ処理広域化への対応		取組 1	ごみ処理広域化計画への対応
	町民・事業者・行政の連携		取組 1	環境保全団体等の活用
			取組 2	環境美化の推進
	適正処理困難物への対応		取組 1	適正な処理・処分の指導強化
	不法投棄対策の強化		取組 1	不法投棄対策の推進

(1) 災害廃棄物の処理・処分

取組 1：処理体制の維持

被災時に発生する一般廃棄物については、平常時と同様に町が収集・運搬、処理・処分を行います。被災状況に応じて、排出場所、収集回数、収集方法等を柔軟に見直し、迅速かつ衛生的な生活環境の確保を図ります。

収集・運搬車両、処理施設等の被災状況を考慮し、被害が甚大な場合には県、近隣市町、関係機関、民間事業者の協力を求め、円滑かつ安定した処理・処分の維持に努めます。

取組 2：ガレキ対策

倒壊家屋等の処理は、地域防災計画に基づき迅速にガレキ対策を実施します。

流木、大量に発生する粗大ごみ、道路に堆積するガレキ等、処理の緊急性を要する場合においては、基幹交通網、避難場所等を確保する観点から町が処理を行います。災害廃棄物の処理に関しては、再使用、資源化に努めます。

取組 3：仮置場の確保

被災時における災害廃棄物の一時保管あるいは一次処理等を行うため、公共用地等により、仮置場を確保します。

(2) ごみ処理広域化への対応

取組 1：ごみ処理広域化計画への対応

現行のごみ処理体制の充実を図るとともに、国や県、他市町村とのごみの広域処理体制を推進するための協議を行っていきます。

また、施設整備に当たっても広域化を考慮していくものとします。

(3) 町民・事業者・行政の連携

取組 1：環境保全団体等の活用

町民・事業者・行政の三者の協働による取組みを効率的・効果的に推進するために環境保全団体等との連携を深め、地域に根ざした活動を推進します。

取組 2：環境美化の推進

町内一斉清掃（ごみゼロの日等）の実施、環境美化推進員、地域ボランティア等を中心とした環境美化活動、各種広報紙による啓発を推進し、町民・事業者・行政が一体となった環境美化活動に取り組んでいきます。

自主的に美化活動を行う行政区やボランティア団体等の活動を支援します。

(4) 適正処理困難物への対応

取組 1：適正な処理・処分の指導強化

タイヤ、バッテリー等本町で処理困難物として定めているごみは、排出者が自ら
奥利根アメニティパークへ搬入するよう働きかけます。

古タイヤ、廃バッテリー、消火器等については、年2回有料で回収し、処理困難
物の適正処理を図ります。

(5) 不法投棄対策の強化

取組 1：不法投棄対策の推進

広報紙やチラシを通じてごみの不法投棄、散乱の防止を図ります。

○土地所有者及び管理者に対する対策の要請

土地所有者及び管理者と協力して不法投棄対策を推進します。

○監視体制の強化

環境美化推進員、地域ボランティア及び町職員によるパトロール等定期的な
監視体制の強化、拡充を図ります。

○町民、各種団体との連携

町民、環境保全団体、警察、NPO等との連携を強め、不法投棄に関する情
報収集、不法投棄対策を推進し、不法投棄をさせない環境施策を講じます。

6 ごみ処理計画

1) 発生・排出抑制計画

(1) ごみ総排出量及び1人1日当たり排出量（原単位）の見込み

ごみ処理基本計画において定めた取組みの実施により、本町のごみ総排出量及び原単位の見込みは、図 3-3-4 に示すとおりです。

平成 28 年度におけるごみ総排出量は、生ごみ分別による収集量を考慮した実績値では 6,182t ですが、第 2 次総合計画との整合を図りながら、生ごみ分別による収集量と資源化量を考慮して推移した場合、平成 39 年度では 5,364t となり、約 13%減少する見込みです。

また、平成 28 年度における原単位は、生ごみ分別による収集量を考慮した実績値では 848.8g/人・日でしたが、平成 39 年度では生ごみ分別による収集量と資源化量を考慮した数値目標を 926.7g/人・日とし、約 9%増加する見込みです。

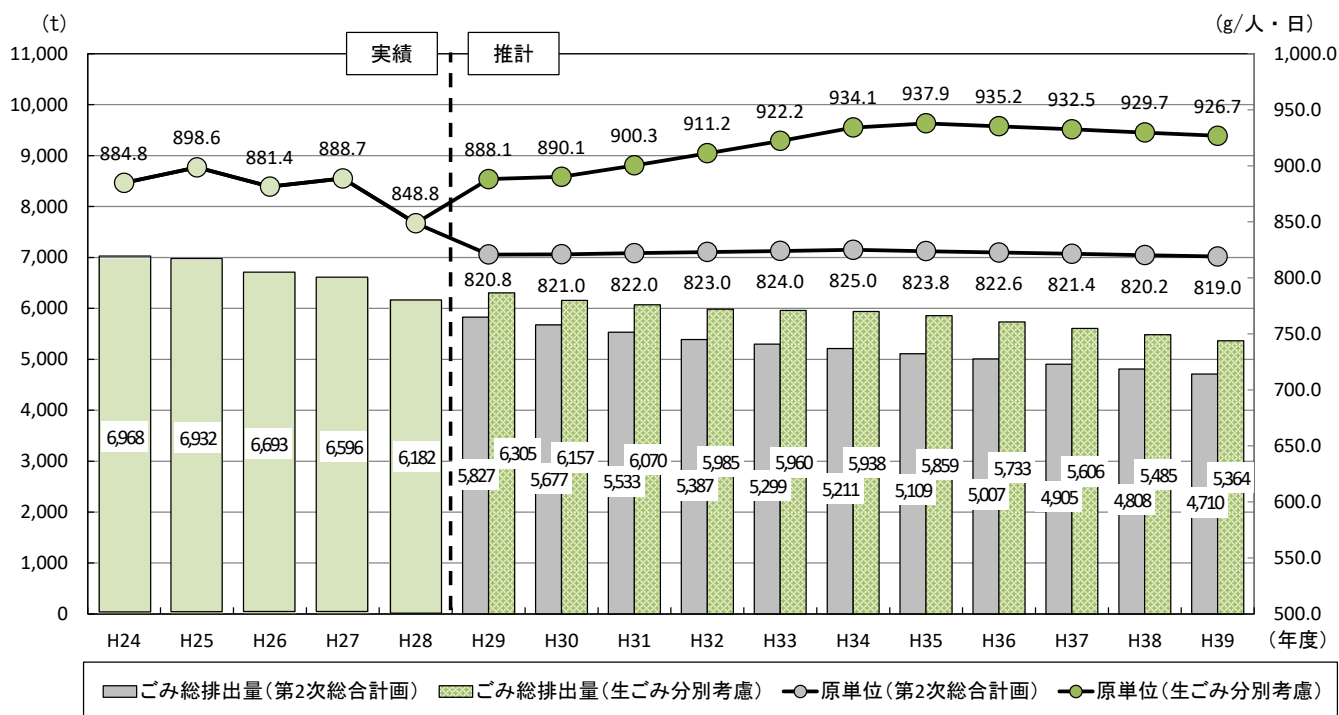


図 3-3-4 ごみ総排出量及び1人1日当たりごみ排出量（原単位）の見込み

2) 収集・運搬計画

(1) 家庭系ごみ排出量の見込み

ごみ処理基本計画において定めた取組みの実施により、本町の家庭系ごみ排出量の見込みは、図 3-3-5 に示すとおりです。

平成 28 年度における家庭系ごみ排出量は、生ごみ分別による収集量を考慮した実績値では平成 28 年度では 4,669t ですが、平成 39 年度では 4,167t となり、約 11% 減少する見込みです。

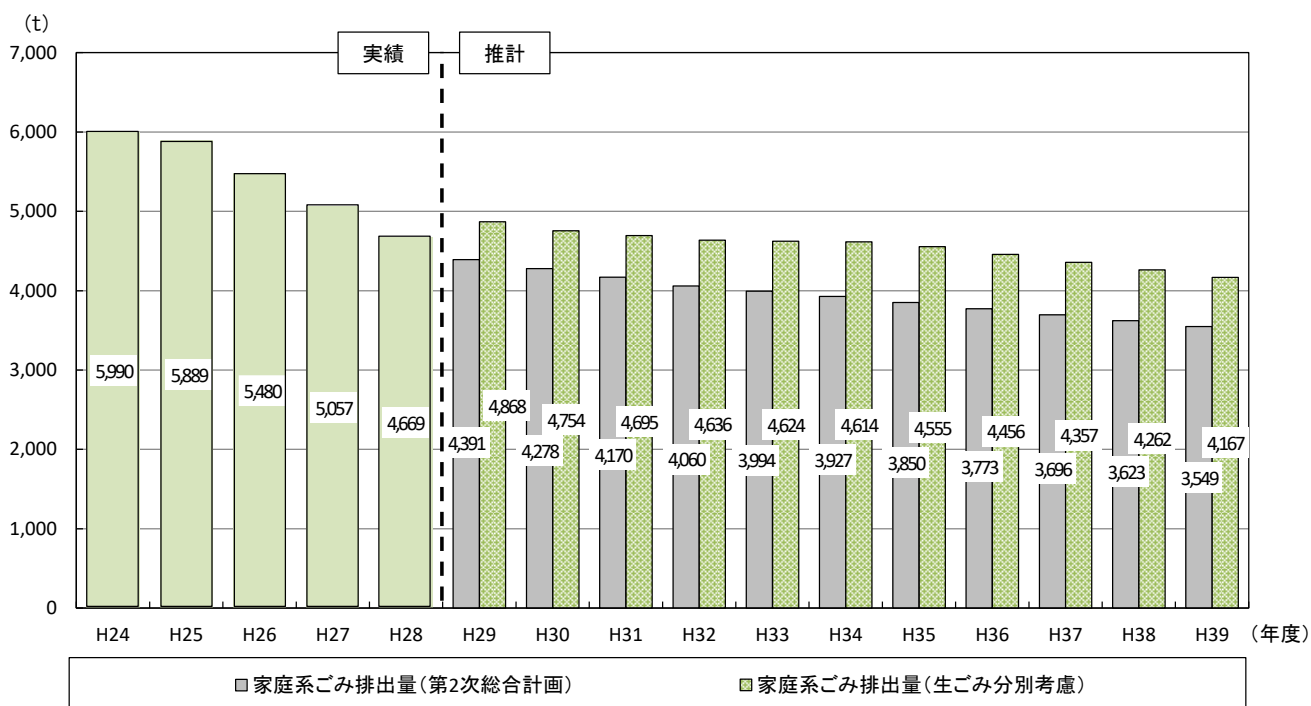


図 3-3-5 家庭系ごみ排出量の見込み

(2) 事業系ごみ排出量の見込み

ごみ処理基本計画において定めた取組みの実施により、本町の事業系ごみ排出量の見込みは、図 3-3-6 に示すとおりです。

平成 28 年度における事業系ごみ排出量は、生ごみ分別による収集量を考慮した実績値では 1,432t ですが、平成 39 年度では 1,106t となり、約 23%減少する見込みです。

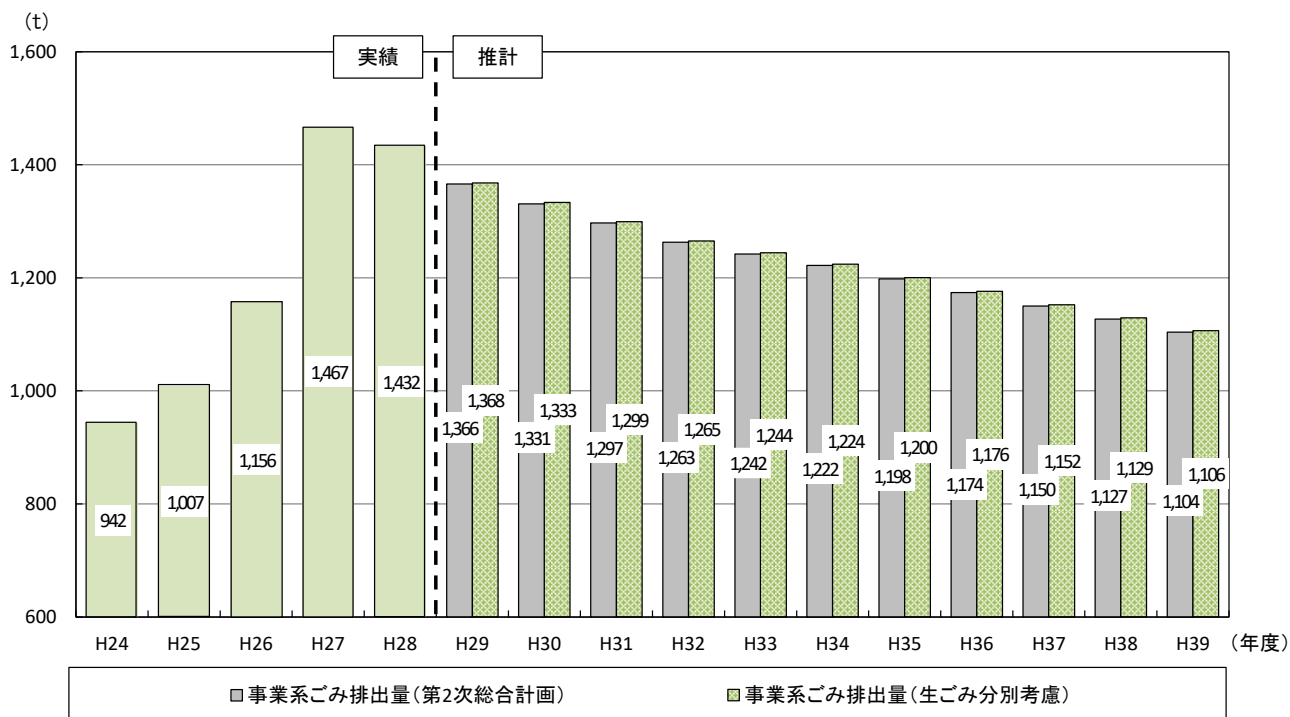


図 3-3-6 事業系ごみ排出量の見込み

3) 中間処理計画

(1) 中間処理量の見込み

本町の中間処理量の見込みは、図 3-3-7 に示すとおりです。

本町では、燃やせるごみ（可燃ごみ）は奥利根アメニティパークで固形燃料として処理を行っており、生ごみは資源リサイクルセンターにて堆肥化を行っています。

リサイクルプラザ処理後の可燃性残渣は、外部委託により焼却処理され、その一部は資源化されています。

平成 28 年度における中間処理量は、生ごみ分別による収集量を考慮した実績値では 5,695t ですが、平成 39 年度では 4,938t となり、約 13%減少する見込みです。

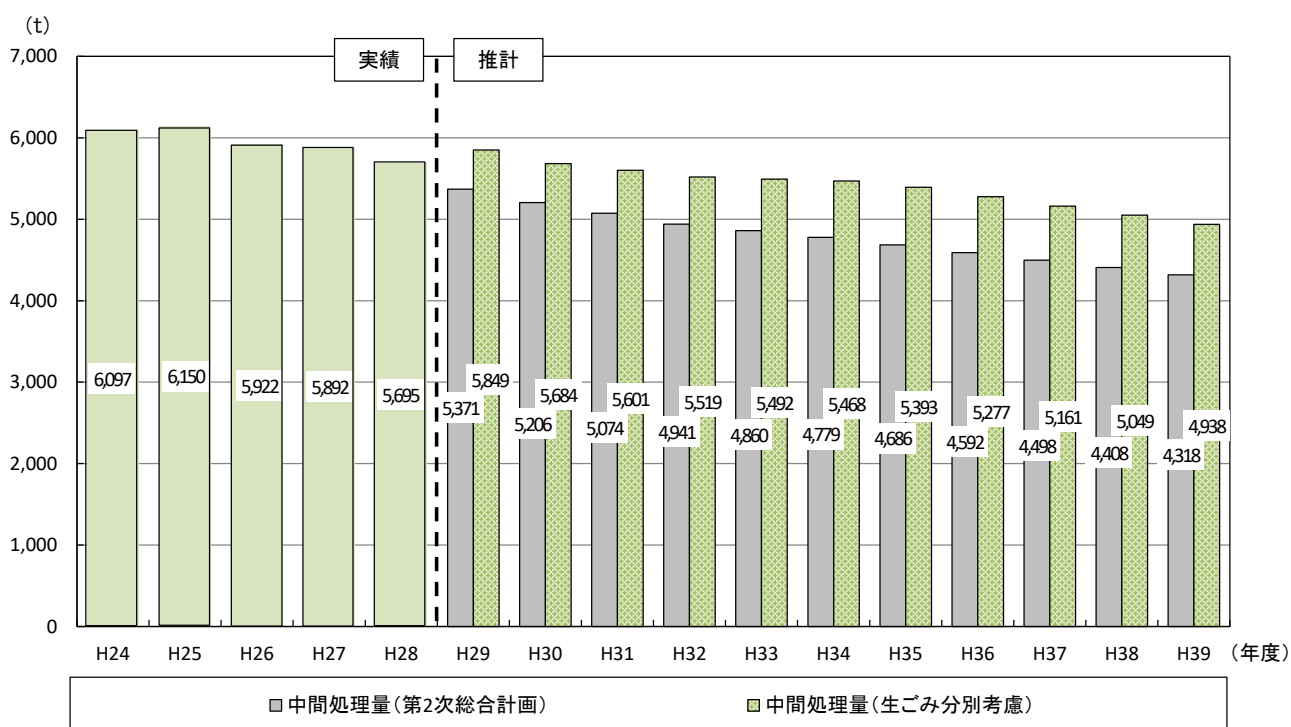


図 3-3-7 中間処理量の見込み

(2) 資源化量及び資源化率の見込み

ごみ処理基本計画において定めた取組みの実施により、本町の資源化量及び資源化率の見込みは、図 3-3-8 に示すとおりです。

資源ごみの分別収集に対するPR、意識啓発による分別の徹底及び処理体制の充実、生ごみ分別収集・資源化事業の拡大を図り、資源化率の向上を目指します。

平成 28 年度における資源化率は、生ごみ分別による収集量を考慮した実績値では約 58%でしたが、第 2 次総合計画との整合を図りながら、生ごみ分別による収集量と資源化量を考慮して推移した場合、平成 39 年度では約 65%となり、約 7 ポイント上昇の見込みです。

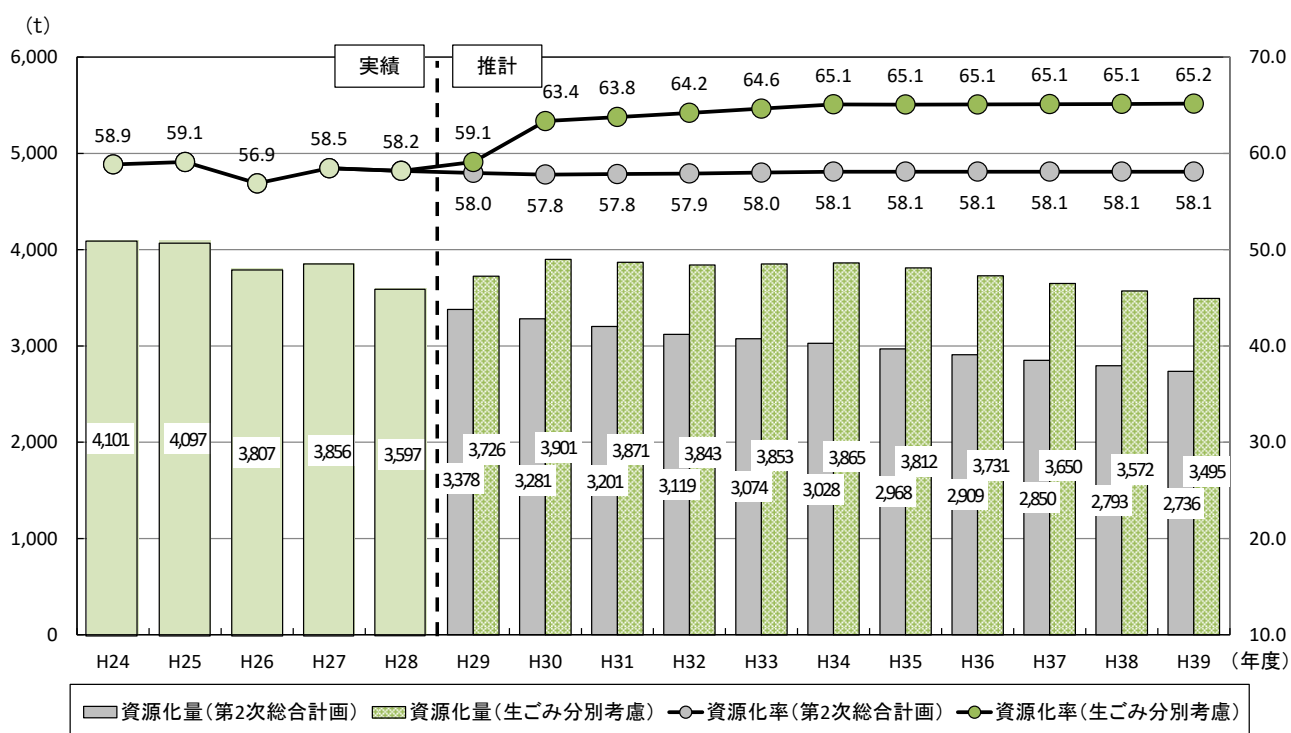


図 3-3-8 資源化量及び資源化率の見込み

4) 最終処分計画

(1) 最終処分量の見込み

本町の最終処分量の見込みは、図 3-3-9 に示すとおりです。

リサイクルプラザ処理後の可燃性残渣は、外部委託により焼却処理され、その一部は埋立処分されています。

また、固形燃料処理後の燃料化残渣及びリサイクルプラザ処理後の処理不適物・不燃性残渣は、最終処分場に搬送され、埋立処分されています。

平成 28 年度における最終処理量は、生ごみ分別による収集量を考慮した実績値では 234t ですが、平成 39 年度では 179t となり、約 24%減少する見込みです。

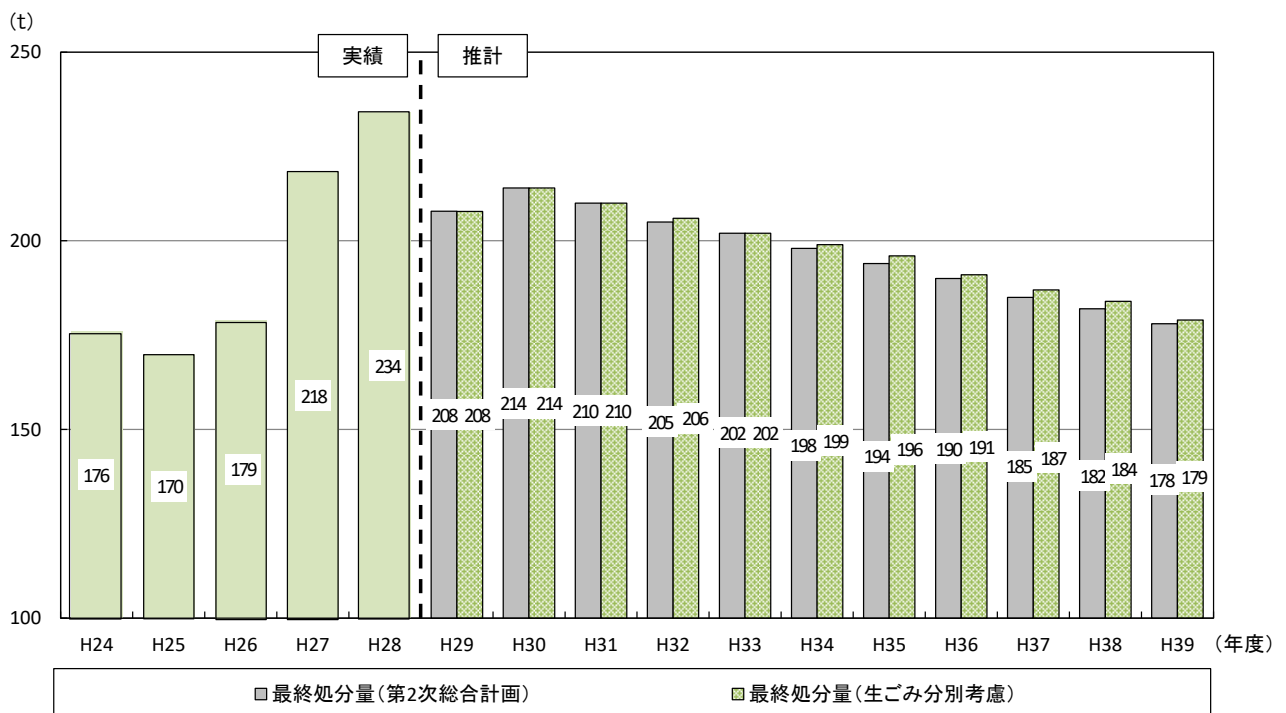


図 3-3-9 最終処分量の見込み

7 その他

1) その他検討事項

近年、ごみ処理事業の効率化を図るため、複数の市町村が一部事務組合や広域行政組合を設立し、ごみ処理広域体制を構築する機運が高まっています。

県においても、平成 20 年 1 月に県内一般廃棄物処理の広域化の方向性を示す「群馬県一般廃棄物処理マスタープラン」を策定し、一般廃棄物処理の広域化を推進しています。

本町においても、ごみ処理事業の広域化を進めるために、周辺自治体と協議を行ってきましたが、本計画の下でも継続的に協議を行っていきます。

なお、広域化体制の整備に際しては、県の方針、本町や周辺自治体の収集範囲や廃棄物処理施設の状況等の様々な要因を考慮して、効果的な広域化が図れるように努めます。

また、周辺自治体以外にも、県や県内各市町村とごみ行政に関連する情報交換を行い、災害発生等の緊急時における協力体制の整備も推進していきます。

2) 災害廃棄物対策

国は、東日本大震災の教訓を踏まえて、「災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月）」を新たに策定しており、これに基づき、各自治体においても災害廃棄物処理計画の策定が必要となってきています。

本町においても、国や県の動向を踏まえた上で災害廃棄物処理計画の策定を検討することとします。

3) 計画の進行管理

本計画で示した取組み施策を継続的かつ効果的に推進していくために、図 3-3-10 に示す Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）の PDCA サイクルの考え方に基づく進行管理を行います。

進行管理のプロセスでは、目標達成状況や各種取組み施策の実施状況を把握し、必要に応じて目標設定や施策内容について見直していきます。

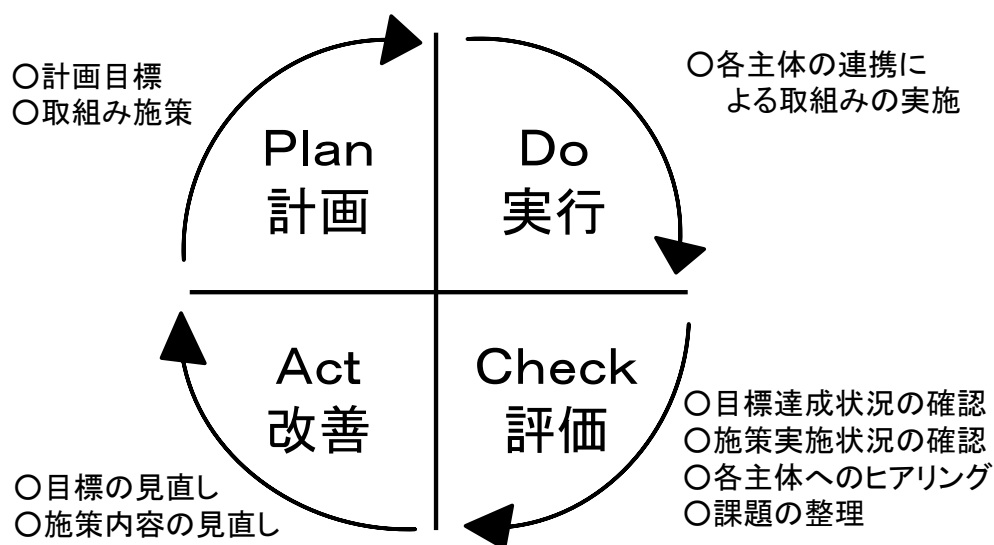


図 3-3-10 PDCA サイクルに基づく進行管理の概念図

第4章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現状

1 生活排水処理の現状

1) 生活排水処理のフロー

本町の生活排水処理フローは、図 4-1-1 に示すとおりです。家庭から排出される生活排水は、トイレから発生する「し尿」と台所・風呂等から発生する「生活雑排水」に分けられます。

下水道施設、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽が整備されている世帯の生活排水は、し尿・生活雑排水ともに図 4-1-1 に示すフローにおいて適切な処理が行われています。

町内で発生するし尿・浄化槽汚泥、農業集落排水脱水汚泥については、みなかみ町が運営する奥利根アメニティパーク（し尿処理施設）及び民間汚泥処理施設において適切な処理を行っています。

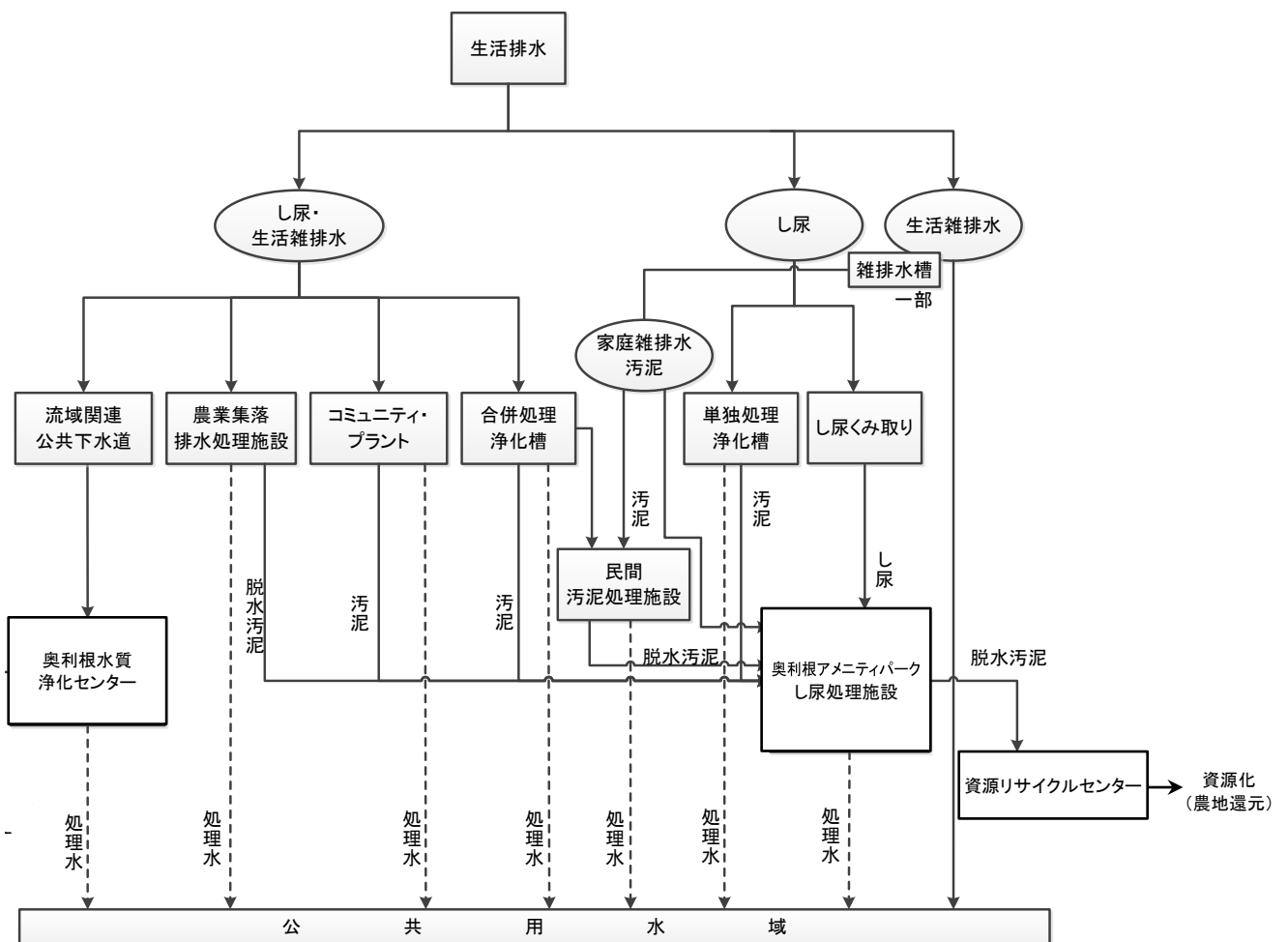


図 4-1-1 生活排水の処理フロー

2) 生活排水の処理主体

本町における生活排水の処理主体は、表 4-1-1 に示すとおりです。

本町から発生するし尿・浄化槽汚泥の収集・運搬は、委託業者及び許可業者が行っています。

処理に関する施設のうち、農業集落排水処理施設については、町が維持管理を行っています。

一方、合併処理浄化槽については、町が設置・維持管理を行うものと個人が設置・維持管理を行うものがあります。

単独処理浄化槽は個人が設置・維持管理を行うものです。

し尿・浄化槽汚泥、農業集落排水脱水汚泥は、みなかみ町が管理するし尿処理施設で処理を行っています。

表 4-1-1 生活排水の処理主体

処理施設の種類		生活排水の種類		
		生活雑排水	し尿	浄化槽汚泥 ^{※1}
収集・運搬		—	委託業者及び許可業者	
処理	公共下水道	みなかみ町(管渠)、群馬県(終末処理場)		—
	農業集落排水処理施設	みなかみ町		
	合併処理浄化槽	みなかみ町又は個人等		
	単独処理浄化槽	—	個人	
	し尿処理施設	—	みなかみ町	

※1：浄化槽汚泥は農業集落排水脱水汚泥、家庭雑排水汚泥を含みます。

2 施設整備状況

1) 下水道施設

本町の下水道施設は、県内初の流域下水道として、沼田市とみなかみ町の旧月夜野町区域において昭和56年4月より供用を開始し、昭和57年4月にはみなかみ町の旧水上町区域においても順次整備を進めてきました。

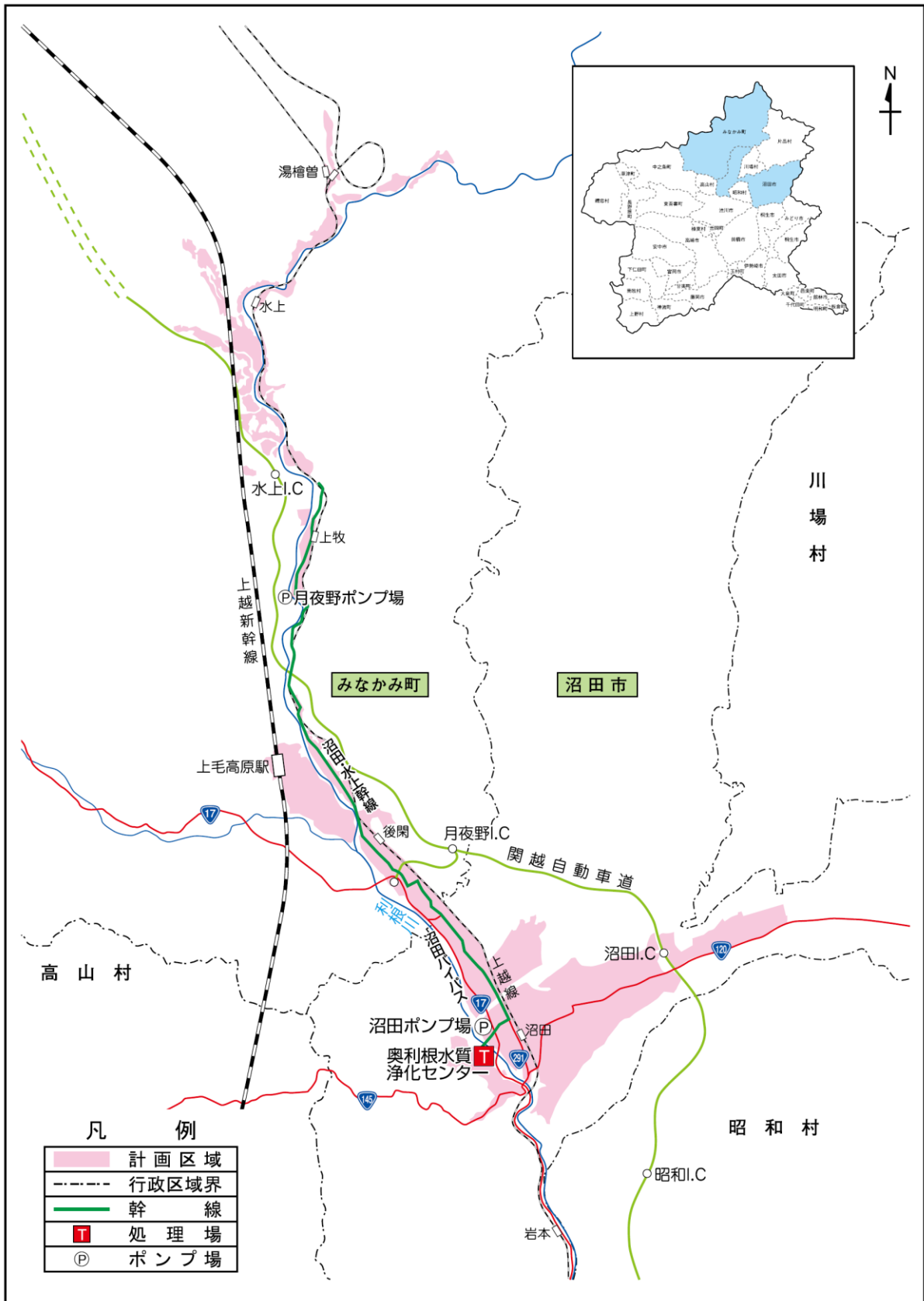
公共下水道整備区域内では、浄化槽設置世帯やくみ取り世帯から下水道への転換接続を促しており、補助制度等も実施しています。

処理施設は、包括的民間委託により民間が維持管理する奥利根水質浄化センターが稼動しています。現在、水処理施設は全て整備が完了し、処理能力21,300m³/日で運転処理しています。

本町における下水道施設の概要及び区域図は、表4-1-3及び図4-1-2に示すとおりです。

表 4-1-2 流域下水道施設の概要

施設名称 内容	奥利根水質浄化センター
所在地	群馬県沼田市下川田町宮塚 1303
用地面積	56,300 m ²
整備済面積	1,042ha(平成27年度末現在) 全体計画:1,922ha
処理能力	21,300m ³ /日
排水方式	分流式
処理方式	標準活性汚泥法



(資料:群馬県ホームページ「奥利根処理区計画概要」)

図 4-1-2 流域下水道区域図

2) 農業集落排水処理施設

本町における農業集落排水処理施設の概要は、表 4-1-3 に示すとおりです。

本町の農業集落排水処理施設としては、「藤原下区(平出地区)農業集落排水処理施設」が稼動しています。

表 4-1-3 農業集落排水処理施設の概要

施設名称 内容	藤原下区(平出地区)農業集落排水処理施設
所在地	群馬県利根郡みなかみ町藤原字平出 74 番地
用地面積	集落面積 : 2,719ha 事業計画区域面積 : 2.1ha 農用地面積 : 3.2ha
処理対象人口	130 人
計画汚水量	日平均汚水量 : 35.1m ³ /日 時間最大汚水量 : 4.2m ³ /時
処理方式	嫌気ろ床併用接触ばっ気方式

3) 合併処理浄化槽

本町では、平成 13 年度からこれまでの浄化槽設置整備事業を見直し、新たにみなかみ町浄化槽設置整備事業（市町村設置型合併処理浄化槽）を開始しています。

この事業は町が主体となって町内の住宅や事業所に浄化槽（高度処理型浄化槽）を設置し、その後の維持管理も町が行う事業形式となっています。

同事業の対象地域は、公共下水道認可区域、農業集落排水事業区域となっています。

4) し尿処理施設

本町で発生するし尿、浄化槽汚泥、農業集落排水脱水汚泥及び家庭雑排水汚泥は、みなかみ町が運営するし尿処理施設で処理を行っています。

し尿処理施設の処理能力は 35kL/日であり、処理を行った後の処理水は赤谷川（1 級河川）に放流しています。

本町におけるし尿処理施設の概要は、表 4-1-4 に示すとおりです。

表 4-1-4 し尿処理施設の概要

施設名称 内容	奥利根アムニティパーク し尿処理施設
処理能力	し尿 : 8kL/日
	浄化槽汚泥 : 27kL/日
稼動開始	平成 12 年 7 月
水処理方式	浄化槽汚泥対応型膜分離高負荷＋高度処理方式
汚泥処理方式	脱水＋場外搬出
処理対象物	し尿, 浄化槽汚泥
最終処分	脱水汚泥 : 資源リサイクルセンターにて堆肥化
	脱水し渣 : 固形燃料化施設で処理

3 処理形態別人口の推移

本町における生活排水の処理形態別人口の推移は、表 4-1-5 及び図 4-1-3 に示すとおりです。

平成 28 年度において、計画処理区域内人口 19,645 人のうち 13,671 人については、公共下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽により、生活排水の適正処理がなされています。

生活排水処理率（＝生活排水処理人口÷計画処理区域内人口×100）は 69.6%となっており、近年は微増傾向で推移しています。

表 4-1-5 処理形態別人口の推移

区分		年度	H24	H25	H26	H27	H28
計画処理区域内人口	人		21,285	20,915	20,496	20,076	19,645
生活排水処理人口	人		14,083	14,148	14,036	13,924	13,671
公共下水道接続人口	人		8,312	8,217	8,097	8,005	7,842
農業集落排水処理施設接続人口	人		46	46	46	44	44
コミュニティ・プラント人口	人		0	0	0	0	0
合併処理浄化槽人口	人		5,725	5,885	5,893	5,875	5,785
生活排水未処理人口	人		7,202	6,767	6,460	6,152	5,974
し尿収集人口(汲み取り)	人		2,987	2,834	2,664	2,744	2,309
水洗化・生活雑排水未処理人口	人		4,215	3,933	3,796	3,408	3,665
生活排水処理率	%		66.2	67.6	68.5	69.4	69.6

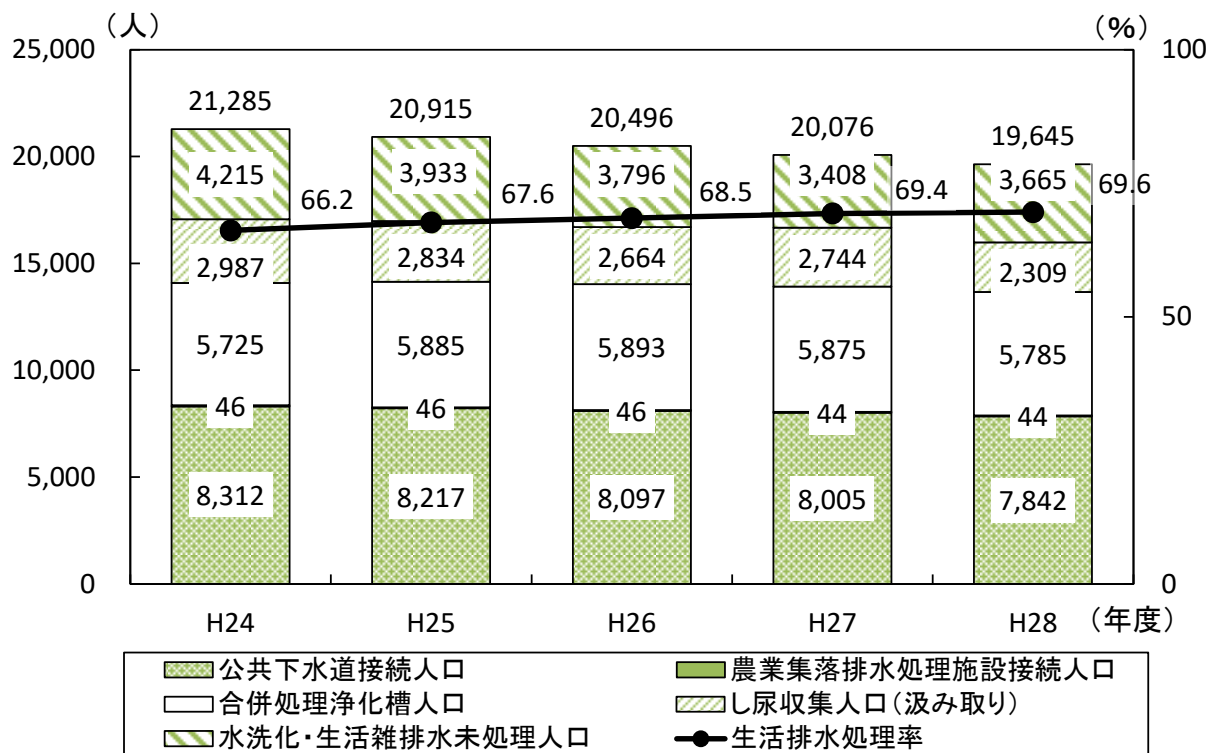


図 4-1-3 処理形態別人口の推移

4 し尿・浄化槽汚泥量の推移

本町のし尿・浄化槽汚泥(以下、「し尿・浄化槽汚泥等」という。)の量の推移は、表 4-1-6 及び図 4-1-4 に示すとおりです。

平成 28 年度における本町のし尿・浄化槽汚泥等量は 6,300 kL/年となっており、全体の約 87%を浄化槽汚泥が占めています。

し尿・浄化槽汚泥等原単位(=し尿浄化槽汚泥等量÷接続人口÷365×1,000)は 2.12L/人・日であり、横ばいで推移しています。

表 4-1-6 し尿・浄化槽汚泥等量の推移

年度		H24	H25	H26	H27	H28
区分						
し尿・浄化槽汚泥等量	kL/年	6,832	6,762	6,720	6,596	6,300
し尿量	kL/年	1,009	944	990	938	829
浄化槽汚泥量	kL/年	5,823	5,818	5,731	5,658	5,471
し尿・浄化槽汚泥等原単位	L/人・日	2.14	2.11	2.14	2.09	2.12
し尿	L/人・日	0.93	0.91	1.02	0.94	0.98
浄化槽汚泥	L/人・日	1.60	1.61	1.61	1.66	1.58

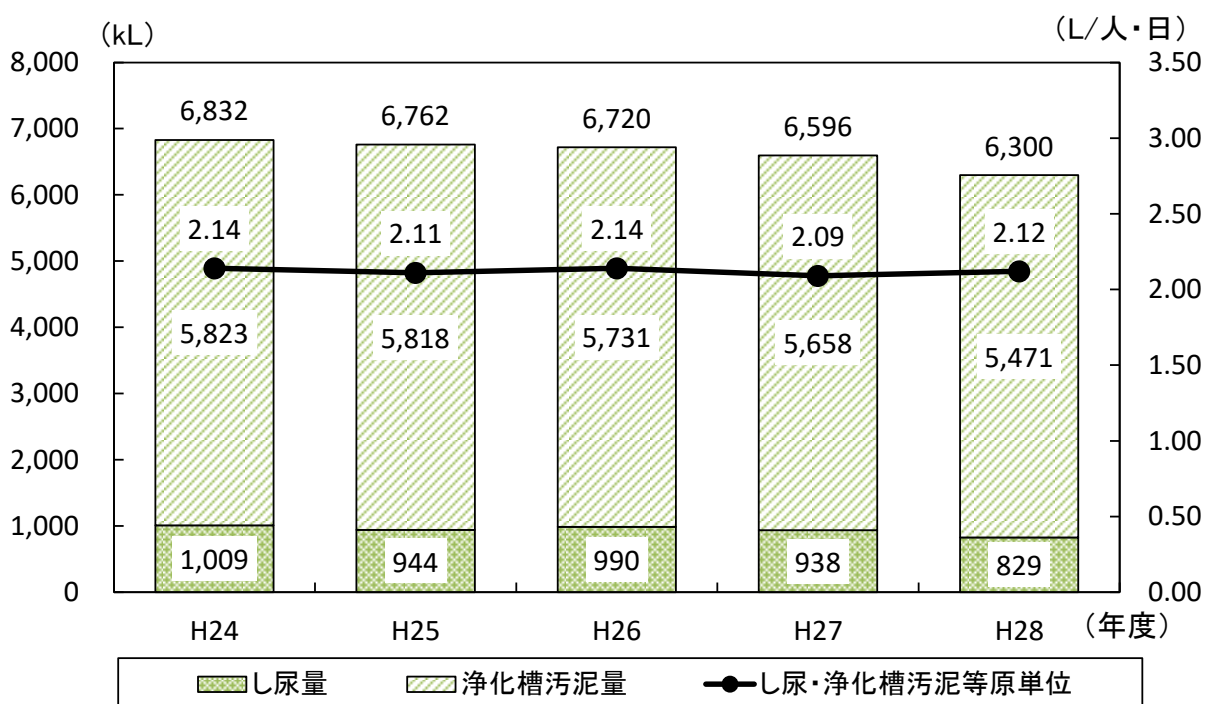


図 4-1-4 し尿・浄化槽汚泥等量の推移

5 生活排水処理の課題

●課題1 公共下水道及び農業集落排水処理施設への接続促進

本町では、流域関連公共下水道の事業計画に基づき、下水道整備を進めてきましたが、整備区域内における接続人口は伸び悩んでいます。今後の下水道事業維持のためにも下水道への接続を促進していくことが重要です。

また、農業集落排水処理施設においては整備が完了していることから、下水道と同様に接続を促進していく必要があります。

これら集合処理施設への接続を促進していくためには、集合処理区域内のし尿くみ取りや浄化槽設置世帯に対して、集合処理施設への接続を促進していく取組みが必要と考えられます。

●課題2 合併処理浄化槽への転換推進

し尿のみを処理する単独処理浄化槽は、生活雑排水が未処理のまま放流されることから、公共用水域の水質悪化の一因となります。

こうした状況も踏まえて、本町は集合処理区域以外の地域においては町内全域で合併処理浄化槽の整備を推進しています。このため、本町の生活排水処理における合併処理浄化槽の役割は非常に大きいと言えます。

合併処理浄化槽への転換が進むように、し尿くみ取り世帯や単独処理浄化槽設置世帯に対して、普及啓発、指導を継続して実施していく必要があると考えられます。

●課題3 生活排水処理施設の見直し及び維持・拡充

人口減少や施設運営における効率化を考慮し、今後は施設の統廃合を検討していく必要があります。

また、し尿・浄化槽汚泥等を処理する奥根アメニティパークし尿処理施設は供用開始から約16年が経過しており、施設の更新時期まではまだ余裕がありますが、今後は下水道施設の機械設備及び管渠等の改築更新の費用確保も検討していく必要があります。

さらに、県が推進している一般廃棄物処理の広域化を踏まえて、施設の状況と広域化を踏まえた整備が行えるようにしていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、し尿・浄化槽汚泥の処理については、県や周辺自治体と連携し、施設の更新について検討をしていく必要があります。

同時に他の生活排水処理施設についても適切な維持、統廃合の見直し、整備による拡充等によって、適切な生活排水処理がなされるように維持・拡充を行っていく必要があります。

第2節 生活排水処理基本計画

1 基本目標

オリ根アメニティパークし尿処理施設においてし尿・浄化槽汚泥等の処理過程で発生するし渣については固形燃料（RDF）化を行っており、これを継続していきます。

ただし、新たな施設の整備に際しては、汚泥再生処理施設として資源の循環に寄与できるように、本町を含めた地域に適した有効利用方法の検討を行います。

《 生活排水処理計画の基本目標 》

- 目標 1：し尿・浄化槽汚泥等の適正処理が浸透しているまち
- 目標 2：施設の計画的な整備・維持管理がされているまち
- 目標 3：市民の生活環境が保全されているまち

2 基本方針

基本目標を達成していくための取組みの柱となる基本方針を次のとおりとします。

方針1：集合処理施設の整備推進

対応する課題：課題1

集合処理区域においては、集合処理施設の整備を行います。また、整備が完了した地域では、区域内住民に対して接続を促していきます。併せて、施設の統廃合についても推進していきます。

方針2：合併処理浄化槽の転換促進

対応する課題：課題2

集合処理区域以外の地域では、合併処理浄化槽の整備を進めるため、転換を促進していきます。整備は町が設置主体となって浄化槽の設置と維持管理を行う浄化槽整備推進事業を引き続き進めていきます。

方針3：し尿・浄化槽汚泥の適正処理

対応する課題：課題3

町内で発生するし尿・浄化槽汚泥等を収集・運搬し、適正に処理する体制を構築していくため、県や周辺自治体と連携し、広域化も踏まえた新たなし尿処理施設の整備についても検討を行っていきます。

3 生活排水処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥量の将来予測

1) 将来の生活排水処理量等の見込み

将来の生活排水処理量等の予測を行った結果は、表 3-3-8 に示すとおりです。生活排水処理量の予測は、本町の実状を踏まえて設定した排出量原単位をもとに算出しました。

表 3-3-8 生活排水処理量等の数値目標（予測値）

区分	年度	H28年度 (基準年度)	H34年度 (中期目標)	H39年度 (計画目標)
計画処理区域内人口	人	19,645	17,305	15,756
生活排水処理人口	人	13,671	13,140	13,553
公共下水道接続人口	人	7,842	7,187	6,716
農業集落排水処理施設接続人口	人	44	39	35
コミュニティ・プラント人口	人	0	0	0
合併処理浄化槽人口	人	5,785	5,914	6,802
生活排水未処理人口	人	5,974	4,165	2,203
し尿収集人口(汲み取り)	人	2,309	1,502	1,056
水洗化・生活雑排水未処理人口	人	3,665	2,663	1,147
生活排水処理率	%	69.6	75.9	86.0

注：推計結果の数値は、四捨五入の関係により合計値が必ずしも一致しない場合がある。

2) 達成目標の設定

前計画においては、生活排水処理率が目標値として定められていますが、本計画でも引き続き設定し、次に示す数値目標の達成を目指します。

本計画においては、生活排水処理に関する施策に継続的に取り組むことにより、計画目標年度までに達成を目指す生活排水処理率を以下のとおり定めます。

《目標》
生活排水処理率 86.0%へ向上

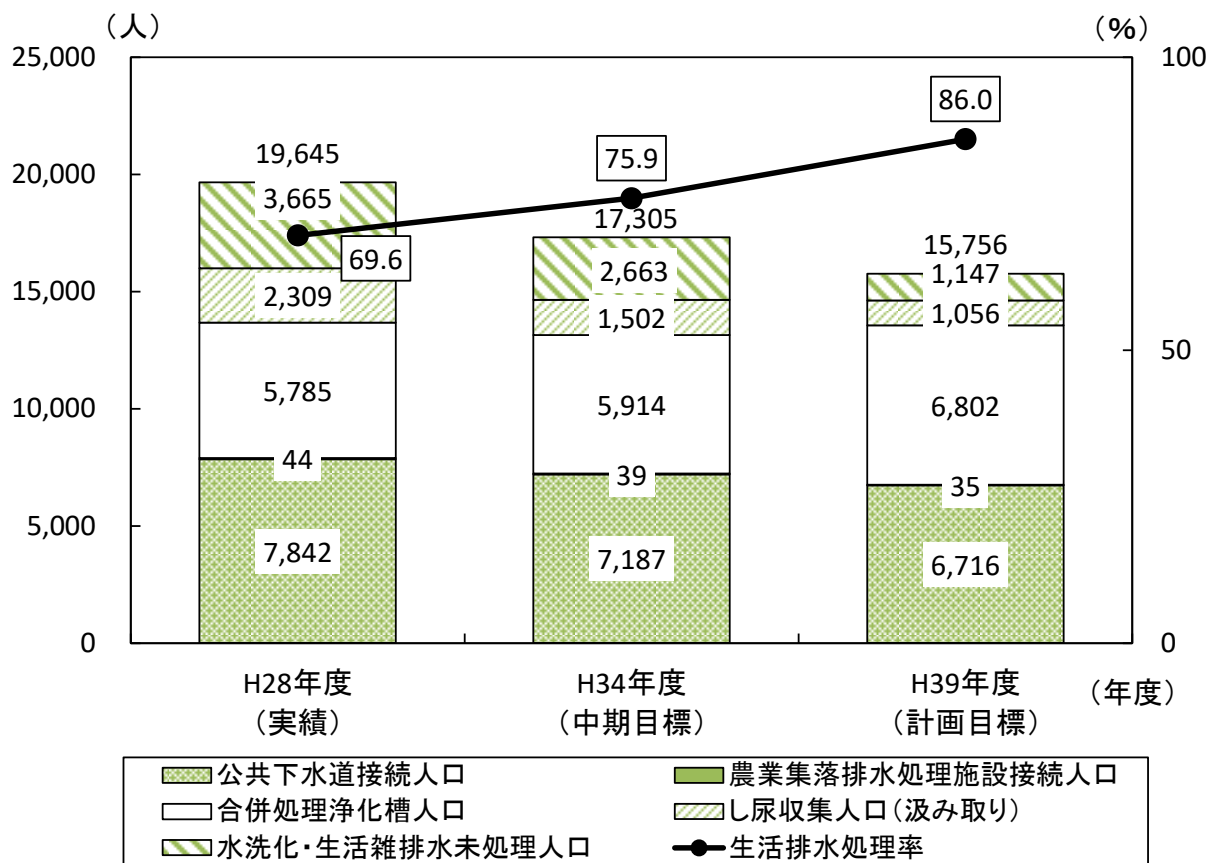


図 4-2-1 生活排水処理量等の数値目標 (予測値)

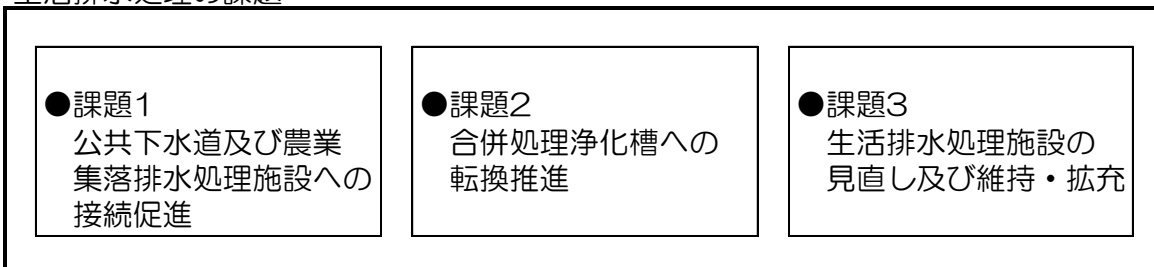
4 生活排水処理計画の取組み施策

本町の生活排水処理の課題を踏まえ、本計画において取組む施策の体系は、図 4-2-2 に示すとおりです。

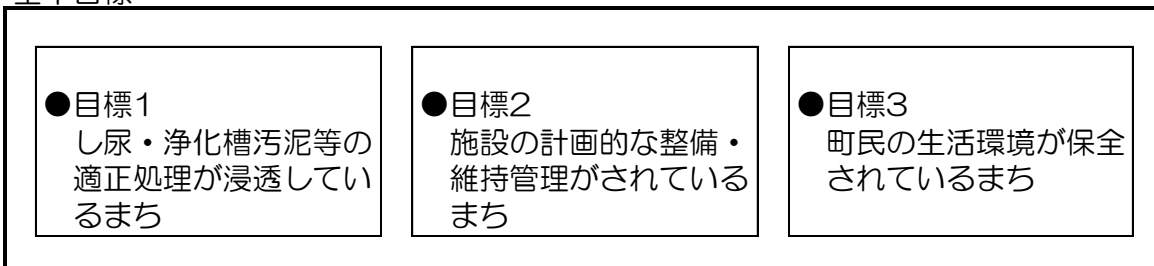
基本理念

「水と森・歴史と文化に息づく 利根川源流のまち みなかみ」

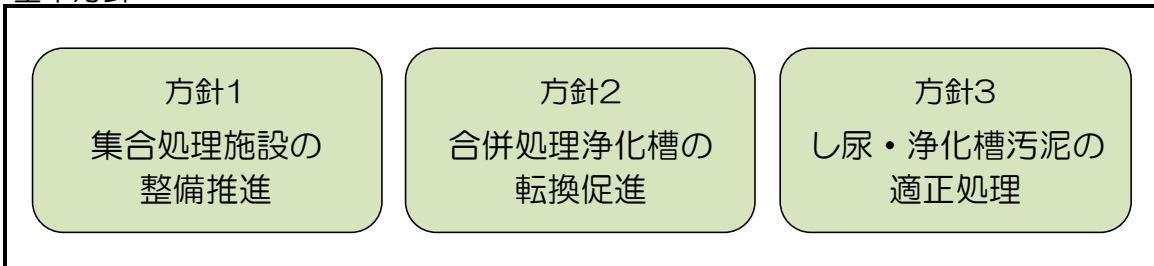
生活排水処理の課題



基本目標



基本方針



目標達成に向けた取組み

取組み項目		取組み番号	取組みの内容
生活排水処理計画	集合処理施設の整備推進	取組 1	下水道設備事業の推進
		取組 2	集合処理施設への接続促進
		取組 3	施設統廃合の推進
	合併処理浄化槽の転換促進	取組 1	浄化槽設備事業の推進
		取組 2	補助制度の維持・拡充
		取組 3	適正管理に関する普及・啓発
	し尿・浄化槽汚泥等の適正処理	取組 1	収集運搬体制の効率化
		取組 2	し尿処理施設の整備検討

目標

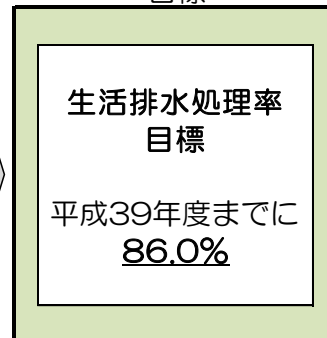


図 4-2-2 取組み施策の体系

1) 生活排水処理計画

町民・事業者・行政が連携して行動することにより、集合処理施設の整備推進や合併処理浄化槽への転換促進、し尿・浄化槽汚泥等の適正処理を推進します。

主体ごとの取組みの体系は、表 3-3-3 に示すとおりです。

表 3-3-9 取組みの体系（生活排水処理計画）

取組み項目	取組み番号	取組みの内容
生活排水処理計画	集合処理施設の整備推進	取組 1 下水道設備事業の推進
		取組 2 集合処理施設への接続促進
		取組 3 施設統廃合の推進
	合併処理浄化槽の転換促進	取組 1 浄化槽設備事業の推進
		取組 2 補助制度の維持・拡充
		取組 3 適正管理に関する普及・啓発
	し尿・浄化槽汚泥等の適正処理	取組 1 収集運搬体制の効率化
		取組 2 し尿処理施設の整備検討

(1) 集合処理施設の整備推進

取組 1：下水道設備事業の推進

流域関連公共下水道の整備計画区域においては、引き続き下水道整備事業を進め、未普及地域の早期解消を目指します。

取組 2：集合処理施設への接続促進

流域関連公共下水道や農業集落排水処理施設の整備が完了している地域については、未接続世帯の接続を促進しています。

このために、県と本町の補助制度を活用して、市民・事業者に対して接続を促せる取組みを進めていきます。

取組 3：施設統廃合の推進

将来的に人口減少が見込まれることから、施設の統廃合を推進し、効率的な施設運営が行えるように努めます。

(2) 合併処理浄化槽の転換促進

取組 1：浄化槽設備事業の推進

集合処理区域以外では合併処理浄化槽の整備を進めていますが、引き続き整備を進めていきます。本町では、町が主体となって浄化槽を設置し、その後の維持管理も行う浄化槽整備推進事業を実施していますが、今後もこの事業を継続していきます。

取組 2：補助制度の維持・拡充

浄化槽整備推進事業を継続して実施し、合併処理浄化槽への転換が促せるように制度の拡充を検討していきます。

取組 3：適正管理に関する普及・啓発

浄化槽管理の重要性等について住民に周知を図るため、定期的な保守点検、清掃及び定期検査について広報を通じてその徹底に努めます。

(3) し尿・浄化槽汚泥等の適正処理

取組 1：収集運搬体制の効率化

本町のし尿・浄化槽汚泥は民間委託により収集運搬を行っていますが、収集運搬業者と連携を図り、本町で発生するし尿・浄化槽汚泥を迅速かつ衛生的に収集運搬されるように努めます。また、収集サービスの向上や衛生面の強化も考慮しつつ、し尿・浄化槽汚泥が減少しても対応が可能なように、収集・運搬体制を維持していきます。

取組 2：し尿処理施設の整備検討

今後、主要な処理設備等の更新が必要と見込まれるオリ根アメニティパークし尿処理施設について、県や周辺自治体と連携して広域化も踏まえた新たな施設の整備を検討していきます。

5 し尿・汚泥等処理計画

1) 収集運搬計画

(1) 基本的な考え方

《基本的な考え方》

本町で発生するし尿・浄化槽汚泥等を迅速かつ衛生的に処理するため、収集体制を維持します。

(2) 計画収集区域

生活排水処理基本計画の対象地域である町全域とします。

(3) 収集運搬体制

し尿及び浄化槽汚泥は全量をバキューム車により収集します。収集は本町が許可を出した収集運搬許可業者による実施を継続していきます。

(4) 収集運搬量の見込み

本町のし尿・浄化槽汚泥等の収集運搬量の見込みは、図 4-2-4 に示すとおりです。

2) 中間処理計画

(1) 基本的な考え方

《基本的な考え方》

計画収集区域内から収集されたし尿・浄化槽汚泥等について、県や周辺自治体と協力して、適正に処理します。

(2) 中間処理体制

収集運搬されたし尿・浄化槽汚泥等が適正に処理されるように県や周辺自治体による連携体制を継続しますが、県の広域化体制の方針を踏まえて、中間処理体制の見直しを行い、周辺自治体と協議を図っていきます。

(3) 処理方法

収集運搬されたし尿・浄化槽汚泥等については、奥根アメニティパークし尿処理施設で処理を継続しますが、今後は施設の主要な処理設備等の更新を念頭におき、県や周辺自治体と協力し、施設整備の検討を行います。

検討に際しては、広域化の観点も含めた様々な視点から本町を含めた地域全体で最適な施設整備を行えるように配慮します。

(4) 中間処理量

本町のし尿・浄化槽汚泥等の中間処理量の見込みは、図 4-2-4 に示すとおりです。

3) 最終処分計画

(1) 基本的な考え方

《基本的な考え方》

残渣は適正に処理されるように県や周辺自治体と連携し、可能な限り最終処分するものが発生しないように努めます。

(2) 最終処分方法

オリ根アメニティパークし尿処理施設で処理した残渣については、民間の最終処分場において適切に処分を行います。また、新たに整備を検討する施設においても同様の考え方とします。

4) 資源化有効利用計画

(1) 基本的な考え方

《基本的な考え方》

し尿・浄化槽汚泥等の処理で発生するし渣及び汚泥について、県や周辺自治体と協力し、有効利用を図ります。

(2) 資源化有効利用の方法

オリ根アメニティパークし尿処理施設においてし尿・浄化槽汚泥等の処理過程で発生するし渣については固形燃料（RDF）化を行っており、これを継続していきます。

また、汚泥については、本町の堆肥化施設において資源の循環に寄与できるよう、地域に適した有効利用を行います。

5) 生活排水処理形態別人口の見込み

生活排水処理計画において定めた取組みの実施により、本町の生活排水処理形態別人口の見込みは、図 4-2-3 に示すとおりです。

生活排水処理形態別人口の予測は、「第 2 次みなかみ町総合計画」(改定中) 及び「みなかみ町污水処理計画アクションプラン」の内容を踏まえて推計しました。

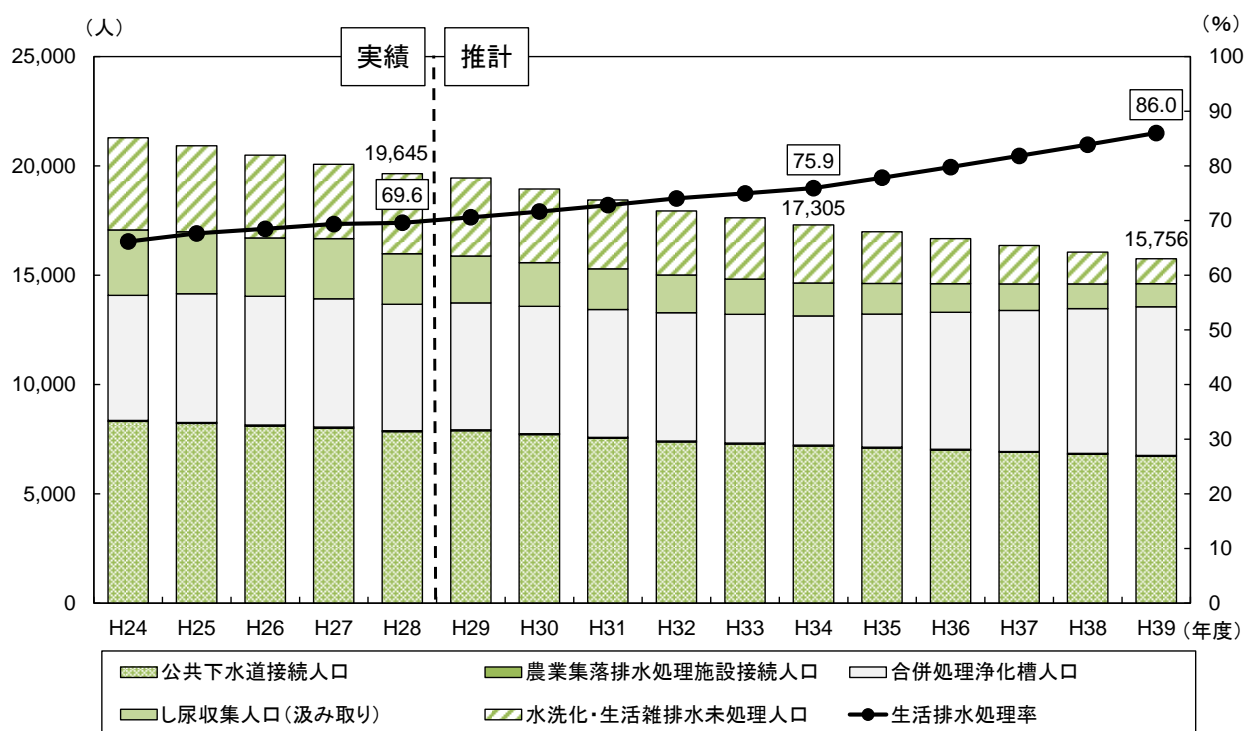


図 4-2-3 生活排水処理形態別人口の見込み

6) し尿・浄化槽汚泥等量の見込み

生活排水処理計画において定めた取組みの実施により、本町のし尿・浄化槽汚泥等量の見込みは、図 4-2-4 に示すとおりです。

し尿・浄化槽汚泥等量については、し尿汲み取り人口の減少、施設の統廃合等により、現状の発生量よりも減少する見込みです。

なお、し尿・浄化槽汚泥等量は、処理形態別人口に各施設からのし尿・浄化槽汚泥等の発生原単位を乗じて算出しています。

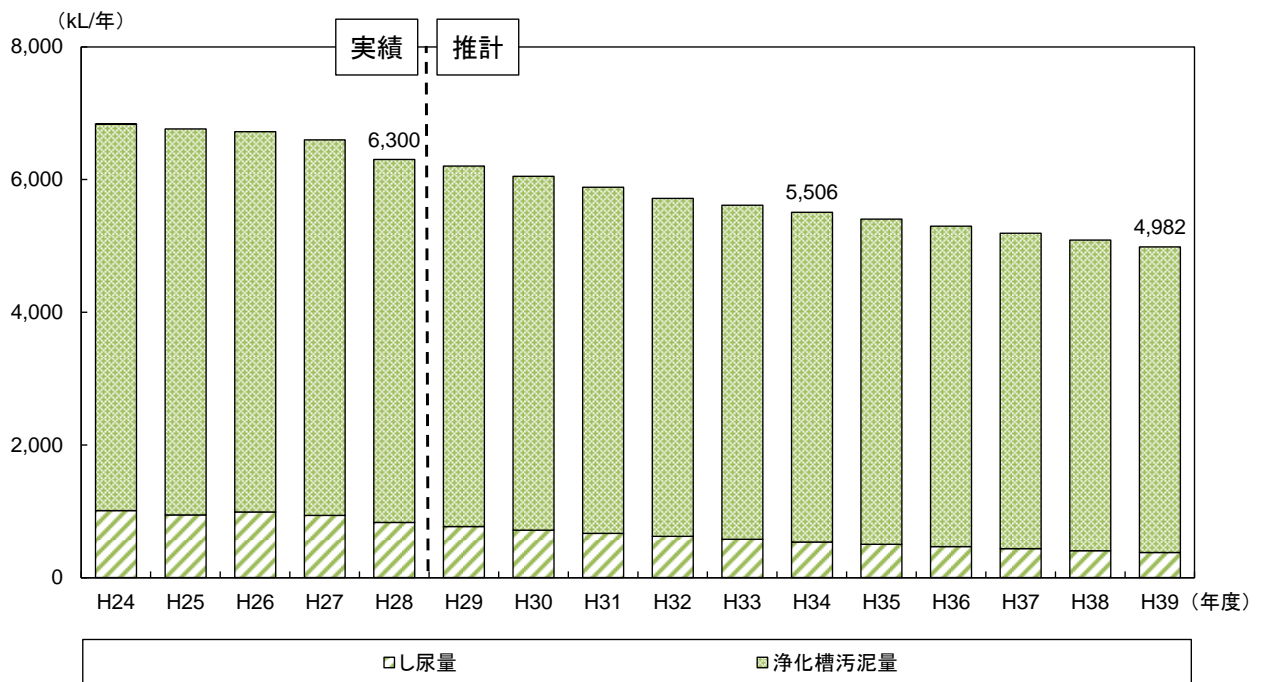


図 4-2-4 し尿・浄化槽汚泥等量の見込み

6 その他関連事項

1) 関連部署間の連携

本計画は、各所管部署の計画が異なることによる計画の方針や推進方法の違いに留意し、他の所管部署と連携を図りつつ、他計画の進捗状況も踏まえながら進めていくものとし、ます。

資料編

表4 推計計算結果 資源化量(原単位)の実績・予測

区分	記号	計算値根拠	年度 単位	実績値					予測値										備考	
				H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38		H39
ごみ資源化量内訳	し1	す1+せ1+そ1	g/人・日	520.72	531.09	501.33	519.54	472.65	475.82	474.50	475.55	476.44	477.88	479.33	478.65	477.97	477.27	476.59	475.79	
直接資源化量	す1	す2~す10の合計	g/人・日	106.02	96.70	94.02	85.15	55.74	54.38	58.30	58.45	58.27	58.40	58.51	58.45	58.39	58.33	58.28	58.20	
紙類	す2	け2÷あ÷年間日数×10 ⁶	g/人・日	96.63	96.31	93.76	84.88	55.47	54.07	57.96	58.11	57.93	58.06	58.17	58.11	58.05	57.99	57.94	57.86	
紙パック	す3	け3÷あ÷年間日数×10 ⁶	g/人・日	0.38	0.39	0.26	0.27	0.27	0.31	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34
金属類	す4	け4÷あ÷年間日数×10 ⁶	g/人・日	0.13	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
ガラス類	す5	け5÷あ÷年間日数×10 ⁶	g/人・日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
ペットボトル	す6	け6÷あ÷年間日数×10 ⁶	g/人・日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
白色トレイ	す7	け7÷あ÷年間日数×10 ⁶	g/人・日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
プラスチック類	す8	け8÷あ÷年間日数×10 ⁶	g/人・日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
布類	す9	け9÷あ÷年間日数×10 ⁶	g/人・日	6.73	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
その他	す10	け10÷あ÷年間日数×10 ⁶	g/人・日	2.16	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
中間処理後再生利用量	せ1	せ2+せ10+せ12	g/人・日	410.13	429.72	399.80	424.69	405.78	411.62	406.37	407.27	408.34	409.65	411.00	410.38	409.76	409.11	408.49	407.76	
リサイクルプラザ	せ2	せ3~せ9の合計	g/人・日	53.46	74.15	72.16	77.47	74.06	73.41	70.44	71.96	72.62	73.34	74.41	74.16	74.07	73.97	73.72	73.55	
金属類	せ3	こ3÷あ÷年間日数×10 ⁶	g/人・日	23.24	27.87	19.23	23.44	21.97	21.39	21.40	21.69	21.84	21.77	21.85	21.77	21.69	21.77	21.67	21.74	
ガラス類	せ4	こ4÷あ÷年間日数×10 ⁶	g/人・日	24.89	23.98	24.76	23.85	24.85	23.40	21.02	21.92	22.24	23.09	24.13	24.02	24.08	23.81	23.75	23.62	
ペットボトル	せ5	こ5÷あ÷年間日数×10 ⁶	g/人・日	5.33	6.09	5.40	5.52	4.59	5.30	4.60	4.58	4.71	4.70	4.69	4.66	4.64	4.61	4.58	4.55	
白色トレイ	せ6	こ6÷あ÷年間日数×10 ⁶	g/人・日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
プラスチック類	せ7	こ7÷あ÷年間日数×10 ⁶	g/人・日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
布類	せ8	こ8÷あ÷年間日数×10 ⁶	g/人・日	0.00	10.50	9.88	11.59	9.61	9.37	9.40	9.51	9.62	9.48	9.50	9.51	9.53	9.55	9.56	9.56	
その他	せ9	こ9÷あ÷年間日数×10 ⁶	g/人・日	0.00	5.70	12.91	13.07	13.04	13.96	14.03	14.26	14.20	14.30	14.25	14.19	14.13	14.24	14.16	14.08	
資源リサイクルセンター	せ10	せ11	g/人・日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
肥料	せ11	—	g/人・日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
固形燃料化施設	せ12	せ13	g/人・日	356.67	355.57	327.63	347.22	331.72	338.20	335.92	335.32	335.73	336.30	336.59	336.22	335.69	335.14	334.77	334.21	
固形燃料	せ13	こ13÷あ÷年間日数×10 ⁶	g/人・日	356.67	355.57	327.63	347.22	331.72	338.20	335.92	335.32	335.73	336.30	336.59	336.22	335.69	335.14	334.77	334.21	
集団回収	そ1	そ2+そ3+そ4	g/人・日	4.57	4.67	7.51	9.70	11.12	9.83	9.83	9.83	9.83	9.83	9.83	9.83	9.83	9.83	9.83	9.83	
紙類	そ2	さ2÷あ÷年間日数×10 ⁶	g/人・日	4.06	4.28	6.72	8.62	9.20	7.87	7.80	7.75	7.99	7.96	7.93	7.89	7.85	7.82	7.78	7.74	
金属類	そ3	さ3÷あ÷年間日数×10 ⁶	g/人・日	0.25	0.26	0.40	0.54	0.96	0.98	1.01	1.04	0.92	0.93	0.95	0.97	0.99	1.00	1.02	1.04	
ペットボトル	そ4	さ4÷あ÷年間日数×10 ⁶	g/人・日	0.25	0.13	0.40	0.54	0.96	0.98	1.01	1.04	0.92	0.93	0.95	0.97	0.99	1.00	1.02	1.04	
資源化率				58.85	59.10	56.88	58.46	57.70	57.97	57.80	57.85	57.90	58.00	58.10	58.10	58.10	58.10	58.10	58.10	目標(平成34年度) 58.1%

表4 推計計算結果 資源化量(原単位)の実績・予測

区分	記号	計算値根拠	年度 単位	実績値					予測値											備考
				H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	
ごみ資源化量内訳	し1	す1+せ1+そ1	g/人・日	520.72	531.09	501.33	519.54	493.88	524.90	565.41	576.40	588.28	600.36	613.20	616.00	614.34	612.62	610.77	609.02	
直接資源化量	す1	す2~す10の合計	g/人・日	106.02	96.70	94.02	85.15	55.74	54.38	58.30	58.45	58.27	58.40	58.51	58.45	58.39	58.33	58.28	58.20	
紙類	す2	け2÷あ÷年間日数×10 ⁶	g/人・日	96.63	96.31	93.76	84.88	55.47	54.07	57.96	58.11	57.93	58.06	58.17	58.11	58.05	57.99	57.94	57.86	
紙パック	す3	け3÷あ÷年間日数×10 ⁶	g/人・日	0.38	0.39	0.26	0.27	0.27	0.31	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	
金属類	す4	け4÷あ÷年間日数×10 ⁶	g/人・日	0.13	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
ガラス類	す5	け5÷あ÷年間日数×10 ⁶	g/人・日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
ペットボトル	す6	け6÷あ÷年間日数×10 ⁶	g/人・日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
白色トレイ	す7	け7÷あ÷年間日数×10 ⁶	g/人・日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
プラスチック類	す8	け8÷あ÷年間日数×10 ⁶	g/人・日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
布類	す9	け9÷あ÷年間日数×10 ⁶	g/人・日	6.73	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
その他	す10	け10÷あ÷年間日数×10 ⁶	g/人・日	2.16	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
中間処理後再生利用量	せ2		g/人・日	410.13	429.72	399.80	424.69	427.02	460.70	495.98	506.82	518.89	530.84	543.57	546.43	544.83	543.17	541.37	539.70	
リサイクルプラザ	せ2	せ3~せ9の合計	g/人・日	53.46	74.15	72.16	77.47	74.06	73.41	108.72	114.01	119.01	123.79	129.09	129.58	129.29	128.98	128.46	128.11	
金属類	せ3	こ3÷あ÷年間日数×10 ⁶	g/人・日	23.24	27.87	19.23	23.44	21.97	21.39	21.40	21.69	21.84	21.77	21.85	21.77	21.69	21.77	21.67	21.74	
ガラス類	せ4	こ4÷あ÷年間日数×10 ⁶	g/人・日	24.89	23.98	24.76	23.85	24.85	23.40	59.30	63.97	68.63	73.54	78.81	79.45	79.30	78.81	78.49	78.18	
ペットボトル	せ5	こ5÷あ÷年間日数×10 ⁶	g/人・日	5.33	6.09	5.40	5.52	4.59	5.30	4.60	4.58	4.71	4.70	4.69	4.66	4.64	4.61	4.58	4.55	
白色トレイ	せ6	こ6÷あ÷年間日数×10 ⁶	g/人・日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
プラスチック類	せ7	こ7÷あ÷年間日数×10 ⁶	g/人・日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
布類	せ8	こ8÷あ÷年間日数×10 ⁶	g/人・日	0.00	10.50	9.88	11.59	9.61	9.37	9.40	9.51	9.62	9.48	9.50	9.51	9.53	9.55	9.56	9.56	
その他	せ9	こ9÷あ÷年間日数×10 ⁶	g/人・日	0.00	5.70	12.91	13.07	13.04	13.96	14.03	14.26	14.20	14.30	14.25	14.19	14.13	14.24	14.16	14.08	
資源リサイクルセンター	せ10	せ11	g/人・日					21.23	45.84	49.46	53.34	57.58	61.57	65.70	65.79	65.72	65.82	65.69	65.90	
肥料	せ11	こ11÷あ÷年間日数×10 ⁶	g/人・日					21.23	45.84	49.46	53.34	57.58	61.57	65.70	65.79	65.72	65.82	65.69	65.90	
固形燃料化施設	せ12	せ13	g/人・日	356.67	355.57	327.63	347.22	331.72	341.44	337.80	339.48	342.29	345.48	348.78	351.05	349.82	348.37	347.22	345.68	
固形燃料	せ13	こ13÷あ÷年間日数×10 ⁶	g/人・日	356.67	355.57	327.63	347.22	331.72	341.44	337.80	339.48	342.29	345.48	348.78	351.05	349.82	348.37	347.22	345.68	
集団回収	そ1	そ2+そ3+そ4	g/人・日	4.57	4.67	7.51	9.70	11.12	9.83	11.12	11.12	11.12	11.12	11.12	11.12	11.12	11.12	11.12	11.12	
紙類	そ2	さ2÷あ÷年間日数×10 ⁶	g/人・日	4.06	4.28	6.72	8.62	9.20	7.87	7.80	7.75	7.99	7.96	7.93	7.89	7.85	7.82	7.78	7.74	
金属類	そ3	さ3÷あ÷年間日数×10 ⁶	g/人・日	0.25	0.26	0.40	0.54	0.96	0.98	1.01	1.04	0.92	0.93	0.95	0.97	0.99	1.00	1.02	1.04	
ペットボトル	そ4	さ4÷あ÷年間日数×10 ⁶	g/人・日	0.25	0.13	0.40	0.54	0.96	0.98	1.01	1.04	0.92	0.93	0.95	0.97	0.99	1.00	1.02	1.04	
資源化率				58.85	59.10	56.88	58.46	58.19	59.10	63.35	63.77	64.21	64.65	65.09	65.06	65.08	65.11	65.13	65.16	目標(平成34年度) 58.1%

資料 2 生活排水処理等の推計結果

表1 生活排水処理量の実績・予測

区 分	記号	年度 計算値根拠など	単位	実績値					予測値														備考		
				H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42			
総人口(計画処理区域内人口)	あ		人	21,285	20,915	20,496	20,076	19,645	19,450	18,946	18,441	17,937	17,621	17,305	16,990	16,674	16,358	16,057	15,756	15,454	15,153	14,852	国立社会保障・人口問題研究所		
汚水処理人口	い	え+お+か+き	人	15,608	15,783	15,578	15,438	15,110	15,168	14,964	14,780	14,593	14,496	14,398	14,455	14,510	14,565	14,624	14,683	14,741	14,798	14,852			
生活排水処理形態別人口	生活排水処理人口	う	え4+お3+か+き	人	14,083	14,148	14,036	13,924	13,671	13,733	13,573	13,429	13,282	13,211	13,140	13,223	13,304	13,385	13,469	13,553	13,636	13,718	13,797		
	公共下水道	処理人口	え		9,837	9,852	9,639	9,519	9,281	9,317	9,094	8,889	8,682	8,564	8,445	8,325	8,204	8,081	7,964	7,846	7,727	7,607	7,485	公共下水道が整備された区域内の人口	
		下水道普及率	え1	え÷あ×100	%	46.2	47.1	47.0	47.4	47.2	47.9	48.0	48.2	48.4	48.6	48.8	49.0	49.2	49.4	49.6	49.8	50.0	50.2	50.4	H34年度目標48.8%、以降も同率で推移
		接続率	え2	え3÷え×100	%	84.5	83.4	84.0	84.1	84.5	84.6	84.7	84.8	84.9	85.0	85.1	85.2	85.3	85.4	85.5	85.6	85.7	85.8	85.9	H28年度以降、同率で推移
	接続人口	え3	え×え2÷100	人	8,312	8,217	8,097	8,005	7,842	7,882	7,703	7,538	7,371	7,279	7,187	7,093	6,998	6,901	6,809	6,716	6,622	6,527	6,430		
	農業集落排水	処理人口	お	H28人口比率に基づき設定	人	46	46	46	44	44	44	42	41	40	39	39	38	37	37	36	35	35	34	33	農業集落排水が整備された区域内の人口
		農業普及率	お1	お÷あ×100	%	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	
		接続率	お2	お1÷お×100	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	接続人口	お3	お×お2÷100	人	46	46	46	44	44	44	42	41	40	39	39	38	37	37	36	35	35	34	33	接続率100%として計算	
	コミュニティ・プラント人口	か	—	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	合併処理浄化槽人口	き	増加目標に基づき等差的に増加	人	5,725	5,885	5,893	5,875	5,785	5,807	5,828	5,850	5,871	5,893	5,914	6,092	6,269	6,447	6,624	6,802	6,979	7,157	7,334		
	生活排水未処理人口	く	く1+く2	人	7,202	6,767	6,460	6,152	5,974	5,717	5,373	5,012	4,655	4,410	4,165	3,767	3,370	2,973	2,588	2,203	1,818	1,435	1,055		
	し尿収集人口(汲み取り)	く1	指数近似式に基づき減少	人	2,987	2,834	2,664	2,744	2,309	2,148	1,999	1,861	1,732	1,613	1,502	1,399	1,303	1,215	1,132	1,056	985	919	858	指数近似式を適用	
	水洗化・生活雑排水未処理人口	く2	あ-(え3+お3+か+き+く1)	人	4,215	3,933	3,796	3,408	3,665	3,569	3,374	3,151	2,923	2,797	2,663	2,368	2,067	1,758	1,456	1,147	833	516	197	総人口から残り処理人口を差し引いて算出	
汚水処理人口普及率	け	い÷あ×100	%	73.3	75.5	76.0	76.9	76.9	78.0	79.0	80.1	81.4	82.3	83.2	85.1	87.0	89.0	91.1	93.2	95.4	97.7	100.0	H34年度目標83.2% H42年度目標100.0%		
生活排水処理率	こ	う÷あ×100	%	66.2	67.6	68.5	69.4	69.6	70.6	71.6	72.8	74.0	75.0	75.9	77.8	79.8	81.8	83.9	86.0	88.2	90.5	92.9			
し尿・浄化槽汚泥量	し尿・浄化槽汚泥量(年間量)	さ	さ1+さ2	kℓ/年	6,832	6,762	6,720	6,596	6,300	6,201	6,046	5,881	5,715	5,611	5,506	5,401	5,295	5,188	5,085	4,982	4,877	4,774	4,669		
	し尿	さ1	く1×す1×年間日数÷10 ³	kℓ/年	1,009	944	990	938	829	768	715	666	620	577	537	500	466	435	405	378	352	329	307		
	浄化槽汚泥	さ2	(お3+き+く2)×す2×年間日数÷10 ³	kℓ/年	5,823	5,818	5,731	5,658	5,471	5,433	5,331	5,215	5,095	5,034	4,969	4,901	4,829	4,753	4,680	4,604	4,525	4,445	4,362		
	し尿・浄化槽汚泥量(日平均量)	し	し1+し2	kℓ/日	18.7	18.5	18.4	18.1	17.3	17.0	16.6	16.1	15.7	15.4	15.1	14.8	14.5	14.2	13.9	13.6	13.4	13.1	12.8		
	し尿	し1	さ1÷年間日数	kℓ/日	2.8	2.6	2.7	2.6	2.3	2.1	2.0	1.8	1.7	1.6	1.5	1.4	1.3	1.2	1.1	1.0	1.0	0.9	0.8		
	浄化槽汚泥	し2	さ2÷年間日数	kℓ/日	16.0	15.9	15.7	15.5	15.0	14.9	14.6	14.3	14.0	13.8	13.6	13.4	13.2	13.0	12.8	12.6	12.4	12.2	12.0		
	し尿・浄化槽汚泥量(原単位)	す	さ÷(お3+き+く1)÷年間日数	ℓ/人・日	2.14	2.11	2.14	2.09	2.12	2.12	2.11	2.08	2.05	2.04	2.02	1.97	1.91	1.85	1.79	1.73	1.67	1.61	1.56		
	し尿	す1	さ1÷く1÷年間日数÷10 ³	ℓ/人・日	0.93	0.91	1.02	0.94	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98		
浄化槽汚泥	す2	さ2÷(お3+き+く2)÷年間日数÷10 ³	ℓ/人・日	1.60	1.61	1.61	1.66	1.58	1.58	1.58	1.58	1.58	1.58	1.58	1.58	1.58	1.58	1.58	1.58	1.58	1.58	1.58			

一般廃棄物処理基本計画

平成 30 年 3 月

編集・発行 みなかみ町生活水道課

〒379-1414

群馬県利根郡みなかみ町大字布施 2806 番地 1

TEL : 0278-64-1167

FAX : 0278-64-1097

URL : <http://www.town.minakami.gunma.jp/>
